

うみっ子 未来プラン

宇美町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
宇美町

ごあいさつ

近年、わが国では、出生率の低下や出生数の減少等による急速な人口減少や少子高齢化、核家族化が進行しており、こうした状況は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来にわたって、社会・経済への深刻な影響を与えるものと懸念されています。

また、子どもと家庭を取り巻く環境は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い変化しており、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱える方も少なくありません。子どもの育ちと子育てを、地域社会全体で支え共有する、新しい地域コミュニティを形成することが、社会の役割となっています。

そうした中、本町では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「宇美町次世代育成支援行動計画〔うみっ子未来プラン〕（前期）」、平成22年にはその後期行動計画（平成22年～26年度）を策定し、本町に暮らすすべての子どもたちが次代の担い手として、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、たくましく主体的に生きる力をもった次代の親に成長することを目指して、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取り組みを進めてきました。

このたび、国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連3法が制定され、これに基づく新制度が平成27年4月からスタートします。

本町におきましても、新制度の実施にあたり、今後5年間の子ども・子育て支援の方向性を示す「宇美町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、これまでの行動計画を継承するものとし、「みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町」という本計画の基本理念を町民の皆様と共有しながら、これまで以上に、地域ぐるみで子どもの育ちと子育てを支える施策を推進してまいります。

また、本町では、平成27年度から8年間の「第6次宇美町総合計画」を策定し「安心して産み育てることができる子育ち・子育て環境の整備」を重点目標の一つに掲げて「子どもを産み育てやすいまち」「子どもが健やかに育つまち」を目指しています。子どもたちの輝く未来のため、今後とも皆様方の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました「宇美町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様や関係者の方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

宇美町長 木原 忠



目 次

I 計画の策定にあたって

1 計画の概要	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の期間	4
(4) 計画の対象	4
2 宇美町の現状と課題	5
(1) 少子化の動向	5
(2) 家庭や地域の状況	9
(3) ニーズ調査からみた課題	11
(4) 次世代育成支援対策行動計画の成果と課題	28

II 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	31
2 基本目標	32
3 基本的視点	33

III 計画の基本施策及び事業（基本施策と個別事業）

1 計画の体系	35
2 重点施策	36
(1) 多様な教育・保育事業の充実	36
(2) 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援	36
(3) 子どもの居場所づくり	36
3 計画の施策・事業	37

基本目標 I 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

基本施策1 多様な教育・保育事業の充実	37
基本施策2 地域子育て支援事業の充実	40
基本施策3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援	43
基本施策4 仕事と家庭生活の両立支援	46
基本施策5 家庭の教育力の向上	49
基本施策6 小児医療の充実	51
基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進	53

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

基本施策1	子どもの生きる力の育成	54
基本施策2	次代の親の育成	57
基本施策3	青少年の健全育成の推進	59
基本施策4	子どもの最善の利益を守る環境づくり	62
基本施策5	障がい児施策の充実	65

基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり

基本施策1	子育て支援の人材育成	67
基本施策2	子どもの居場所づくり	69
基本施策3	安心して生活できる環境整備	71

Ⅳ 教育・保育事業及び地域子育て支援事業の提供体制

1	教育・保育の提供区域の設定	75
2	定期的な教育・保育事業の提供体制	75
	（1）保育の必要性の認定について	75
	（2）保育の必要量の認定に係る基準	76
	（3）教育・保育事業の提供体制	77
3	地域子育て支援事業の提供体制	78
	（1）地域子育て支援事業の提供体制	78
	（2）認定こども園の普及等に係る取組	80
	（教育・保育の一体的提供および推進体制の確保）	

V 計画の推進

1	計画の推進に向けて	81
	（1）計画の推進状況の点検及び評価	81
	（2）町民や関係団体等との連携による推進	81
	（3）社会経済情勢等に対応した計画の推進	81
2	計画の成果指標	82

付属資料

1	関連資料	85
2	宇美町子ども・子育て会議条例	88
3	宇美町子ども・子育て会議委員名簿	90
4	宇美町子ども・子育て支援事業計画策定経過	91
5	宇美町子ども・子育て会議委員ワークショップまとめ	93
	（1）平成26年度 第2回子ども・子育て会議	93
	（2）平成26年度 第5回子ども・子育て会議	95

I 計画の策定にあたって

I 計画の策定にあたって

1 計画の概要

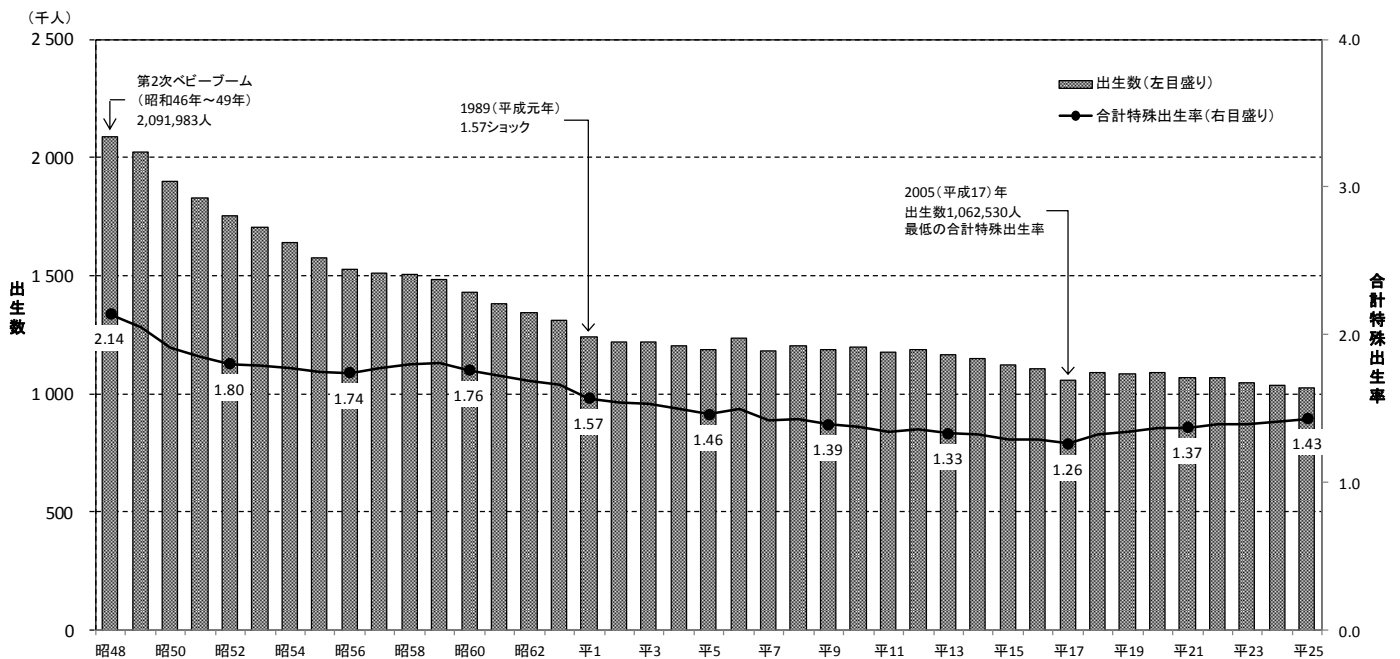
(1) 計画策定の背景と趣旨

① 少子化の現状

わが国においては、平成元年に合計特殊出生率(※注1)が1.57となったのをきっかけに、出生率の低下が社会的な注目を集めました。少子化の進展は、人口の高齢化率を高めることになり、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会全体に大きな影響を与えます。合計特殊出生率は、平成17年に1.26まで下がり続け、その後わずかながら増加する傾向にあり、平成25年には1.43となりましたが、出生数は平成17年以降一貫して減少しており、平成25年には1,029,816人と最低を記録しました。

このような少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

図表1 わが国の合計特殊出生率と出生数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※(注1)15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数。したがって、一般に、結婚年齢が上昇し第1子年齢が上昇し続けている場合には大きく低下、やがて結婚年齢が安定し第1子出産年齢も安定した場合にはある程度回復、といった性格があることに留意する必要がある。合計出生率とも言う。

②国の動き

平成6年に、国は少子化対策として「エンゼルプラン」を策定しました。さらに、平成14年に「少子化対策プラスワン」が打ち出され、「次世代育成支援」の視点で「育児の社会化」をキーワードとした施策を提示しています。「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取り組みを目指すものでした。

平成15年には、「次世代育成支援対策推進法」が10年間の時限立法として制定されました。この法律では、次世代育成支援対策を社会全体の取り組みとして進めるために、都道府県及び市町村のみならず、企業においても数値目標を掲げた行動計画の策定が義務づけられました。

しかしながら、少子化の進行はとどまらず、平成19年に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定され、未婚率の上昇や出生率の低下が止まらない反面、結婚や出産を希望する人は依然として多く、希望を実現できない背景に女性が就労継続か結婚・出産・子育てかどちらか一方を選ばざるを得ないという社会構造上の問題があると指摘しています。問題解決のためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2つを同時並行的に取り組んでいかなければならないと強調されています。一方で、都市部を中心に待機児童の問題が深刻化し、平成20年には待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」が発表されました。

しかし、待機児童の解消は進まず、子育て中の保護者や子どもの抱える問題は多様化し、子どもの育ちを支援する対策は重要性を増しています。そのため、平成24年に「子ども・子育て支援法」「改正認定こども園法」「児童福祉法の改正を含む関連法律の整備法」の子ども・子育て関連3法が成立しました。子ども・子育て支援法では、教育・保育事業や地域の子育て支援事業について、需要量の見込みと確保策などを盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。さらに、児童福祉法が改正され、児童福祉施設最低基準は都道府県の条例で定めることとなり、子育て支援における地方自治体の責務はより重くなっています。

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、平成20年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行、翌年の平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート、ひきこもりといった困難を抱える若者の方への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進が図られています。また、子育て家庭の貧困率が上昇しており、平成25年には「子どもの貧困対策の推進に関する法」が制定されました。

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。そのため、子どもと子育て家庭により良い環境整備を目指し、地域の実情に即した多様な子育て支援を実現していくことが重要とされています。

③町の取り組み

宇美町では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「うみっ子未来プラン（宇美町次世代育成支援対策行動計画）」（以下、「うみっ子未来プラン」という。）を平成16年度に策定しており、すべての子どもたちが次代の担い手として、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、安全な環境において、たくましく主体的に生きる力をもった次代の親に成長することを目指して、施策の推進を図ってきました。

町立保育園や学童保育所の増改築等による定員規模の拡大、ファミリー・サポート・センター事業の創設、中学校子育てサロンの開設をはじめとした子育て支援センターの機能拡充など、総合的な子育て支援施策を展開してきました。

平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することになります。

宇美町では、新たな事業計画の策定あたり、平成25年度に、子どもの保護者や学識経験者、子ども・子育て支援の関係者等で構成する「宇美町子ども・子育て会議」を設置して、議論を重ねてきました。

「宇美町子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの「うみっ子未来プラン」を継承するものとして策定し、地域の子どもと子育て家庭の状況に応じた質の高い教育・保育事業の提供とともに、各種の子育て支援事業に取り組みます。

（2）計画の位置づけ

平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」により、「子ども・子育て支援新制度」が実施され、地方自治体は国の基本指針に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備するための事業計画を策定することが義務づけられています。

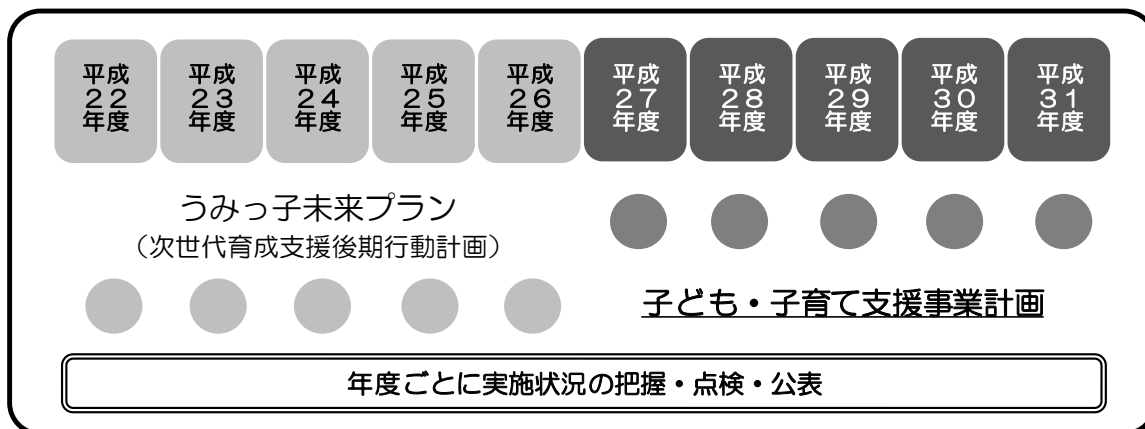
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に定められた教育・保育の「量の見込み」と「提供体制」を示す需給計画を含むものとなります。

また、本計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「うみっ子未来プラン」とその理念を継承するものとして、すべての子どもと家庭、地域、企業などを対象として、今後宇美町で推進していく次世代育成支援施策についても総合的に定めるものとなります。

また、本計画の推進にあたっては、最上位計画である「宇美町第6次総合計画」や「宇美町障害福祉計画及び障害者基本計画」など他の分野の計画とも整合性を図り、連携して推進していくものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間(本計画)とするものです。



(4) 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満としています。

2 宇美町の現状と課題

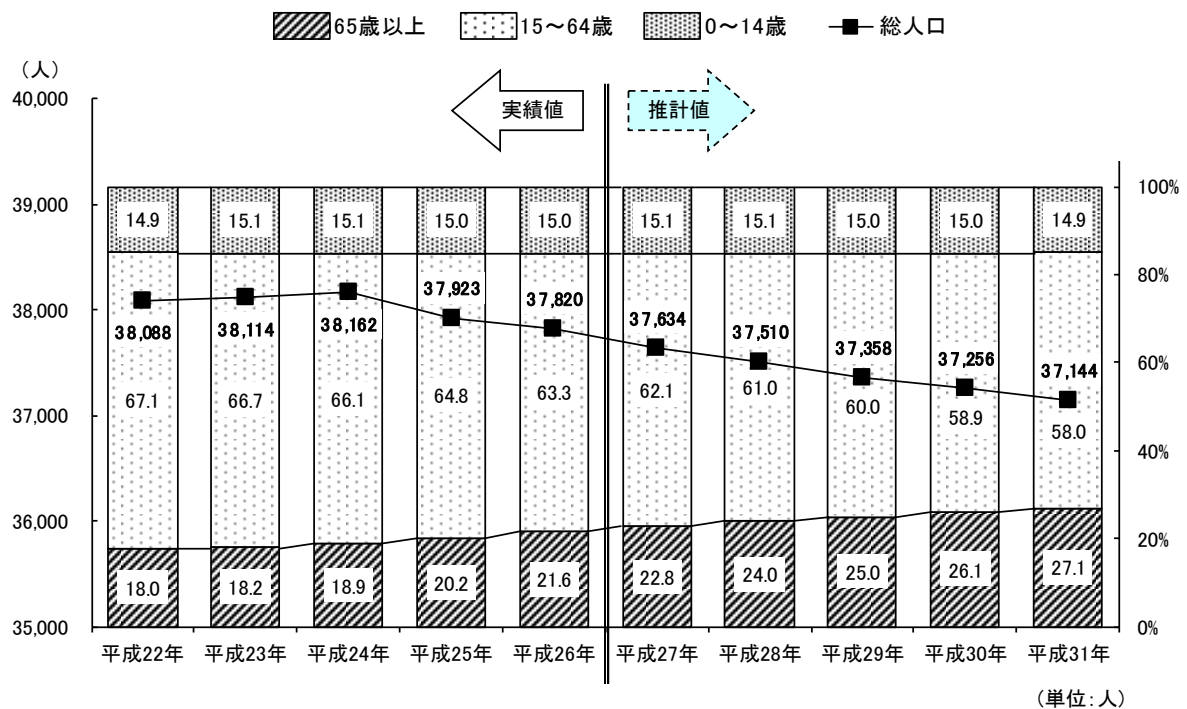
(1) 少子化の動向

①宇美町の人口の推移

宇美町の人口は平成22年から平成24年までは約38,000人で推移していましたが、平成25年から38,000人を下回り、平成26年には37,820人となっています。平成27年以降の推計でも減少傾向のまま平成31年には37,144人になると予測されています。

総人口を年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）・老年人口（65歳以上）の3区分で見ると、年少人口はこの5年間15%前後となっており、今後もこのままの状態と予測されています。一方、生産年齢人口は徐々に減少し、反対に老年人口は徐々に増加し、平成31年には27.1%まで上がると予測され、高齢化が進行している状況が示されています。

図表2 宇美町の総人口と年齢3区分の推移

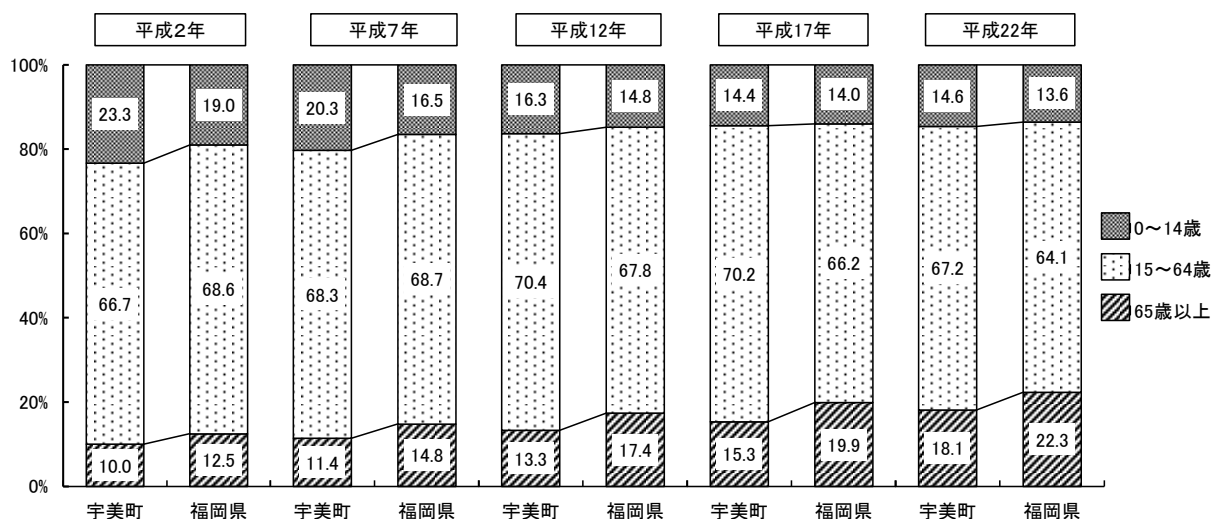


	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	5,665	5,747	5,756	5,689	5,685	5,680	5,655	5,609	5,591	5,528
15～64歳	25,571	25,437	25,209	24,588	23,950	23,378	22,865	22,416	21,949	21,552
65歳以上	6,852	6,930	7,197	7,646	8,185	8,576	8,990	9,333	9,716	10,064
総人口	38,088	38,114	38,162	37,923	37,820	37,634	37,510	37,358	37,256	37,144

資料：平成22～26年 住民基本台帳（各年4月1日現在）
平成27～31年 コーホート変化率による推計値（国ワークシートに基づき算出）

宇美町と福岡県の人口構成比を比較すると、いずれも少子高齢化の傾向がみられるものの、宇美町は福岡県よりも年少人口や生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合は低い状況です。

図表3 宇美町の人口構成比の推移（県比較）

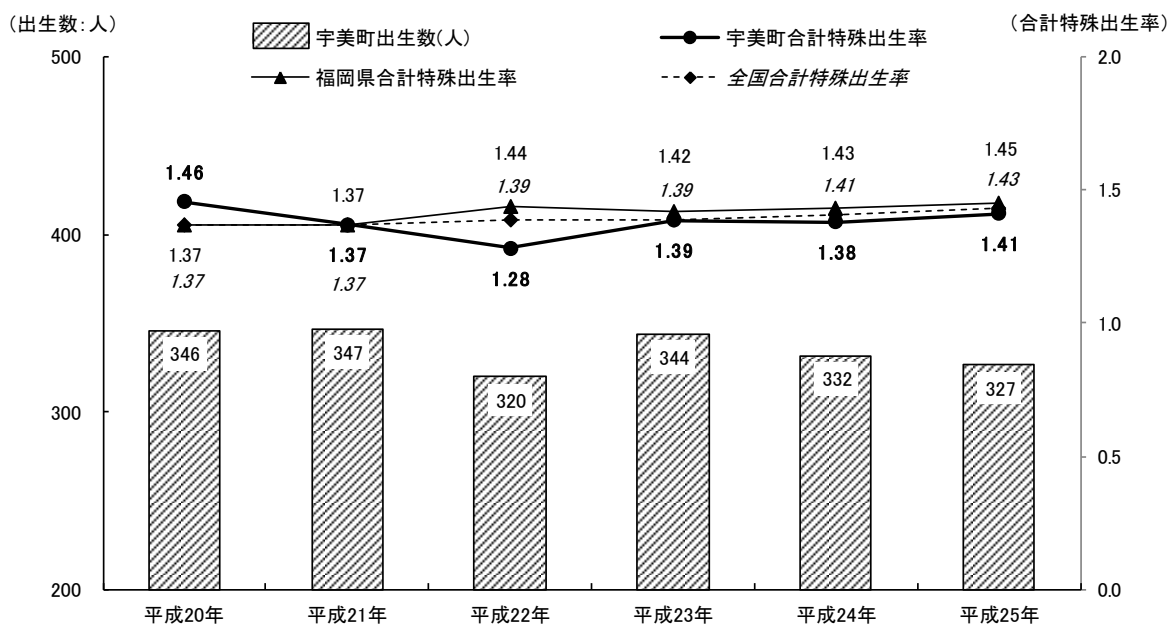


資料：国勢調査

②出生数・合計特殊出生率の推移

宇美町の出生数は、平成23年に344人と前年を上回りましたが、平成24年では332人、平成25年では327人と減少傾向となっています。合計特殊出生率も平成21年以降、国や福岡県と同程度か、もしくは下回る状態となっています。

図表4 宇美町の出生数と合計特殊出生率の推移（全国、県比較）



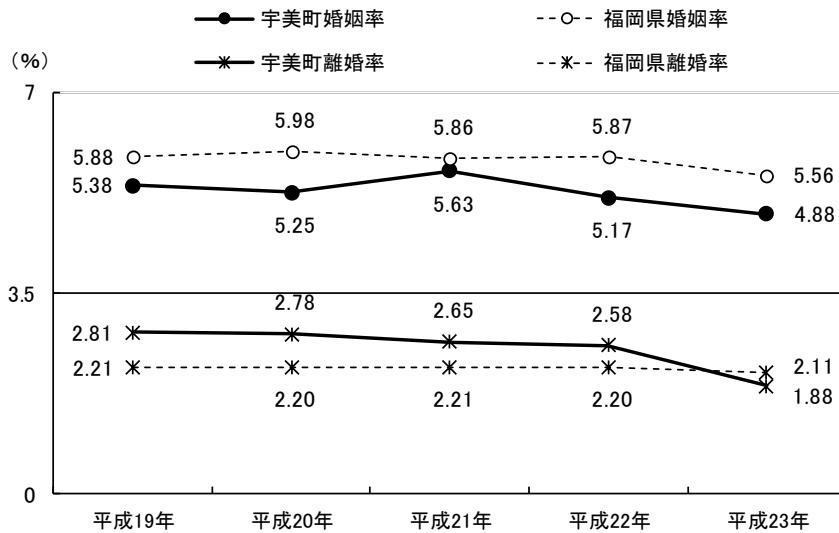
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
宇美町	出生数(人)	346	347	320	344	332	327
	合計特殊出生率	1.46	1.37	1.28	1.39	1.38	1.41
福岡県	出生数(人)	46,695	46,084	46,818	46,220	45,815	45,897
	合計特殊出生率	1.37	1.37	1.44	1.42	1.43	1.45
全国	出生数(千人)	1,091	1,070	1,071	1,051	1,037	1,030
	合計特殊出生率	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

資料：全国、福岡県は人口動態統計
宇美町は福岡県保健統計年報等

③婚姻率と離婚率の推移

宇美町の婚姻率はこれまでの減少傾向から平成 21 年には 5.63 と増加に転じ、福岡県の 5.86 と大差はなくなりました。しかし、その後は減少し平成 23 年には 4.88 と福岡県の 5.56 と比べると低い状態です。一方、離婚率は平成 19 年から平成 22 年まで穏やかな減少が続いており、平成 23 年には 1.88 と福岡県の 2.11 を下回っています。

図表 5 宇美町の婚姻率と離婚率の推移（県比較）

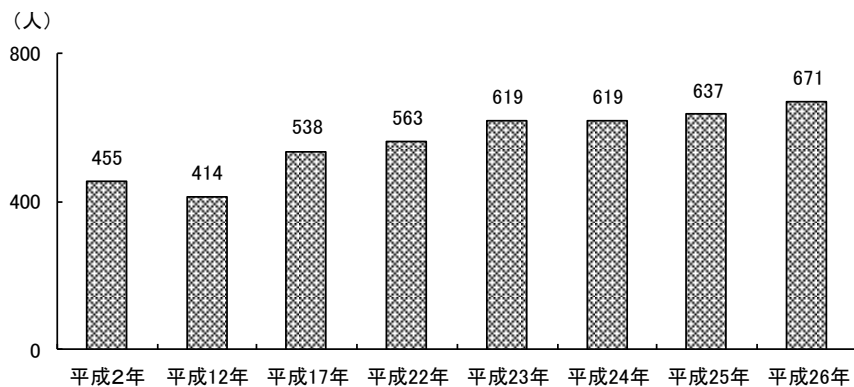


資料：人口動態統計
※婚姻率・離婚率については人口千人に対しての割合

④保育所及び幼稚園の児童数

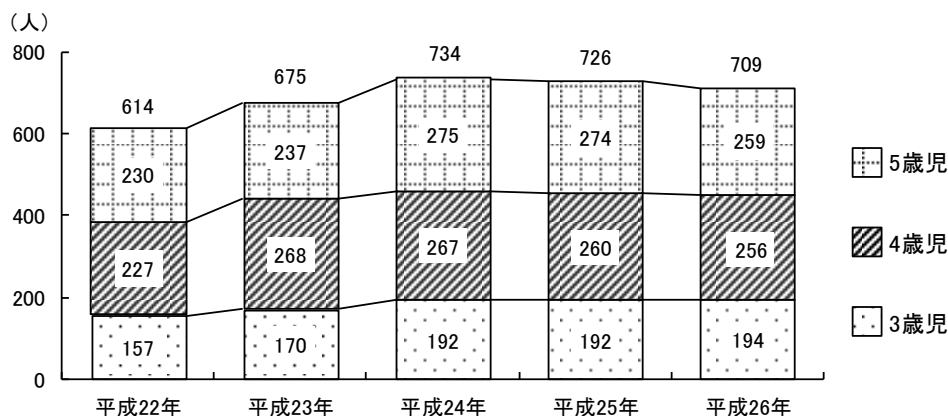
保育所の児童数は、平成 23 年に 600 人を超えて以来増加傾向にあり、平成 26 年は 671 人となっています。町内の幼稚園の児童数は、平成 24 年には 734 人と増加傾向を示していましたが、その後は減少傾向となり平成 26 年は 709 人となっています。

図表 6 保育所児童数(認可保育所)の推移



資料：宇美町調べ（各年 4 月 1 日現在）

図表7 幼稚園児童数(町内幼稚園)の推移

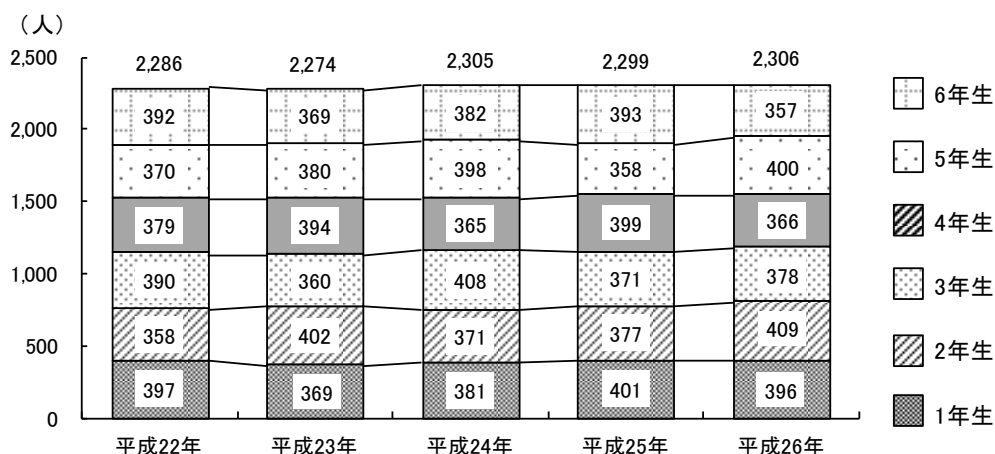


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

⑤小学校及び中学校の児童・生徒数

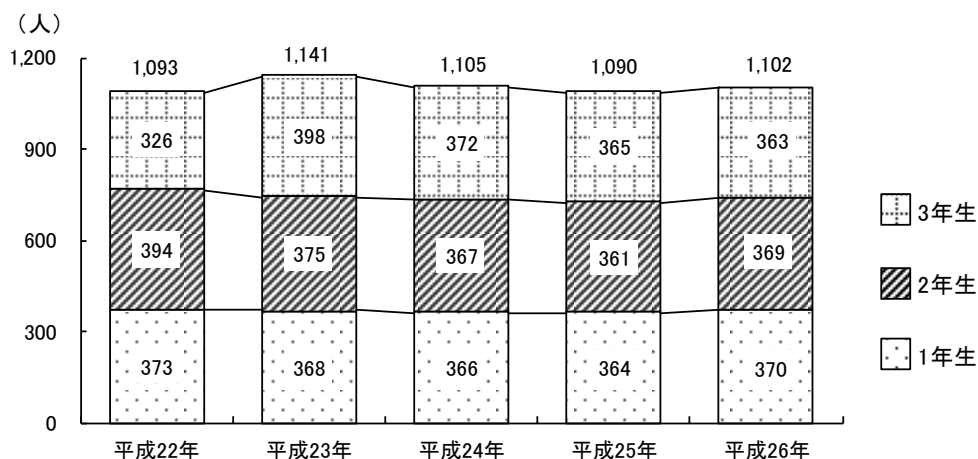
小学校の児童数は、平成22年以降は2,300人前後で、中学校の生徒数は、1,100人前後で推移しています。

図表8 小学校児童数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

図表9 中学校生徒数の推移

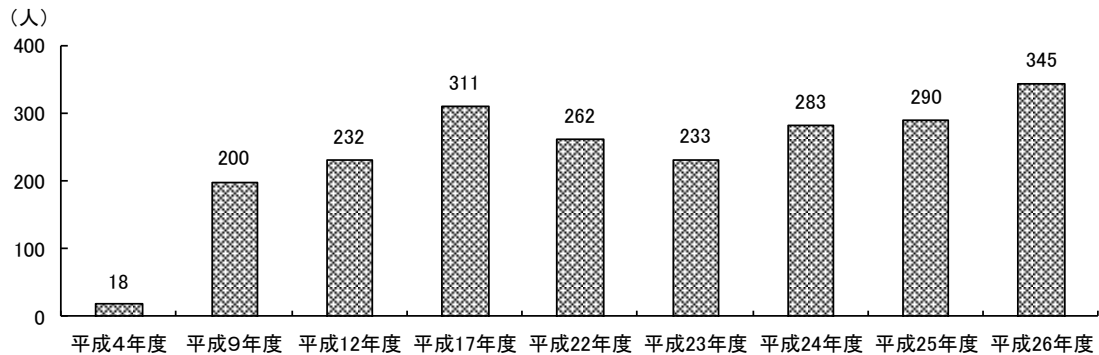


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

⑥学童保育所の利用者数

宇美町では、平成4年度に原田小学校区(18人)で創設し、その後各小学校区への開設を進め、平成9年度に5小学校区すべてに設置しました。平成9年度以降利用者数は増加傾向となり、平成17年度には311人となりました。その後は250人前後で推移していましたが、平成24年度は283人、平成25年度は290人、平成26年度は345人と増加しています。

図表10 学童保育所利用者数の推移



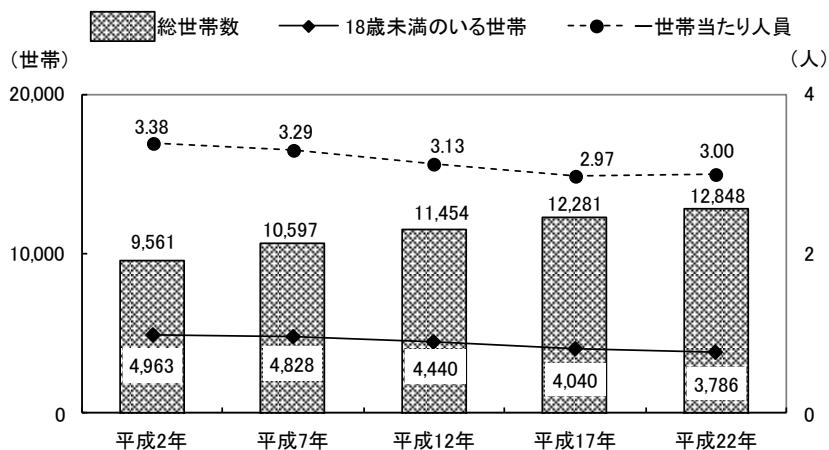
資料：宇美町調べ（各年4月1日現在）

(2) 家庭や地域の状況

①世帯の動向

宇美町全体の世帯数は平成22年には12,848世帯と増加傾向ですが、これまでに比べ増加の割合はやや鈍化しています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で、平成22年は3.00人となっています。18歳未満の児童のいる世帯数は、平成22年で3,786世帯と平成2年から減少傾向にあります。

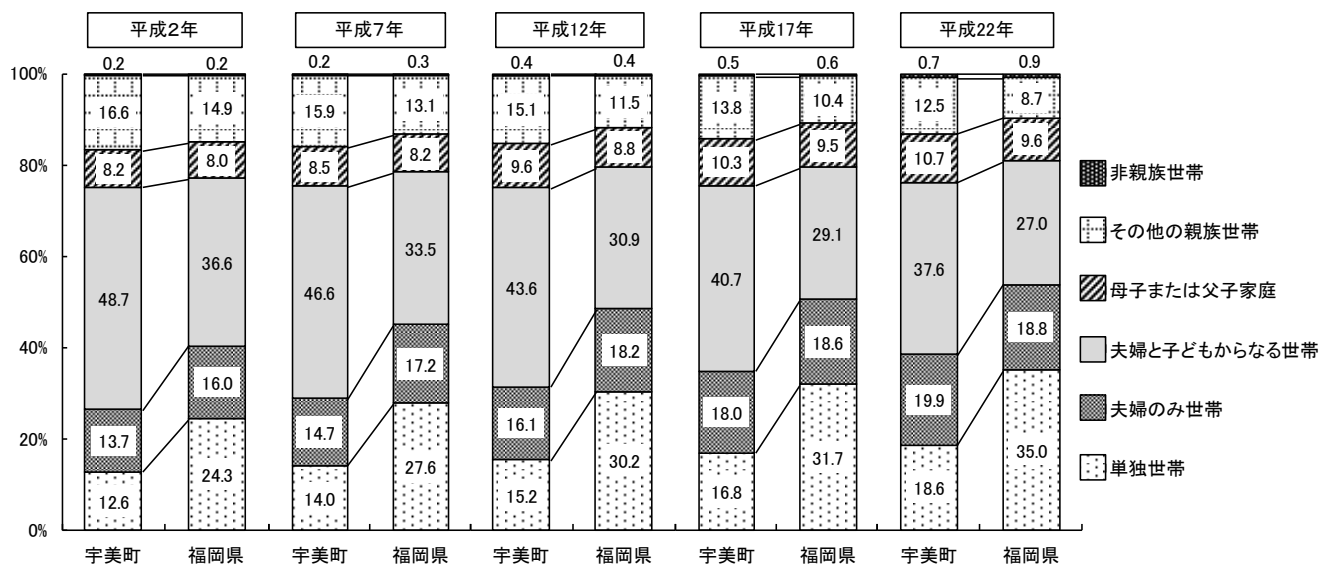
図表11 宇美町の世帯数と一世帯当たりの人員、18歳未満のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

家族形態の推移は、「夫婦と子どもからなる世帯」「その他の親族世帯」が減少し、「夫婦のみ世帯」「単独世帯」が増加しています。福岡県と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」と「その他の親族世帯」の割合が高く、2世代、3世代で子どものいる世帯が多いと推察されます。また、「母子または父子家庭」は各年ともに福岡県を上回っています。

図表 12 宇美町の家族形態の推移（県比較）



資料：国勢調査

②就業状況

宇美町の就業者数は、男女とも平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年には男性で702人、女性で266人の減少に転じています。

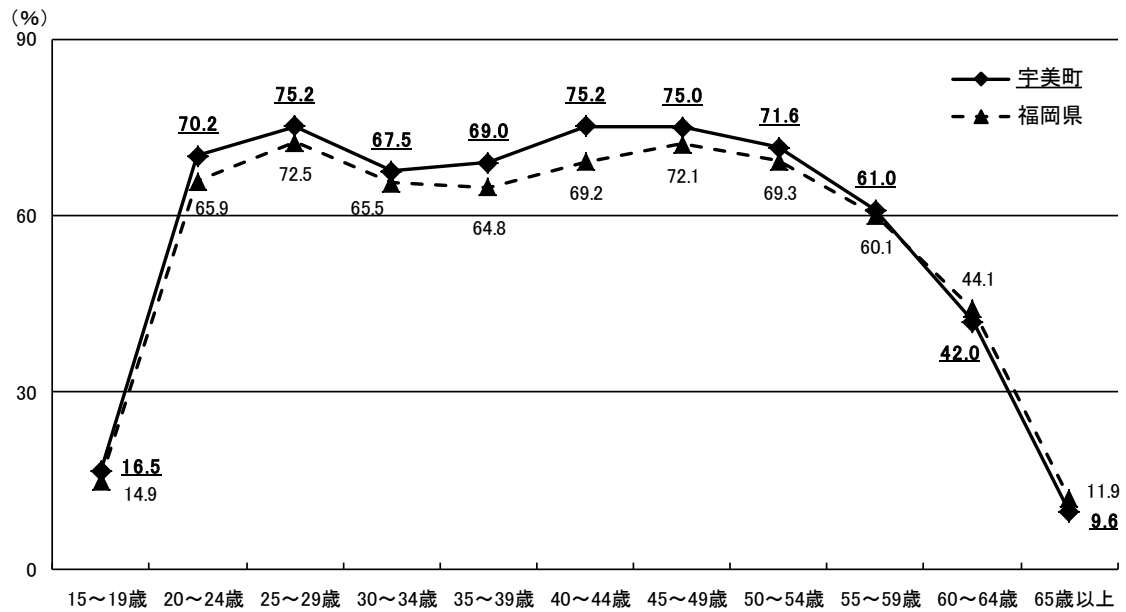
女性の年齢別労働力率をみると、25～29歳では75.2%ですが、30～34歳になると67.5%に下がります。その後上昇し、40～44歳では75.2%となります。これは結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したところにパート等で再就職をする女性が多いことを示しており、このような働き方を「M字型就労」といいます。福岡県に比べ女性の労働力率は高いのですが、宇美町でもこの就労パターンがみられます。

図表 13 宇美町の就業者数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
男性就業者数	8,917	9,890	10,205	10,590	9,888
女性就業者数	5,543	6,605	7,403	7,855	7,589

資料：国勢調査

図表 14 宇美町における女性の年齢別労働力率（県比較）



※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
資料：国勢調査（平成22年）

（3）ニーズ調査からみた課題

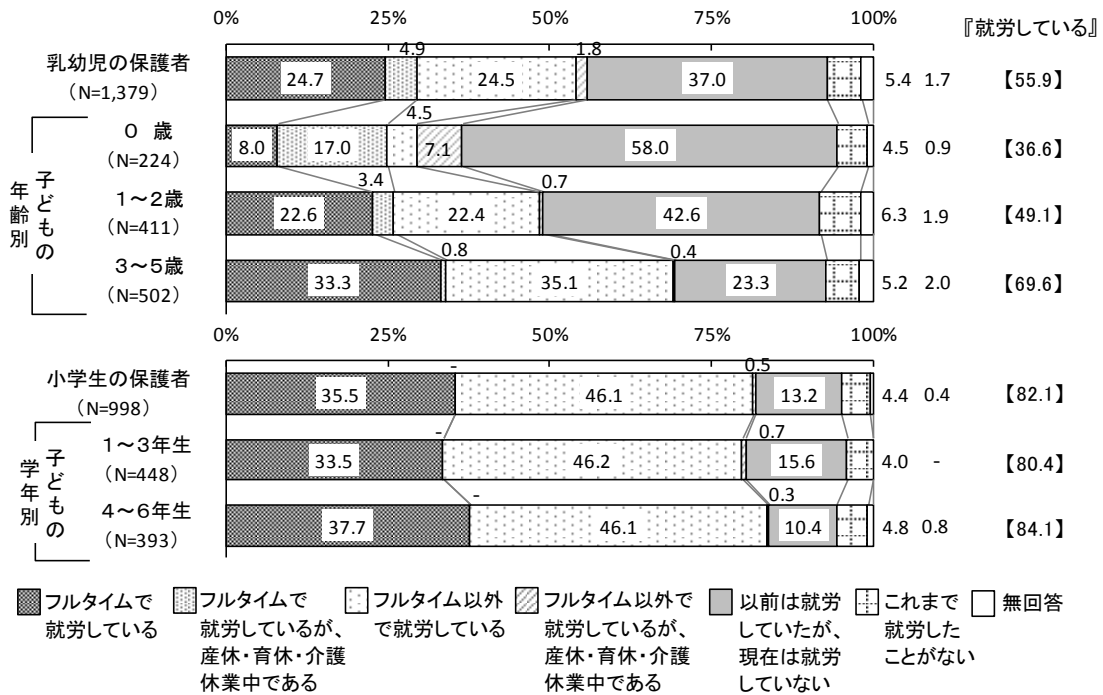
平成26年1月に、宇美町に居住する乳幼児（0～5歳児）または小学生（小学1～6年生）のいる2,846世帯、中学1～3年生および16～18歳の高校生世代の子ども自身1,669人を対象に「宇美町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。乳幼児の保護者では1,153件（回収率64.6%）、小学生の保護者では863件（回収率81.4%）、中高生世代では1,107件（66.3%）の回答がありました。その結果から、宇美町の子どもたちの日常と子育ての状況をまとめました。

①就労する母親の増加と子育てと両立支援の重要性

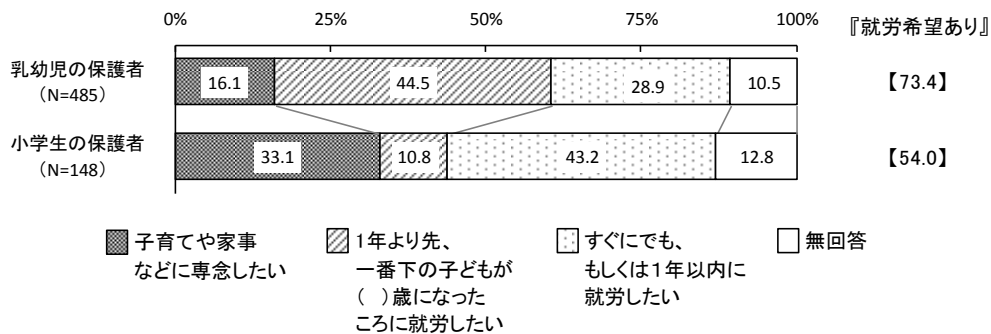
就労する母親は子どもの年齢が高くなるにつれ増加しており、子どもが3歳以上になると69.6%にのびます。また、現在就労していない母親も今後の就労意向は乳幼児の保護者で73.4%、小学生の保護者で54.0%と高い状況にあります。

育児休業は制度として定着しつつあるものの、取得の促進など課題は多く、今後は事業主に対しては、母親が妊娠や出産で退職を余儀なくされないよう職場の環境整備に努めることを働きかけていかなければなりません。また、仕事と子育てとの両立で困難を抱えることがないように、保育ニーズに応える施策の充実が求められます。

図表 15 母親の就労状況



図表 16 母親の就労意向



②両立支援のために求められる保育サービスの内容

乳幼児で定期的な教育・保育事業を利用している家庭は56.1%あり、利用している施設は「認可保育所」が52.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が34.6%でこの2つの施設に集中しています。「認可保育所」は母親がフルタイム就労の場合に、また、育児休業明けの年齢にあたる1~2歳児で7割台にのびます。育児休業を取得して就業を継続する母親は今後増加が予測され、育児休業明けの低年齢の子どもを対象とした保育サービスの拡充が急務となっています。

不定期の教育・保育事業については、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」などの現在の利用は多くはありませんが、私用や冠婚葬祭等を理由とする利用希望はそれぞれ3割程度あります。

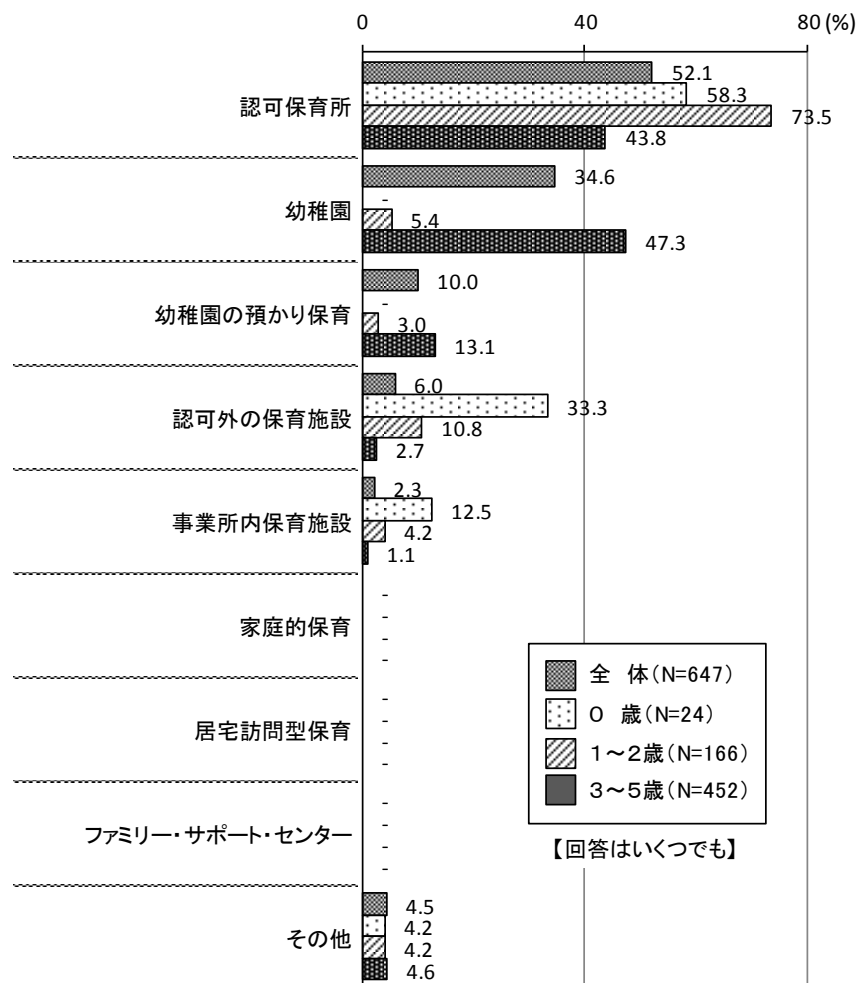
学童保育は、小学生の実際の利用は21.3%ですが、5歳以上の乳幼児の利用意向は小学校1~3年生で利用したいという回答が41.0%と高く、高学年まで利用したいという人も14.6%ありました。宇美町では原則的に対象としているのは小学校3年生までですが、働く母親の増加とともに

に、学童保育の利用希望は今後さらに増加することが見込まれます。

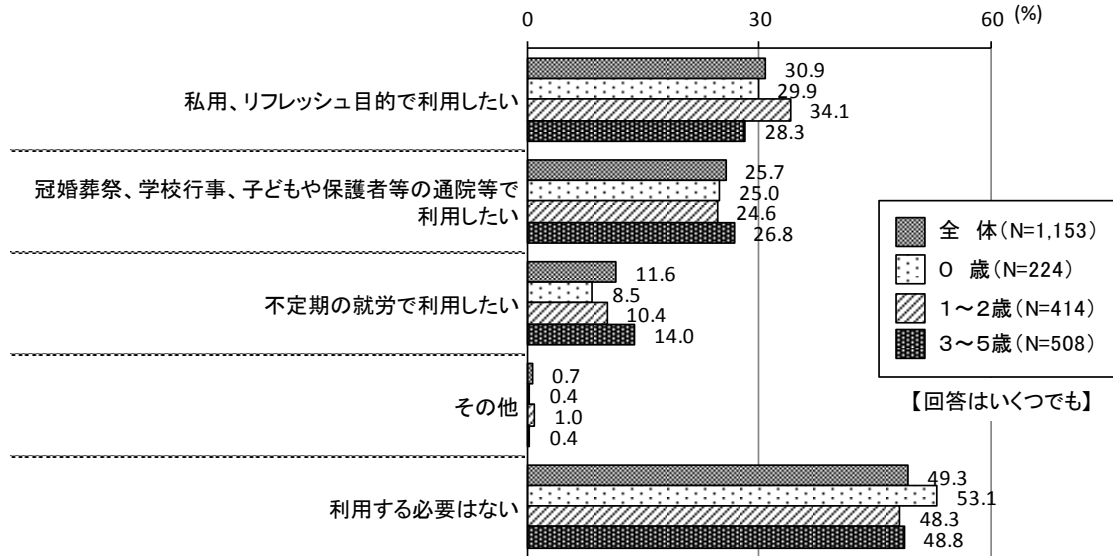
子どもの病気やケガで通常の保育・教育施設が利用できなかった場合の対処方法は、母親が休むか親族・知人に預けるかが中心で、小学生のひとり親家庭の4分の1は、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答しています。宇美町では病児・病後児保育は対象が3年生までとなっており、小学校高学年の場合の対処は今後の検討が必要になると思われます。

不定期な教育・保育事業や病児・病後児保育については、利用状況や利用希望の割合が少ないとしても、母親が就労している場合やひとり親家庭には、緊急性や重要性は高いといえます。

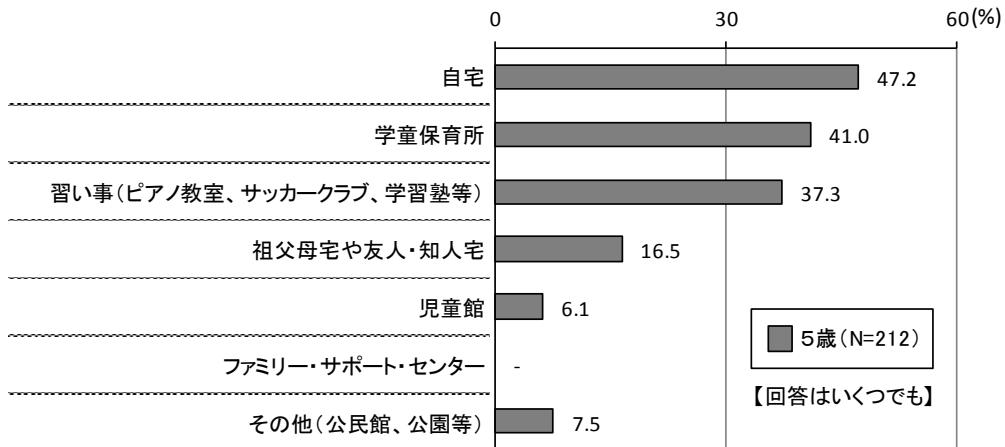
図表 17 利用している教育・保育事業（乳幼児の保護者）



図表 18 不定期の教育・保育事業を利用したい理由（乳幼児の保護者）



図表 19 1～3年生になったら放課後に過ごさせたい場所（乳幼児の保護者）



※現在、宇美町内には児童館はありません。

図表 20 子どもの病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処法（小学生の保護者）

		(%)											
		標本数	父親が休んだ	母親が休んだ	家族(同居者を含む)を頼み	子どもをみて	就労した	父親が休んだ	病児・病後児の保育を利用した	ベビーシッターを利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	無回答
全体		512 100.0	20 3.9	325 63.5	144 28.1	85 16.6	5 1.0	-	-	79 15.4	7 1.4	4 0.8	
家族構成別	三世代	60	6.7	61.7	56.7	10.0	-	-	-	6.7	3.3	-	
	核家族	335	4.5	65.7	20.0	20.9	0.9	-	-	15.5	1.5	0.6	
	ひとり親	72	1.4	68.1	26.4	4.2	2.8	-	-	25.0	-	1.4	
	ひとり親三世代	27	-	40.7	74.1	7.4	-	-	-	7.4	-	-	
	その他	18	-	44.4	22.2	22.2	-	-	-	16.7	-	5.6	

③子育て不安と子育て家庭への支援

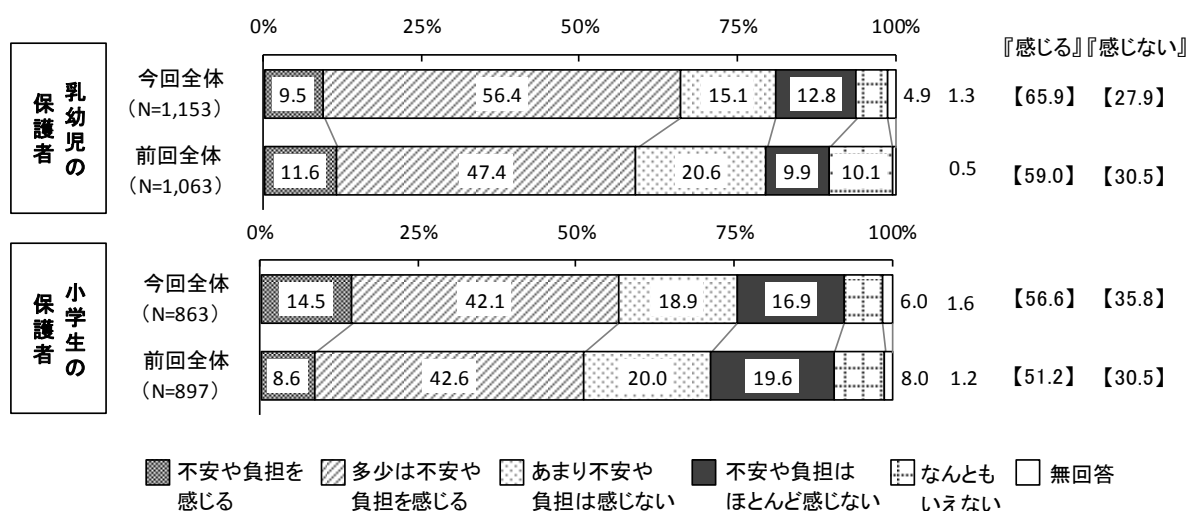
子育てに関しての不安感や負担感については、『感じる』は乳幼児の保護者で 65.9%、小学生の保護者で 56.6%、また乳幼児のひとり親家庭では7割を超えてさらに高くなっていました。また、前回調査と比べると乳幼児、小学生ともに『感じる』はやや増えています。

子育てに関する悩みは、母親がフルタイムで就労している場合には、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が乳幼児、小学生の保護者とも高く、就労していない場合は「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が高くなっています。また、子育てに不安や負担を感じる人では「子どもを叱りすぎているような気がする」「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと」などが高く、虐待につながる恐れもあります。相談相手も身近な人の割合が少なく、「相談相手がいない」が多いなど、身近に相談相手がいないことがより負担感を重くしている状況が考えられます。

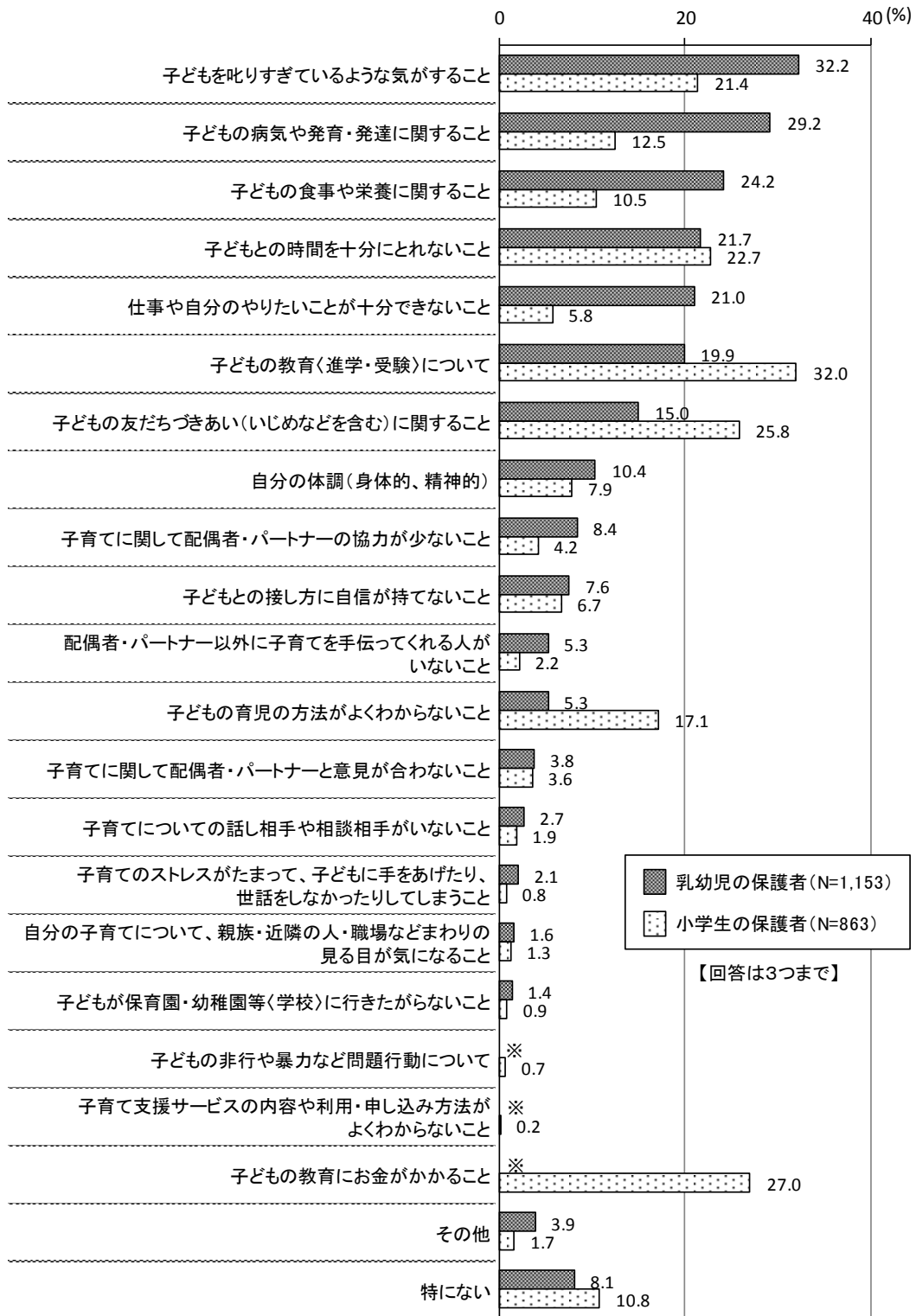
乳幼児の保護者の子育ての情報の入手先では、相談相手と同じく「隣近所の人、知人、友人」「親族（親、きょうだいなど）」が多く、「インターネット・電子メール」は前回調査よりも増加しており、特に子どもの年齢が低い場合に多くなっています。母親が就労していない場合は「子育てハンドブック・Uming」「町の広報」「役場や公的な機関」などの公的な窓口をあげる人も多い一方で、子育ての不安や負担を感じている人は「子育ての悩みの相談窓口」の情報を求めており、公的な窓口の情報がいきわたっていない状況もうかがえます。

子育ての悩みや負担感は、子どもの成長段階や保護者の就労状況によって異なります。保護者の実情にそった多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談の窓口について周知を拡大していくことが必要です。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待の未然防止につながります。町の子育てに関する情報提供においては、インターネットの活用も重要となっています。

図表 21 子育ての不安感や負担感

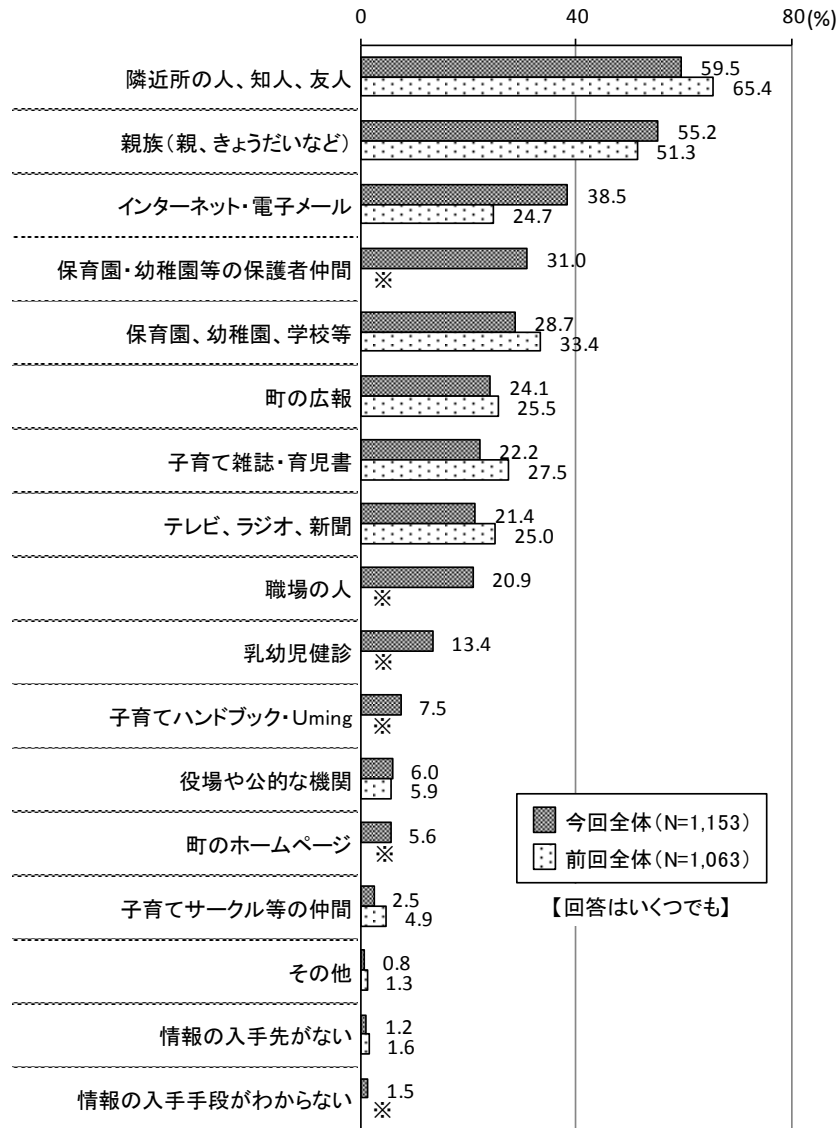


図表 22 子育てに関する悩み



注). ()内は小学生の保護者の設問。
※は乳幼児の保護者にはない項目。

図表 23 子育て情報の入手先（乳幼児の保護者）



※は前回調査にはない項目。

図表 24 子育てについて得たい情報（乳幼児の保護者）

		標本数	子どもの発育や病気に	子どもの食事や栄養	子どもについて	保育園や幼稚園等に	子どもと一緒に参加できる	子どもの遊び場や施設	子育ての悩みや相談	子育ての負担や公的	子育てサークルについて	子育ての講座や講演	子どもの一時預かり	その他	無回答
全体		1,153 100.0	419 36.3	365 31.7	596 51.7	259 22.5	413 35.8	610 52.9	86 7.5	248 21.5	75 6.5	100 8.7	156 13.5	14 1.2	69 6.0
子育ての不安や負担感別	不安や負担を感じる	110	41.8	30.0	50.0	20.9	36.4	47.3	20.9	20.9	8.2	10.0	21.8	4.5	9.1
	多少は不安や負担を感じる	650	39.4	33.7	58.9	22.5	37.7	55.4	8.8	25.2	6.2	9.5	15.7	0.9	3.2
	あまり不安や負担は感じない	174	29.3	32.2	43.7	26.4	32.2	47.7	1.1	17.2	9.2	8.0	9.2	1.1	5.7
	不安や負担はほとんど感じない	148	31.1	26.4	37.8	20.9	33.8	55.4	2.7	12.8	5.4	6.8	6.8	-	7.4
	なんともいえない	56	35.7	30.4	46.4	21.4	37.5	57.1	-	21.4	3.6	5.4	7.1	1.8	7.1
	無回答	15	-	6.7	-	6.7	6.7	6.7	-	-	-	-	-	-	-

④父親の子育て参画の重要性

父親の子育て参加の程度と母親の子育ての不安感や負担感との関係を見ると、乳幼児の保護者で父親の子育て参加が「かなり不足している」場合は、不安や負担を感じる割合が多くなるという関連がみられます。父親の子育てへの参加が不足している人の子育ての悩みをみると、乳幼児、小学生の保護者ともに「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」が多く、父親の子育ての関わり方自体が悩みとなっていることがわかります。不安や負担を感じている保護者ほど、相談相手に配偶者・パートナー、すなわち父親をあげる割合が少なくなっています。

父親が子育てに参加することは母親が安心して子育てをするために重要です。父親が子育てに参画する意義を理解するとともに、子どもと過ごす楽しさを実感できるような啓発は、妊娠初期など早い段階から実施する必要があります。

図表 25 父親の子育て参加の程度別にみた子育ての不安感や負担感（乳幼児の保護者）

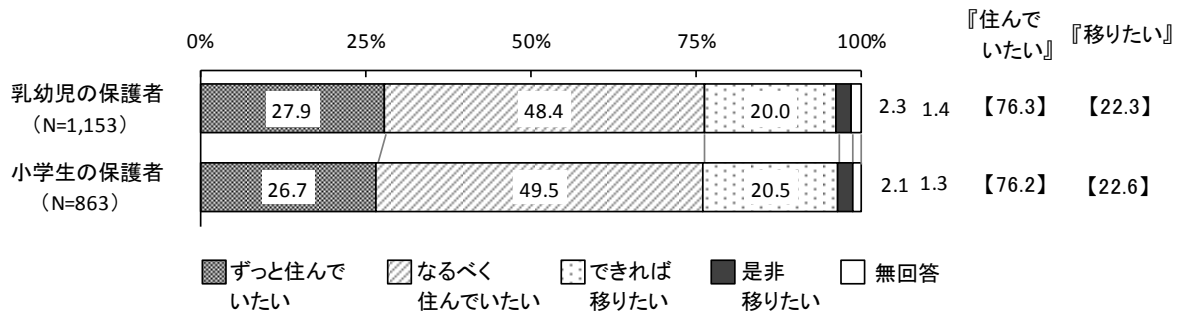
		標本数	不安や負担を感じる	多少は不安や負担を感じる	あまり不安や負担は感じない	不安や負担はほとんど感じない	なんともいえない	無回答	『不安や負担を感じる』	『不安や負担は感じない』
全体		1,153 100.0	110 9.5	650 56.4	174 15.1	148 12.8	56 4.9	15 1.3	760 65.9	322 27.9
父親の 子育て の程度 別	十分にやっている	392	6.9	50.5	20.2	16.3	5.4	0.8	57.4	36.5
	十分とはいえないが、まあやっている	416	9.6	58.7	15.1	10.8	4.1	1.7	68.3	25.9
	少し不足している	125	7.2	62.4	14.4	9.6	5.6	0.8	69.6	24.0
	かなり不足している	108	13.0	66.7	4.6	9.3	4.6	1.9	79.7	13.9
	無回答	20	5.0	50.0	5.0	30.0	5.0	5.0	55.0	35.0

⑤宇美町の子育て環境について

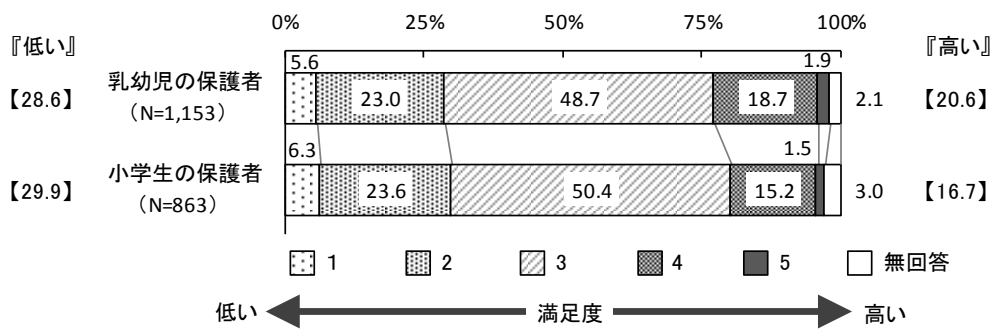
宇美町への定住意向は、乳幼児、小学生の保護者ともに『住んでいたい』が4分の3を占めており、子育て環境や支援に対する満足度についても、『高い』を表す4以上は約2割で、中間の「3」という回答が約5割と、定住意向と重ねて考えると7割以上は概ね満足しているといえます。しかし、乳幼児の保護者の町を移りたい理由の2位は「子育て環境が充実していない」が約3割となっています。

充実してほしい子育て支援は、乳幼児の保護者では「子どもや親子が安心して集まり、遊べる場をつくってほしい」（52.7%）、小学生の保護者では「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」（41.9%）が1位であり、乳幼児・子ども医療費の助成範囲が3歳児未満、3歳以上から小学校就学前、小学生で段階的に狭くなるため自己負担が大きくなっている影響がうかがえます。

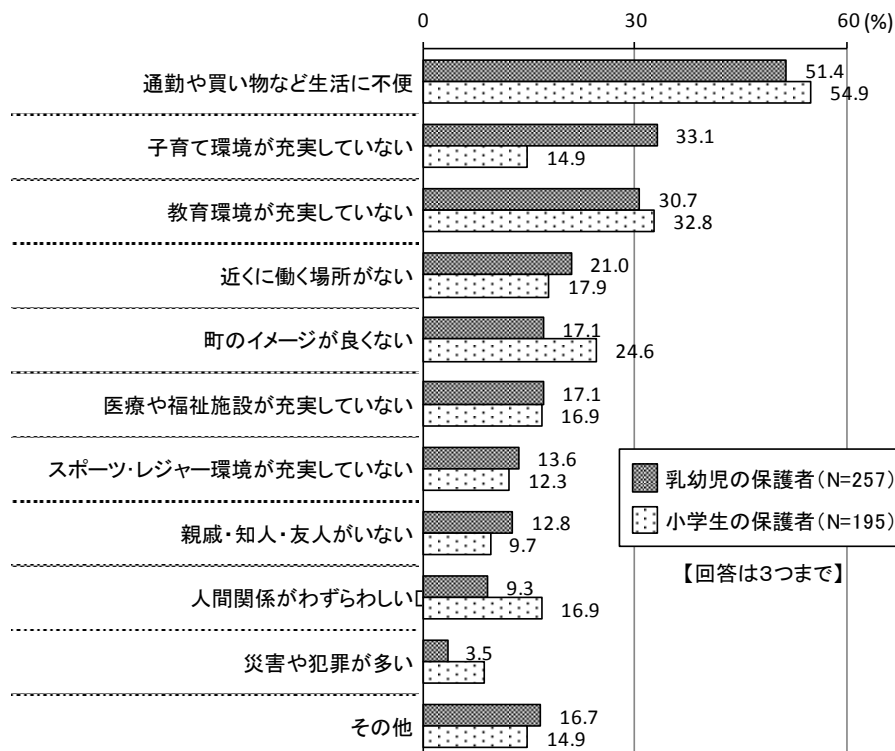
図表 26 今後の定住意向



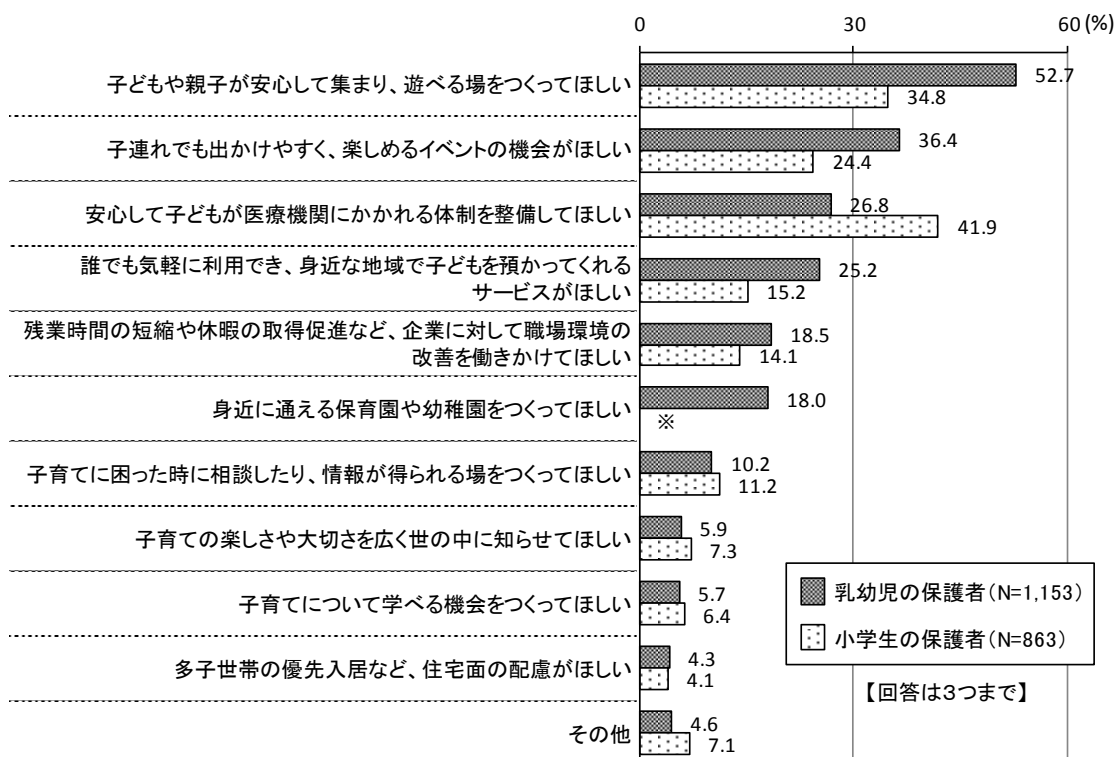
図表 27 子育て環境や支援への満足度



図表 28 移りたい理由



図表 29 充実してほしい子育て支援



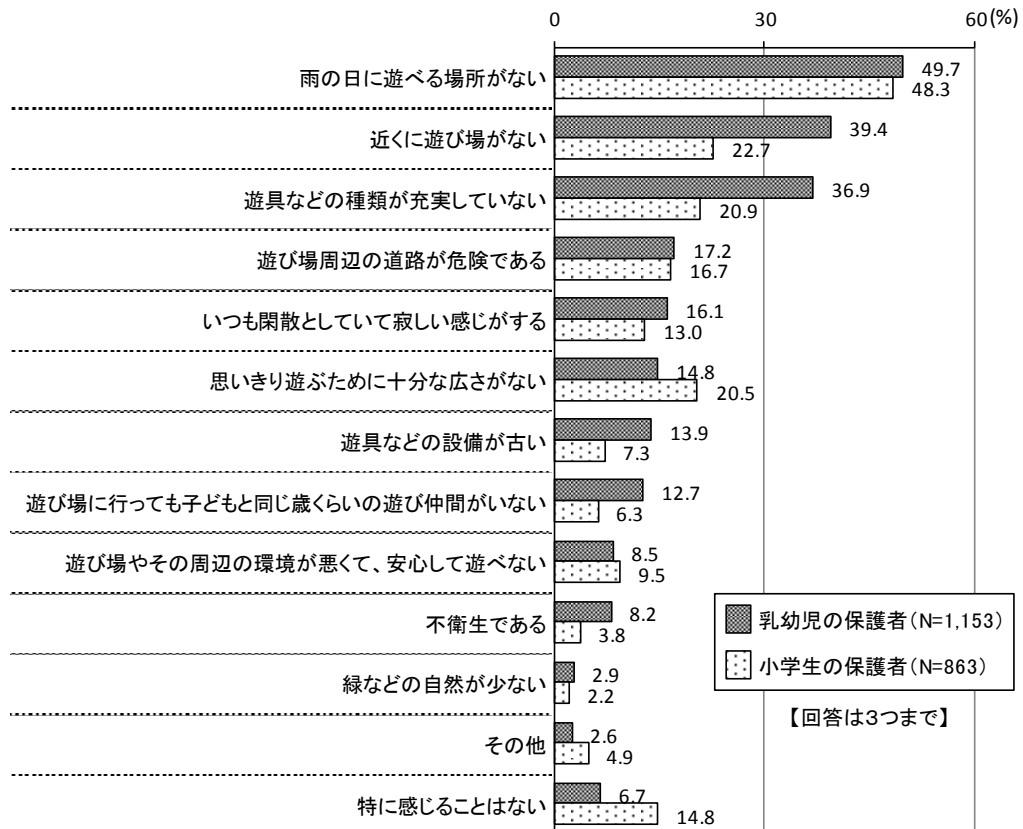
※は小学生の保護者にはない項目。

家の近くの遊び場について感じていることは、乳幼児、小学生の保護者ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」「遊び場周辺の道路が危険である」「いつも閑散としていて寂しい感じがする」も共通して高い項目で、小学生の保護者では「思いきり遊ぶために十分な広さがない」も多くなっています。

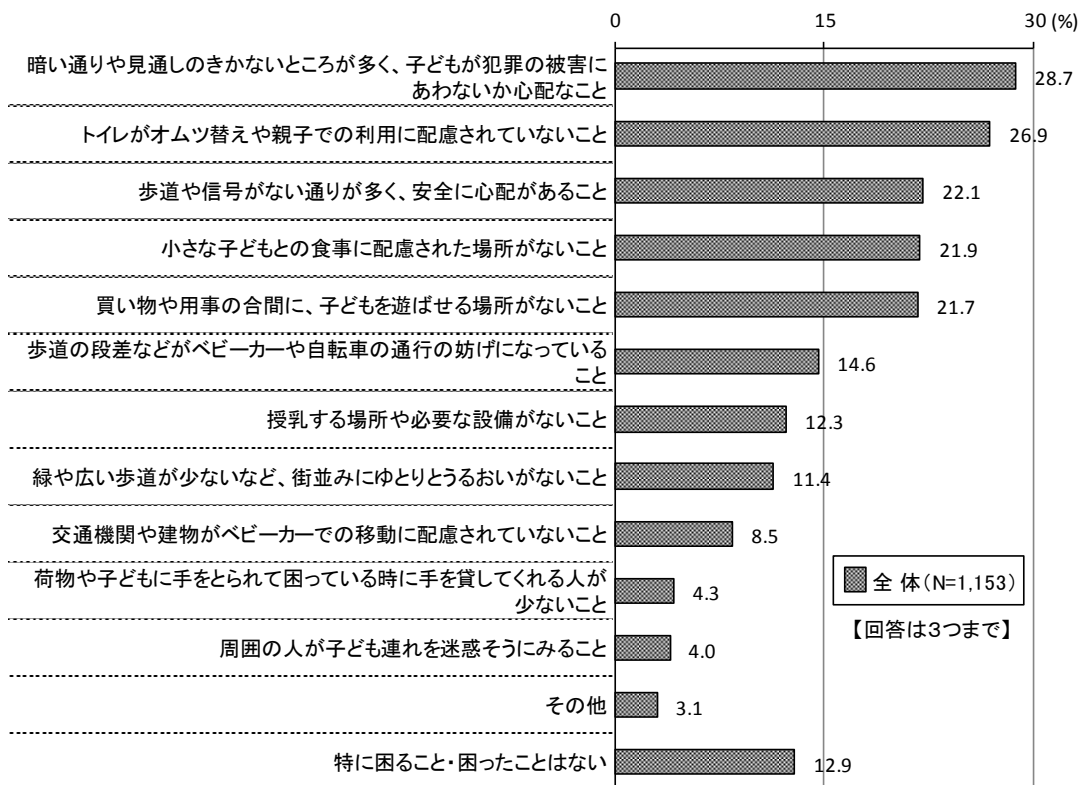
子育て環境について困ることとして、乳幼児の保護者では「歩道や信号のない通りが多く、安全に心配があること」が22.1%、小学生の保護者では「通学路が狭い、交通量が多いなど道路環境が悪い」が36.6%と安全な道路環境の整備も必要となっています。また、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が乳幼児、小学生の保護者とも1位の項目で、現実に治安や環境が悪化しているとはいえませんが、保護者の認識の上で不安は大きいようです。

保護者の不安をあおらないような情報提供の在り方の検討をするとともに、住民同士の交流を深め、地域全体で子どもを健やか育てようという機運を高めていくことが重要です。

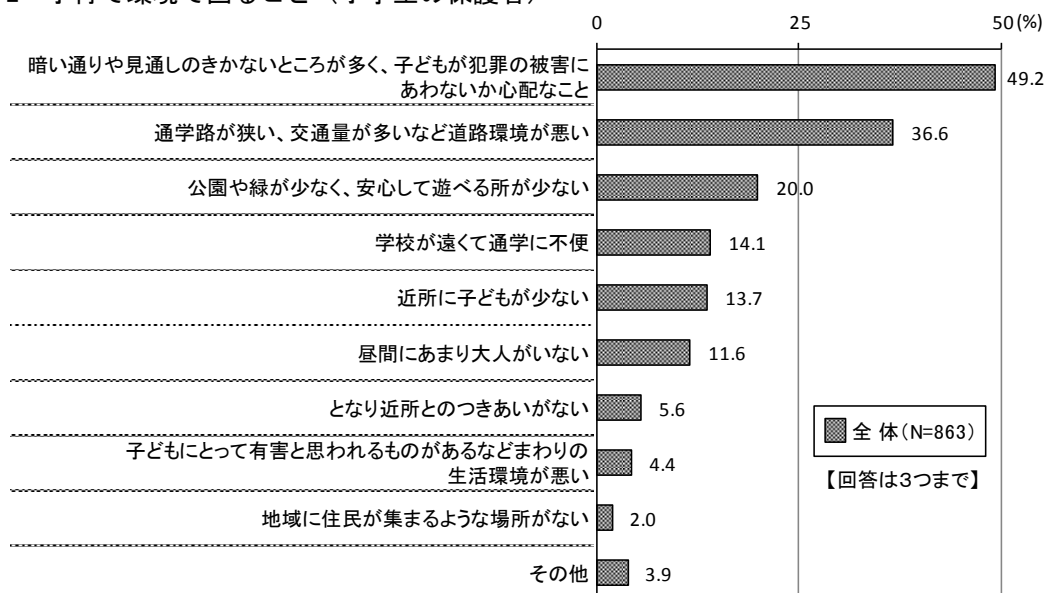
図表 30 子どもの遊び場について感じる事



図表 31-1 子育て環境で困ること（乳幼児の保護者）



図表 31-2 子育て環境で困ること（小学生の保護者）

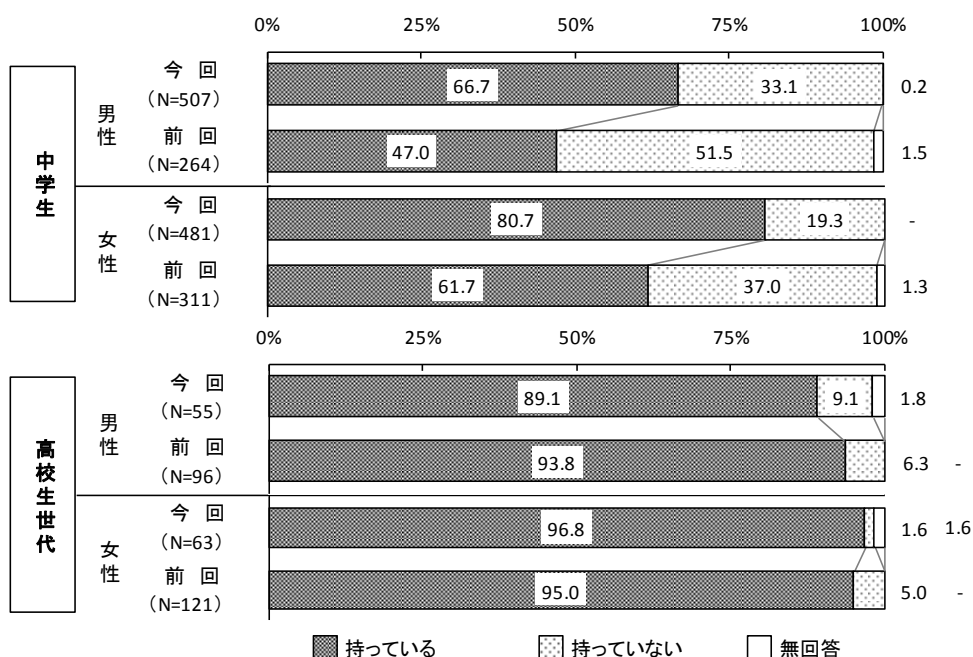


⑥携帯電話・スマートフォンなどの普及

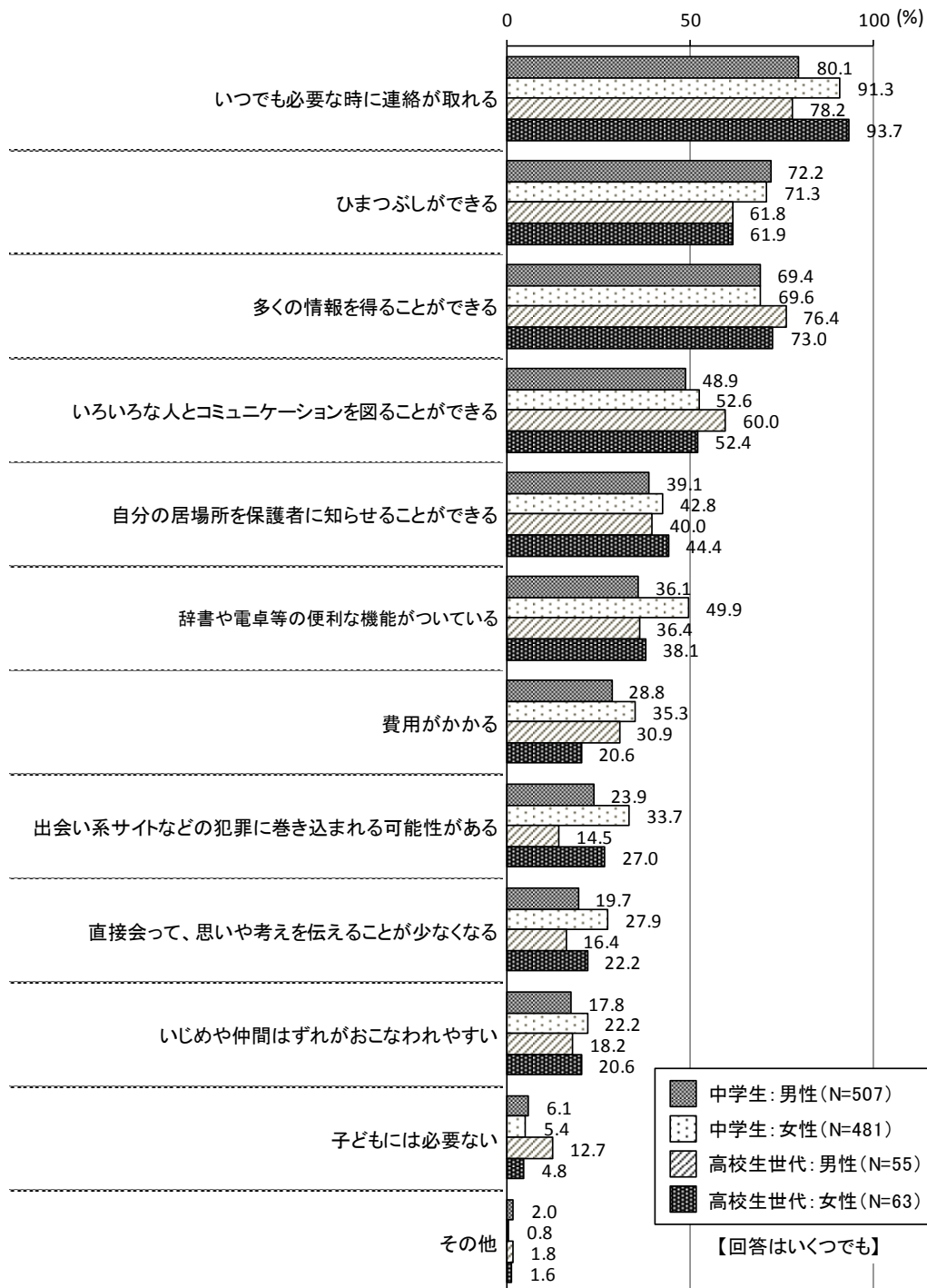
携帯電話やスマートフォンを中学生では男性の 66.7%、女性の 80.7%、高校生世代では男性の 89.1%、女性の 96.8%が所持しています。中学生では、前回調査よりも所持している割合が高く、使い始めた時期は、前回調査よりも「小学4～6年生頃」の割合が増加しており、普及が低年齢化しています。携帯電話・スマートフォンについて「出会い系サイトなどの犯罪に巻き込まれる可能性がある」が女性では約3割と比較的が多くなっているものの、これ以外の負の側面についての回答は少なくなっています。また、保護者との間で使い方のルールを「特に決めていない」が、中学生女性で 32.0%、中学生男性と高校生世代の男女では4割台となっていました。

メディアについての学習は早い段階の小学生高学年から始めること、さらに、新しい機能の普及とともに新たな課題が発生するために継続的に学習機会を提供することが求められます。また、保護者や教員など大人が適切な活用法を理解できるような啓発を進めることも重要です。

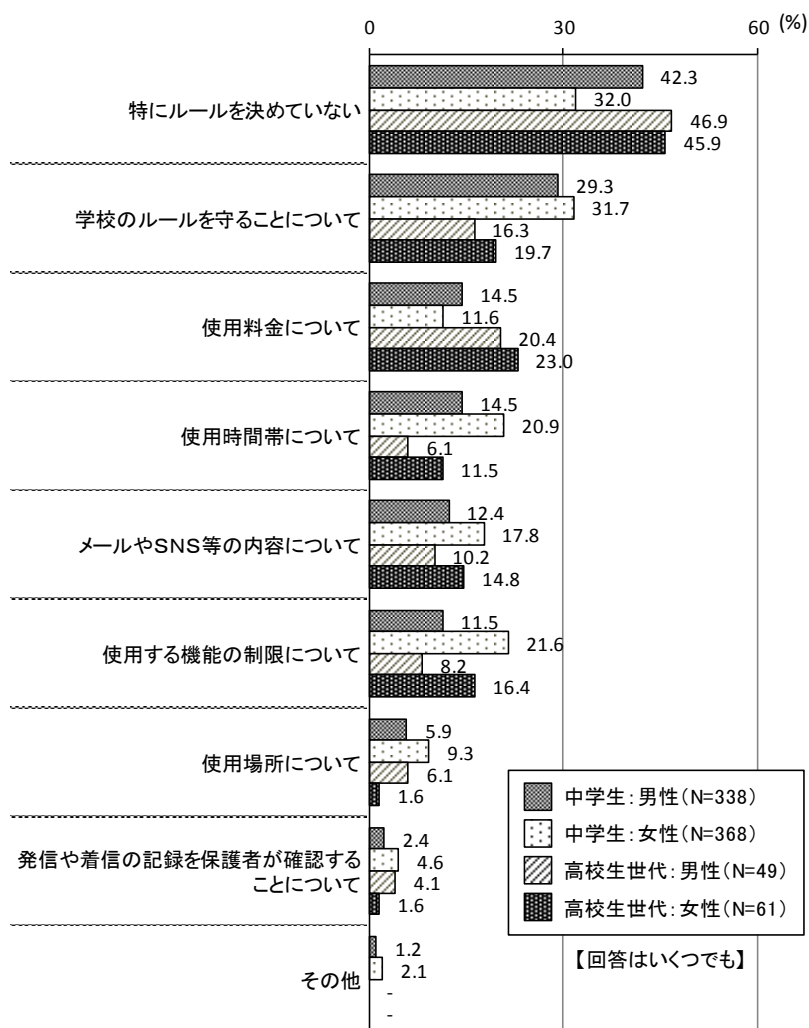
図表 32 携帯電話・スマートフォンなどの所持率



図表 33 携帯電話・スマートフォンなどについての考え



図表 34 携帯電話などの使い方のルールへの取り組み



⑦ 学校生活と友だち関係

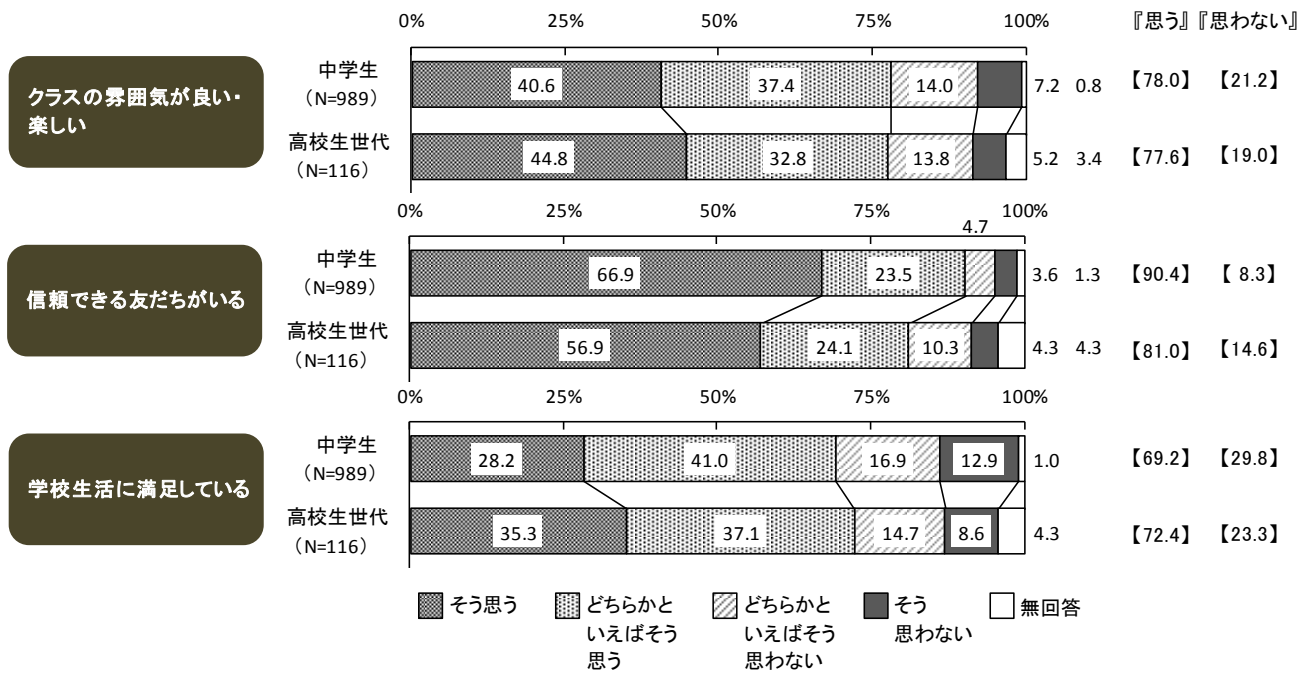
学校生活に対して、中学生、高校生世代ともに約7割が学校生活に満足しています。また、「信頼できる友だちがいる」は中学生で約9割、高校生世代で約8割、「クラスの雰囲気が良い・楽しい」は中学生、高校生世代ともに約8割と友人関係の満足度は高くなっています。

しかし、学校に行きたくないという回答は、『感じる』という回答は、中学生男女と高校生世代の女性では6割台、高校生世代の男性では5割と、前回調査よりも中学生の男性で9.8ポイント、高校生の女性で4.4ポイント増加しています。

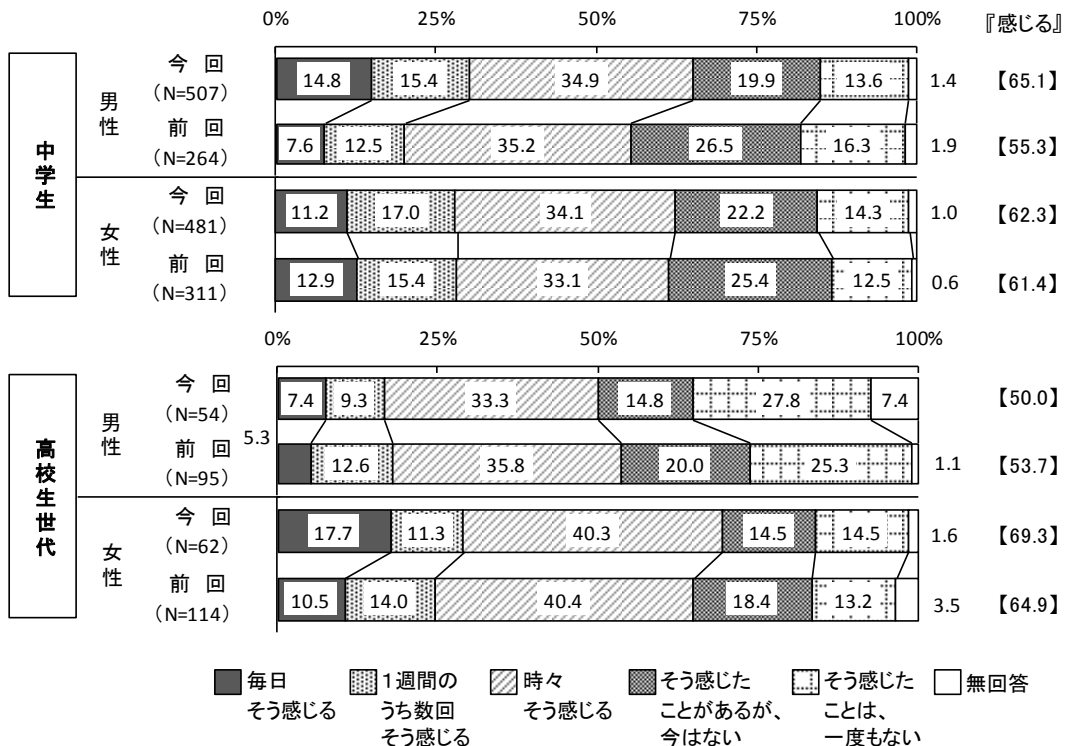
学校に行きたくない理由は、「体の疲れや、睡眠不足」「なんとなく」が主な理由ですが、「いじめや校内暴力」は中学生の男性4.2%、女性3.7%、高校生世代の女性で1.9%あり、また、悩みや心配事では中学生の約5%が「体罰やいじめのこと」をあげており、少ないながら看過できない数値です。

多くの子どもは学校生活に満足感を得ていますが、心身の疲れやストレスで学校に拒否感をもっていたり、いじめや体罰によって苦しむ子どもも存在しています。スクールカウンセラーを活用したり、外部の相談機関と連携したりしながら、子どもたちに対する適切なケアの充実が必要となります。

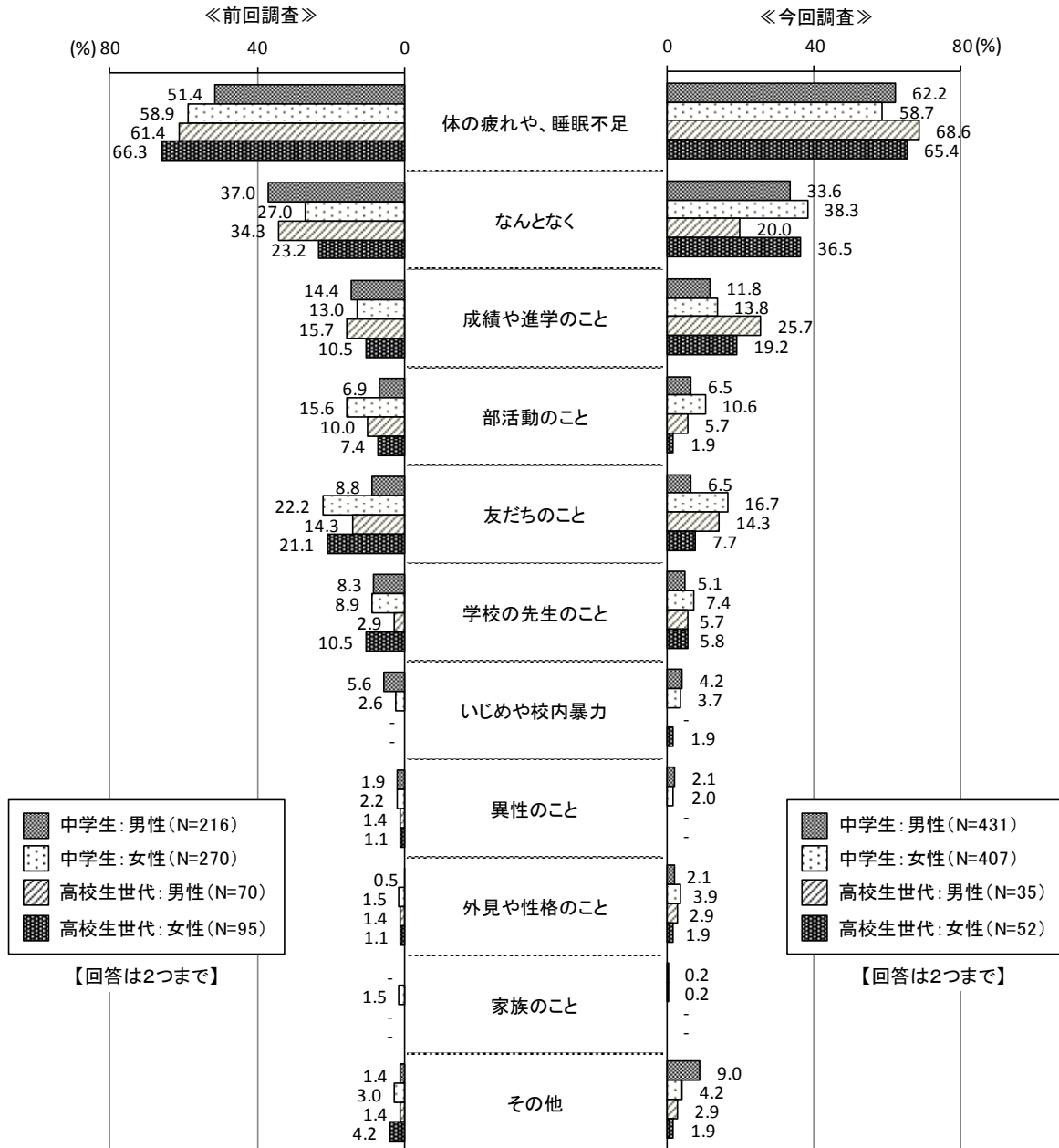
図表 35 学校生活について



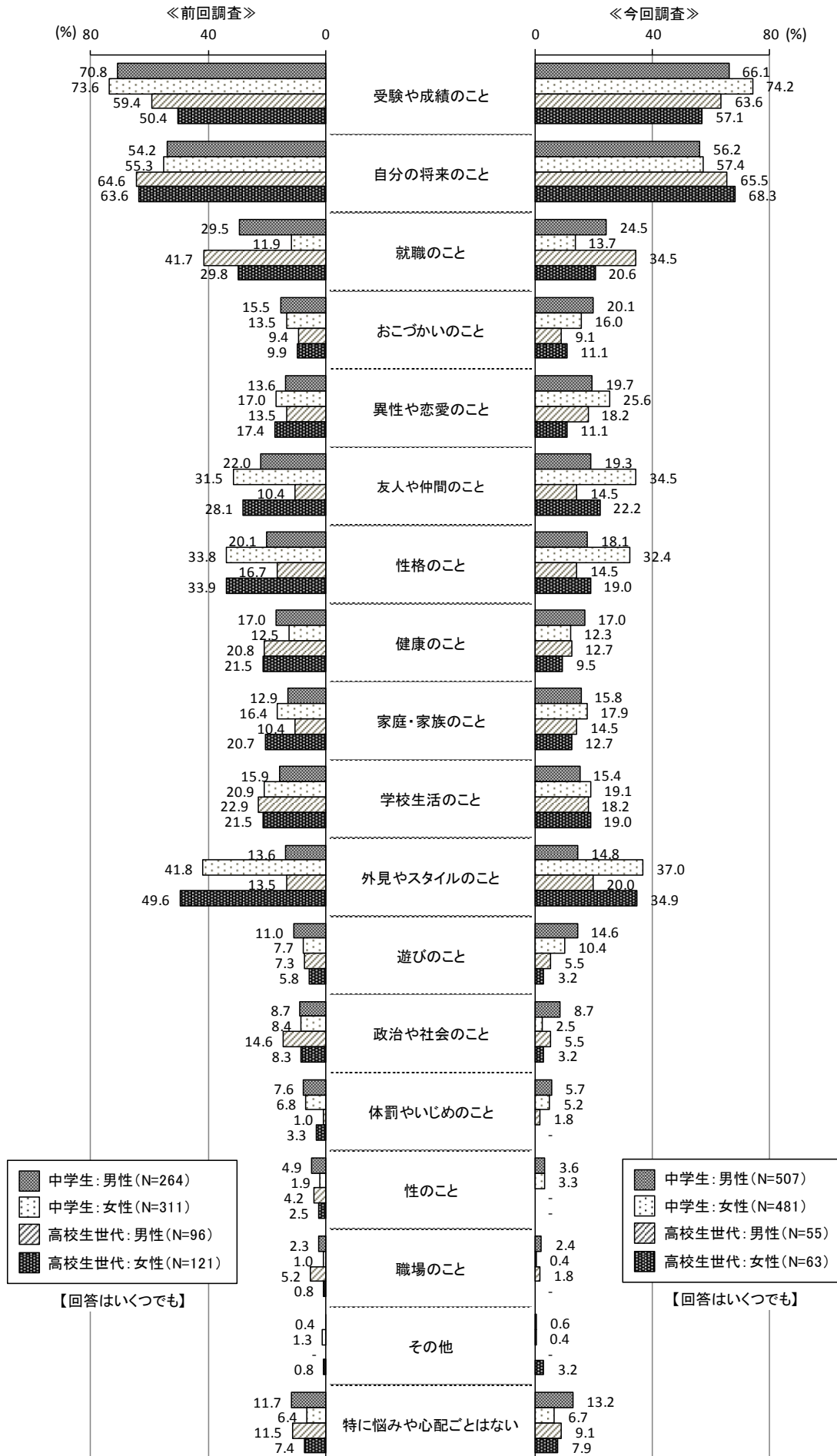
図表 36 学校へ行きたくないと感じること



図表 37 学校へ行きたくない理由



図表 38 悩みや心配ごと



(4) 次世代育成支援対策行動計画の成果と課題

次世代育成支援行動計画では、計画の着実な推進を図るために、国の方針に定められた9項目の特定事業と計画全体の成果指標（アウトプット）を定め、さらに宇美町独自に各事業についても成果指標を定めて、これまでの計画の進捗状況を、各項目について検証しました。特定事業の目標事業量については、通常保育や特定保育、延長保育、放課後健全育成事業などほぼ目標値を達成しています。また、計画に掲げた個別事業についてもほぼ達成している状況です。計画に記載した各施策・事業については、着実な実施に取り組み、施策の計画的な推進に努めてきました。しかしながら、計画全体の成果指標であるアウトカム指標では、子育ての不安感・負担感を感じない保護者の割合は目標値に達していません。

今後は、新たな子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、各施策・事業を見直して、さらなる内容の充実を図ることが必要となっています。

①施策成果（アウトカム）指標の達成状況

指標名	平成21年度	目標 平成26年度	実績 平成25年度
【保護者】子育てに関して『不安感や負担感などを感じない』割合	就学前児童 30.5%	就学前児童 50%	就学前児童 27.9%
	小学校児童 39.6%	小学校児童 55%	小学校児童 35.8%

資料)次世代育成支援に関するニーズ調査(平成21年3月)、子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成26年1月)

注) 指標名のなかの『』の項目は上記調査のうち、複数項目を合計した値

②特定事業における目標事業量の達成状況

事業名	平成21年度	目標 平成26年度	実績 平成25年度
通常保育事業(認可保育所)	3歳未満児 241人/日 3歳以上児 397人/日	3歳未満児 255人/日 3歳以上児 417人/日	3歳未満児 263人/日 3歳以上児 393人/日
保育6サービス(認可保育+家庭的保育+預かり保育)	506人/日	539人/日	562人/日
特定保育事業	15人/日・1か所	15人/日・1か所	15人/日・1か所
延長保育事業(18時~20時未満)	9,180人/年・5か所	10,884人/年・5か所	14,391人/年・5か所
病児・病後児保育事業(病後児対応型)	190日/年・1か所	190日/年・1か所	190日/年・1か所
一時預かり事業	2か所 (うち保育所型・地域密着型1か所)	2か所 (うち保育所型・地域密着型1か所)	2か所 (うち保育所型・地域密着型1か所)
放課後児童健全育成事業(小学1年~3年生対象)	370人・7か所	400人・8か所	430人・8か所
地域子育て支援拠点事業(センター型)	1か所	1か所	1か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所

※通常保育事業、保育6サービス、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業の目標値は、ニーズ調査の結果から、国の示した「地域行動計画の手引き」に従って算出されたニーズ量を踏まえた「最大受入れ可能数(体制)」を示しています。従って、利用料負担などを伴う申し込み状況に鑑みて、目標値を目安に置いた対応策を講じるものです。

③宇美町次世代育成支援対策後期行動計画における個別事業の達成状況

基本 目標	施策 番号	事業名	担当課	成果指標	目標値の設定	実績
					平成26年度	平成25年度
I 地域における子育ての支援	12	子育て情報の発信	子育て支援課	子育てハンドブックの配布部数	H22年度に改訂版発刊以後毎年度500部発刊	改訂版発刊 700部
	14	地域子ども教室の推進	社会教育課	実施か所数	1校区	1校区(井野)
	15	アンビシャス広場	社会教育課	実施か所数	1行政区	2行政区(桜原・井野)
	16	通学合宿	社会教育課	実施か所数	3行政区	0行政区
	17	チャレンジクラブ	社会教育課	参加人数	120名	114名
	20	図書館での読み聞かせ	社会教育課	実施回数	定例 24回/年 スペシャル 6回/年	定例 20回/年 スペシャル 4回/年
	21	町立図書館の活用	社会教育課	18歳以下の利用者数	月平均1,300人	月平均1,115人
	22	町立図書館の機能の充実	社会教育課	蔵書数	約130,000点	約134,000点
	23	地域コミュニケーションの推進(あいさつ運動の推進)	学校教育課 社会教育課	実施か所数	町内小中学校8校	町内小中学校8校 (平成25年度より、コミュニティ・スクールを通じた活動となっている。)
	24	障がい児保育の充実	子育て支援課	研修実施回数 「すくすく」巡回回数	研修1回/年 巡回3回/年	研修1回/年 巡回3回/年
II 子どもと母親の健康の確保及び増進	27	乳幼児健康診査の充実	健康福祉課	各健診の受診率 (受診者数/対象者数)	各健診 98%	4か月: 98% 7か月: 100% 1歳6か月: 100% 3歳: 94%
	28	訪問育児支援(こんにちは赤ちゃん事業)	健康福祉課	訪問実施率 (訪問数/出生数)	85%	90.3%
	29	たまごサロン	健康福祉課	参加率 (実参加者数/母子手帳交付数)	14%	平成22年度で終了
	30	赤ちゃん教室	健康福祉課	参加率 (受診者数/対象者数)	75%	68.8%
	31	離乳食教室	健康福祉課	参加率 (実参加者数/年間出生数)	20%	35.0%
	37	乳幼児期の食に関する学習	健康福祉課	オープンルームの中での食育活動の実施回数	年2回	平成22年度で終了
	40	性や生命に関する正しい知識の普及	学校教育課	総合学習実施回数 外部講師による研修実施回数	各学校1回/年 各学校1回/2年	各学校1回/年 各学校1回/2年
41	喫煙や薬物乱用防止等に関する教育	学校教育課	研修実施回数	各学校1回/年	各学校1回/年	
III 子どもの心身の健康や環境の整備やかな成長に資する	48	特色ある学校づくりの推進(コミュニティ・スクール)	学校教育課	設置校数	町内小中学校8校	町内小中学校8校
	49	学校評議員制度の活用	学校教育課	配置校数	町内小中学校8校	町内小中学校全校において、コミュニティ・スクールへ統合
	51	スクールサポーターの派遣	学校教育課	派遣回数	200回/年	224回/年
	54	学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」等の活用	社会教育課	派遣人数	派遣人数 350人	派遣人数 352人
	56	職場体験学習	学校教育課	実施校数	町内中学校3校	町内中学校3校
	57	世代間交流体験	子育て支援課 学校教育課	子育てサロン実施校数	町内中学校3校	町内中学校3校
	58	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	社会教育課	講座実施回数	子育て講座(乳幼児期編) 2コース 4回 子育て講座(思春期編) 1コース 2回	家庭教育講座で実施(夏編)1コース 4回 (冬編)1コース 4回
	59	宇美町スポーツ振興事業	社会教育課	「こどもスポーツ塾」実施回数	「こどもスポーツ塾」 2コース 10回	平成25年2月に立ち上がった総合型スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」で実施されることとなった。
IV 活する育てを安全な環境を整備	65	防犯・防災に関する広報啓発の実施	総務課	「防犯ふくおか」回覧回数	12回/年	12回/年
	67	保育園・幼稚園・学校等における防犯等の取り組み	総務課 学校教育課 子育て支援課	不審者訓練実施回数	保育園 1回/月	保育園 1回/月
	71	児童に対する交通安全教室	子育て支援課 学校教育課	実施回数	保育園 1回/月 小学校(4年生時)1回/月	保育園 1回/月 小学校(4年生時)1回/月

II 計画の基本的考え方

II 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づいて策定するものであり、次世代育成支援対策行動計画「うみっ子未来プラン」を継承するものとします。

法の基本理念では、子ども・子育て支援は、「全ての子どもが健やかに成長するように支援すること、保護者ととともに家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が役割を果たし、協力すること、地域の実情に応じて提供されること」としています。

また、「うみっ子未来プラン」では、子育ては子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことであり、子育ての第一義的責任は保護者にあるという基本認識のもとに、家庭・地域等と連携しながら宇美町全体で、明るく元気な未来の宝が育つ環境づくりを進めてきてきました。このことは、法の基本理念と重なるものです。

したがって、本計画においては、子育て支援事業の目指す方向性である基本理念を「うみっ子未来プラン」と同様に、本町に暮らすすべての子どもたちが次代の担い手として、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、安全な環境において、たくましく主体的に生きる力をもった次代の親に成長することを目指して、次のとおり定めます。

基本理念

**みんな宇美の子・地域の子、
いきいき育つ未来の子、
宇美はみんなが育つ町**

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

妊娠・出産期から親が安心して子育てに取り組めるように、保護者の心身の健康支援、子育て家庭への経済的支援、子どもの健やかな成長のための健康支援など、子育て支援を充実します。乳幼児期の子どもに対して、質の高い教育や保育事業を安定的かつ総合的に提供していきます。

子どもを育てることが、家族の愛情や絆を深め、親自身の新たな人間形成につながり、生きがいとなるよう啓発を推進します。また、男女が共に子育てに関われるよう男女共同参画社会の形成を進めるとともに、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスについて啓発を進めて、子どもの成長段階に応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを目指します。

ひとり親家庭など個別の状況を配慮して、子育て家庭のセーフティネットとなる支援を進めていきます。

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

すべての子どもが、いのちの輝きを放ち、健やかに育つよう、生きる力を育成する教育環境の整備を図ります。異世代交流や体験活動を重ねて、子どもの個性にあった力を伸ばし、次代の社会を担う一員として健全に育まれる生活環境を整えます。子どもの最善の利益を守る観点から、いじめや不登校対策など社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制を強化し、また、障がいのある子どもと家庭への支援の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり

地域全体で子どもと子育て家庭を支えていくために、住民が主体的に子どもの育ちを支えるまちづくりの推進に努めます。地域における子育て支援のネットワークを充実し、社会資源としての人材を育成していきます。子連れで安心して外出できるまちづくりを推進するとともに、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止に取り組み、子どもを育てやすい生活環境づくりの推進に努めます。

3 基本的視点

本計画における個別事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とし、子どもの幸せを第一に考えて事業を実施していきます。子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障される環境を整えていきます。特別な支援が必要な子どもに対しては、実情に応じて配慮します。

(2) すべての子どもと家庭を支える視点

子どもが健やかに生まれ育つようすべての子どもと子育て家庭に対して、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援が重要です。社会環境の変化や人々の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態も子育て支援への親のニーズも多様化しています。家庭における子育ての不安や負担、孤立感を和らげ、保護者が子どもにしっかりと向き合い、子育てに喜びを感じながら、親として成長していけるよう、子どもと子育て家庭を支える事業を進めていきます。

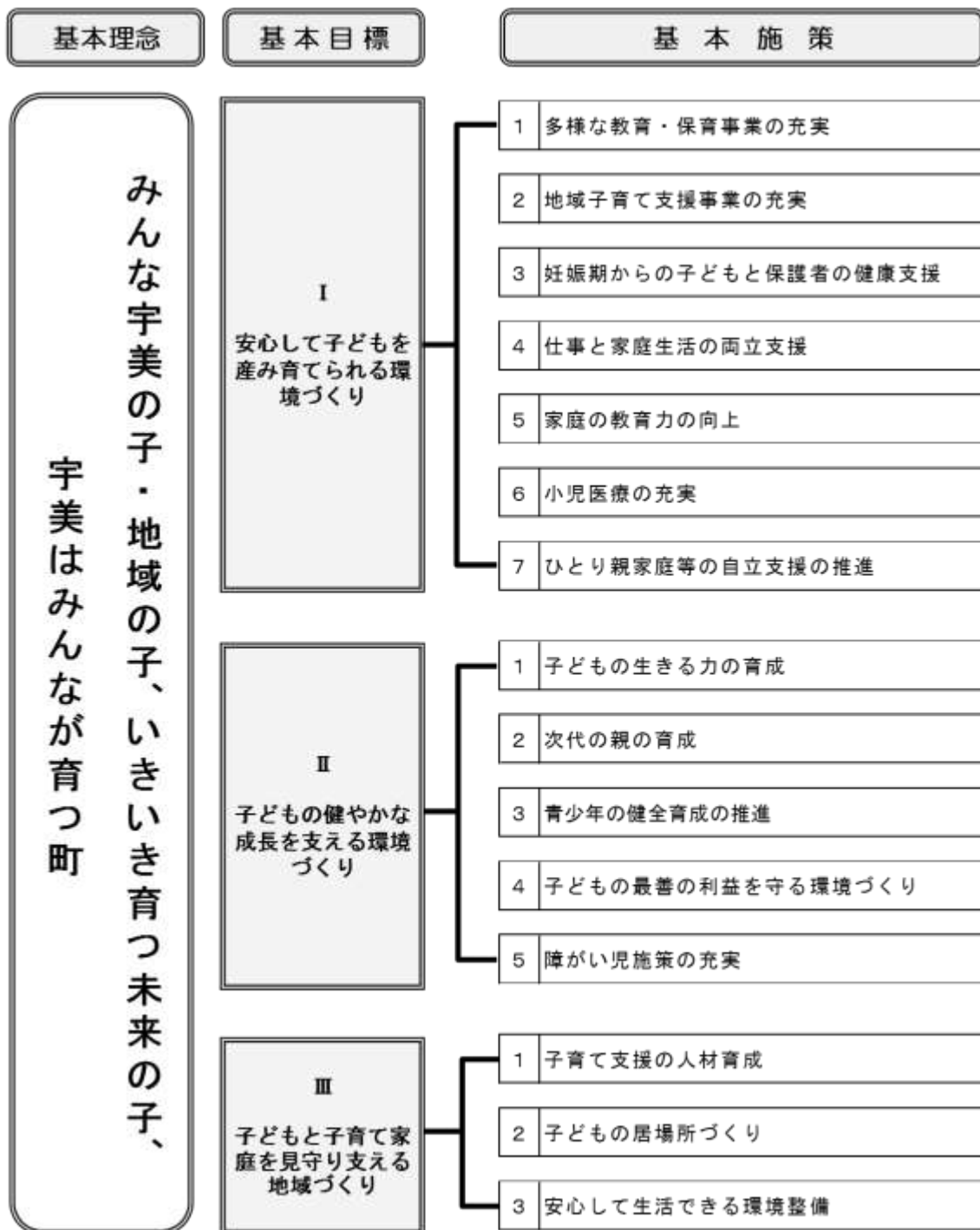
(3) 社会全体で子どもと子育てを支援する視点

子どもは、「社会の宝」です。子育ては未来の社会を築く重要な営みです。子どもの心身の健やかな育ちと子育てを支えることは、本町の将来の担い手を育てることにつながることから、家庭はもとより保育所・幼稚園、学校、企業、行政などの地域社会を構成する人々が、それぞれの役割を担ってつながりながら子どもと子育て家庭を支えることが重要です。地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援し、支えていくような取り組みを進めます。

Ⅲ 計画の基本施策及び事業（基本施策と個別事業）

Ⅲ 計画の基本施策及び事業（基本施策と個別事業）

1 計画の体系



2 重点施策

本計画の策定にあたり、これからの子ども・子育て支援を総合的・体系的に推進するためのより効果的な施策について、宇美町子ども・子育て会議において議論を重ねてきました。その結果、計画を推進するにあたり特に重点的に取り組むべき3つの施策を次のように定めます。

(1) 多様な教育・保育事業の充実

本町では、両親ともに就労している家庭が増加しており、その働き方も多様化しています。また、母親が就労していない家庭でも保育所や学童保育の利用意向は高くなっています。今後、保育需要は増大し、幼稚園の預かり保育も含めた保育事業の必要性はますます高まっていくと予測されます。

子ども・子育て支援新制度では、各市町村の実情に合わせた教育・保育施設での保育事業の拡充が定められています。子育て家庭が教育・保育施設への入所待機を余儀なくされたり学童保育を利用できなかつたりすることがないように、保育所を新設するなどして保育事業の量的拡大を図ります。さらに、子どもの最善の利益を尊重する視点で保育事業の質の向上を図り、子ども・子育て支援をより一層充実します。

(2) 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

妊娠期から支援を受けることによって保護者の子育てへの安心感が高まります。乳幼児期においても、子どもの発達に応じたかかわり方について指導を受けたり相談したりできる支援体制は、保護者が子どもを健全に育てる基盤となり虐待等の予防にもつながります。

子ども・子育て支援新制度では、「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」など子どもと保護者の健康支援を市町村が重点的に整備していくことが定められています。子どもと保護者の健康に関する相談事業や学習機会の認知を高めてより多くの子育て家庭が利用できるようにし、健康支援の内容も充実していきます。

(3) 子どもの居場所づくり

平成15年に開館した子育て支援センター「ゆうゆう」は、就学前児童とその家族が気軽に利用できる居場所であり、新たな子育て仲間の輪が広がる場所でもあります。なにより、子育てサークルなど子育て当事者のネットワークで運営することに特徴があります。また、自然に集える身近な地域で、子どもたちは主体的な遊びから規範意識を身につけたり、日頃の交流や行事を通して大人との連帯を深めています。一方で、就学前からスマートフォンや携帯電話などでインターネットの仮想化された世界に接触する機会が増えています。今後は、子どもの活動を活性化させ、支えていく地域環境の整備を進めていくとともに、適切なインターネットとの関わりを学習する機会を子どもや保護者に提供していきます。

3 計画の施策・事業

基本目標 Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり**基本施策 1 多様な教育・保育事業の充実**

現状と課題

子ども・子育て支援新制度では、待機児童解消を目指し多様な保育需要に対応するために、市町村が地域の実情に合わせて、教育・保育施設における保育事業を拡充すること、「地域子育て支援事業」として延長保育、病児保育及び一時預かり事業を計画的に取り組むよう定めています。この背景には、既婚女性の就労率の上昇、育児休業の定着による休業明けの保育需要の著しい増加、サービス産業の拡大や雇用の流動化に伴った夜間勤務や休日の就労など働き方の多様化などがあります。市町村においては、保育事業の拡充が求められる一方で、子どもの最善の利益を第一に考える視点を失うことなく、保育の質を向上させていかなければなりません。

本町では、認可保育所 5 園に加え、平成 28 年度に保育所を新設します。現在、認可保育所では、すべての保育所で 19 時までの延長保育事業を行っています。また、原田保育園では、一定程度の日時に利用できる特定保育事業を実施していましたが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、同園の「一時保育」と統合して実施します。病児保育は委託事業として広域で行っています。

ニーズ調査によると、母親が現在は就労していない家庭でも「認可保育所」の保育事業の利用意向は 3 割を超えており、今後利用者が増加する可能性があります。乳幼児の保護者で、日頃から親族や知人など子どもを預けられる人がいないと回答した人は 10% 程度あり、潜在的な困難を抱えている人がいることもうかがえます。母親がフルタイム就労の家庭の「病児保育」の利用は約 1 割で、8 割以上が母親が休むことで対応している状況もうかがえました。これらのことから今後も教育・保育事業をより一層充実する必要があります。

方向性

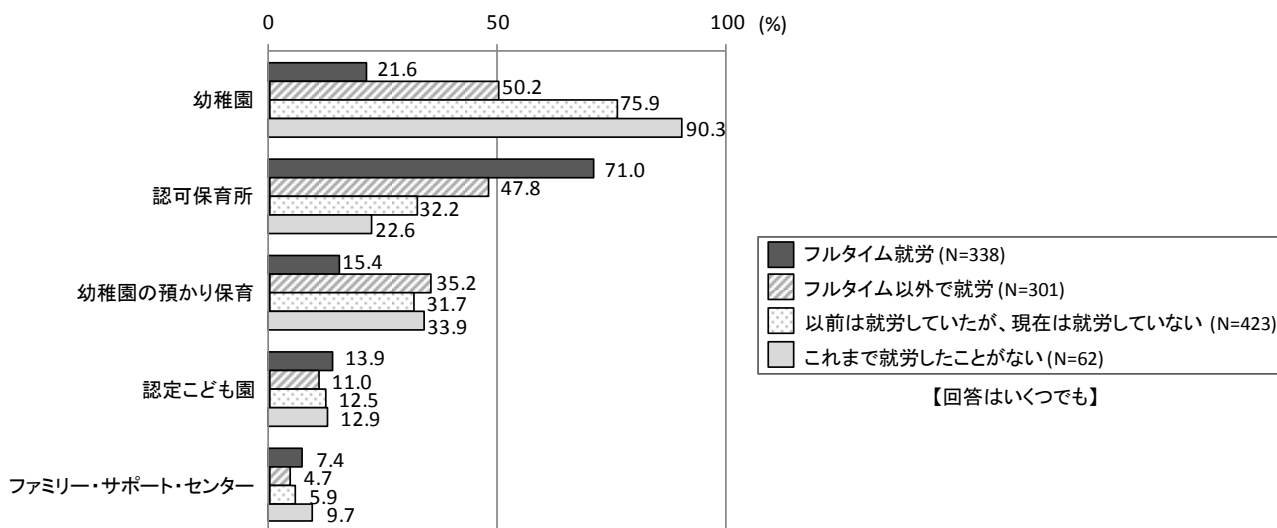
- 教育・保育事業については、待機児童を発生させないように、保育所を新設し、これまでの保育実績を活かして、きめの細かい事業を展開していきます。
- 地域子育て支援事業の保育に関わる事業については、子どもの発達を保障しながら利用形態の多様化に対応できるよう、充実していきます。

具体的施策

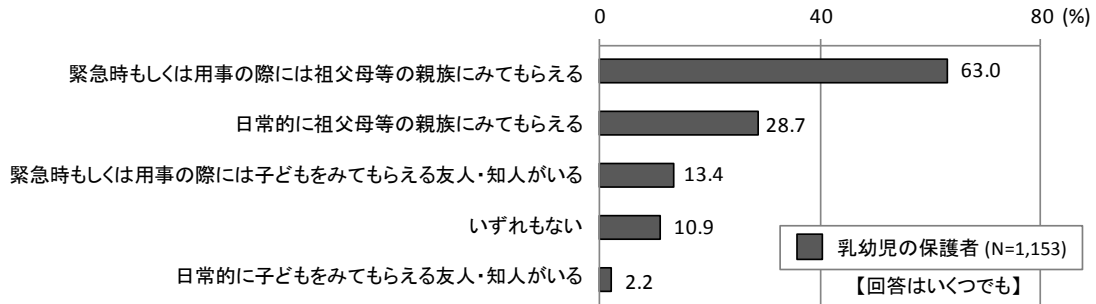
番号	施策名	施策の内容	担当課
1	保育の質の向上	保育所保育指針や自己評価ガイドライン等に沿って、保育の質の向上のための取り組みを行います。保育に関わる情報等を積極的に発信するとともに、利用者のニーズを保育に反映するよう努めます。	子育て支援課
2	通常保育事業	保護者の就労等により保育が必要な、おおむね3か月から就学前までの児童を保護者等に代わって保育します。待機児童解消と保育環境のさらなる充実を図るため、平成28年4月に新設保育所を開設します。また、今後町立保育所の民間移譲も含めた運営のあり方について検討し、保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
3	延長保育事業	町内すべての認可保育所で通常の11時間開所の後、午後6時から7時までの延長保育を実施します。	子育て支援課
4	一時保育事業	保護者の病気やケガ、子育て疲れの解消など、緊急又は一時的に保育が必要となる児童に対する保育を、時間単位で実施します。また、一定程度の日時に保育が必要な児童に対しても保育を実施します。	子育て支援課
5	保育施設の環境整備	安全・安心な保育を実施するため、財政状況等を勘案して、整備を進めます。入所児童数に即した適切な施設の整備、維持管理を行い、保育環境の充実に努めます。	子育て支援課
6	幼稚園教育の充実	幼稚園保護者に対し就園奨励費を助成し、経済的支援を行います。また、幼稚園教諭には研修の参加を促していきます。	学校教育課
7	病児保育事業	疾病により、保育所等での集団生活が困難であり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童(小学校6年生まで)を、医療機関に委託して預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。 近隣3町での共同実施を基本として、今後、利便性を高めるため、定員数や開設日、利用時間の拡充などについて検討します。	子育て支援課

参考データ

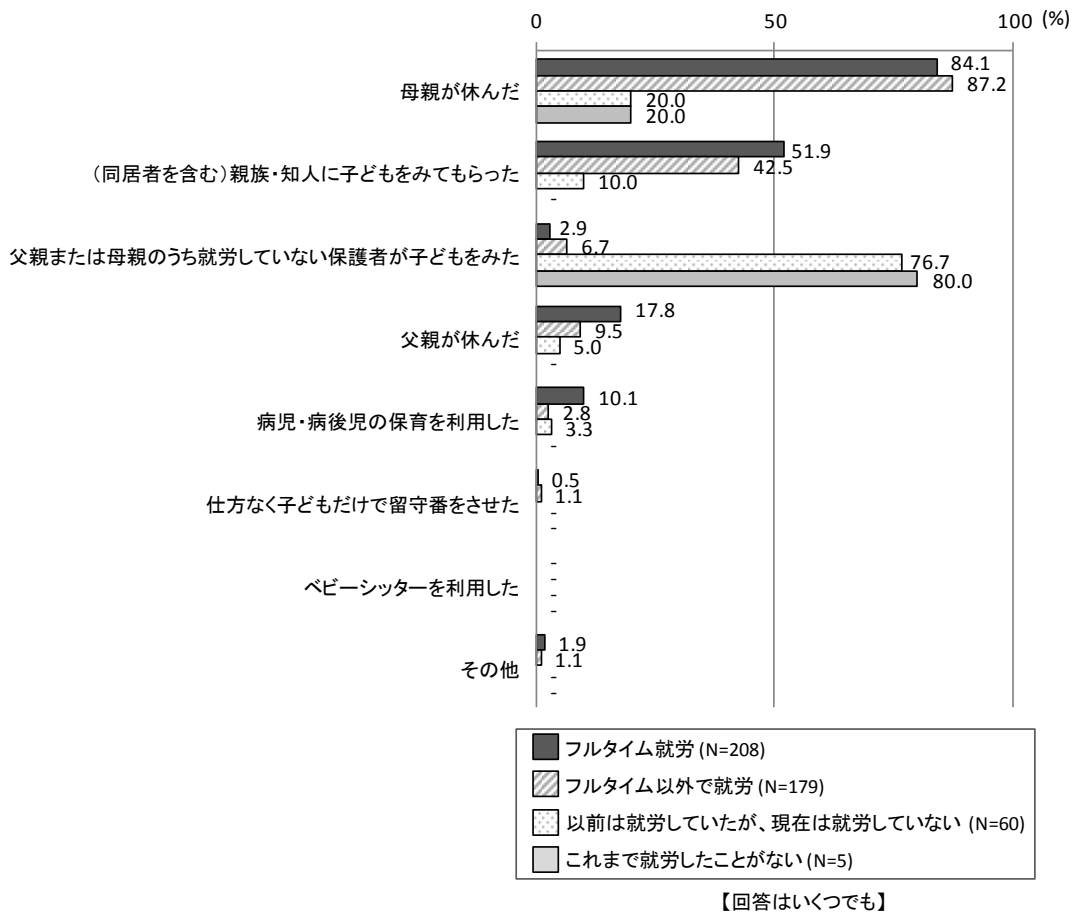
◆定期的に利用したいと思う教育・保育事業《乳幼児の保護者》(上位5項目)



◆日頃子どもをみてもらえる親族・知人《乳幼児の保護者》



◆子どもが病気やケガの際の対処方法《乳幼児の保護者》



基本施策2 地域子育て支援事業の充実

現状と課題

子ども・子育て支援新制度では、従来、子育て支援として進められてきた事業のうち、「地域子育て支援拠点事業」「放課後児童健全育成（学童保育）事業」「ファミリー・サポート・センター事業」などを「地域子育て支援事業」とし、市町村が重点的に整備していくことが定められています。

地域子育て支援拠点事業とは、主に0～2歳児の子育て家庭を対象に、子育て中の親子が気軽に集い、交流したり子育ての不安や悩みを相談できる場を身近な地域に提供するものです。新制度では、地域支援機能の強化のために、子育て家庭と高齢者や地域の学生との世代間交流、地域ボランティアや町内会、子育てサークルとの共働などを進めようとしています。学童保育事業は、新制度では市町村が設置基準を設定することが定められ、対象を高学年まで拡大することを目指しています。ファミリー・サポート・センター事業は乳幼児から小学生までを対象とした住民同士の相互扶助の取り組みで、充実が求められています。

本町において、地域子育て支援拠点事業は、平成15年に開設された子育て支援センター「ゆうゆう」が中心となって取り組んでいます。また、町内の3つの中学校での子育てサロンを定期的で開催し、中学生と乳幼児の親子との世代間交流を行ってきました。学童保育事業は、5つの小学校すべてに設置しており、現在8か所で実施しています。ファミリー・サポート・センター事業は、平成20年に開設しており、専任のアドバイザーが会員相互の支援をしています。

ニーズ調査によると、子育て支援センターは乳幼児の保護者のうち約15%が利用しています。乳幼児の保護者の学童保育の利用意向については小学校低学年で約4割の保護者が望んでおり、将来学童保育の入所児童数の増加が見込まれます。また、ファミリー・サポート・センターを利用していない人の理由として「サービスがあることを知らなかった」が約1割ありました。

すべての子育て家庭を地域全体で支えていくために、地域住民と行政が一体となった取り組みが求められています。現行の地域子育て支援サービスをより多くの保護者に周知し、事業内容を充実させていくことが重要です。

方向性

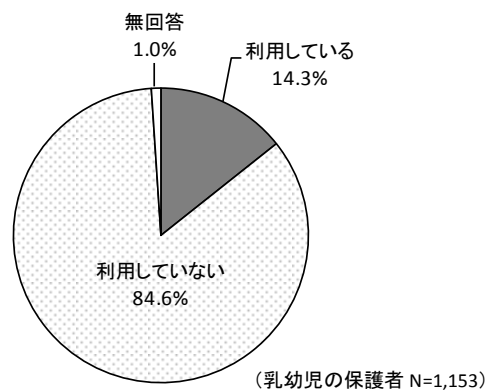
- 地域子育て支援事業のうち、地域の子育て支援に関わる事業についての広報活動を強化し、周知を図ります。
- 各種事業運営のあり方については、住民ニーズや社会情勢を鑑みて、適宜検討を行います。

具体的施策

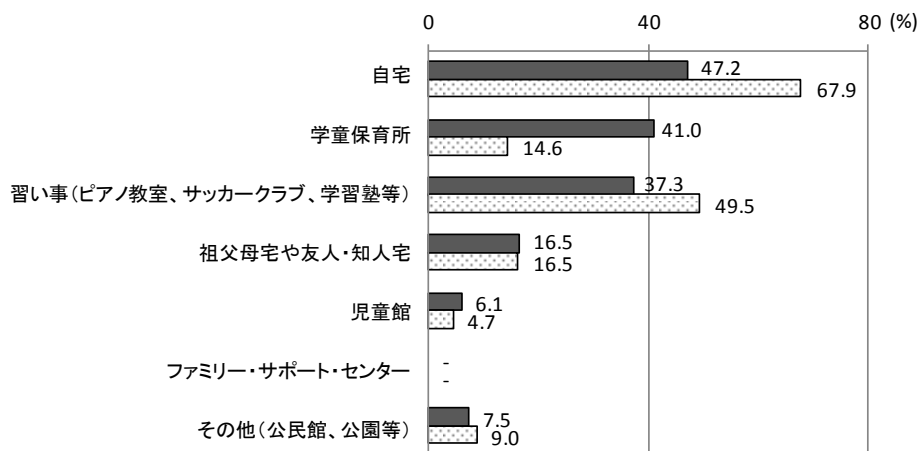
番号	施策名	施策の内容	担当課
8	子育て支援センターの機能の充実	未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。また、中学校でのサロンや世代間交流子育てサロンでの、親子や中学生、地域の方との交流を図ります。今後も子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。	子育て支援課
9	学童保育の推進	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を預かり、児童の健全育成を図ります。今後は保育場所や指導員等の確保に努め、対象学年の拡大、長期休暇時の臨時入所の対応等について検討していきます。	子育て支援課
10	ファミリー・サポート・センター事業の拡充	子育ての支援を受けたい人(おねがい会員)と、子育ての支援ができる人(まかせて会員)が会員登録し、相互支援活動(有料)を行います。会員数、活動数の増加を目指して、事業の周知を図るとともに、運営方法等について充実を図ります。	子育て支援課

参考データ

◆宇美町子育て支援センター・ゆうゆうの利用状況《乳幼児の保護者》



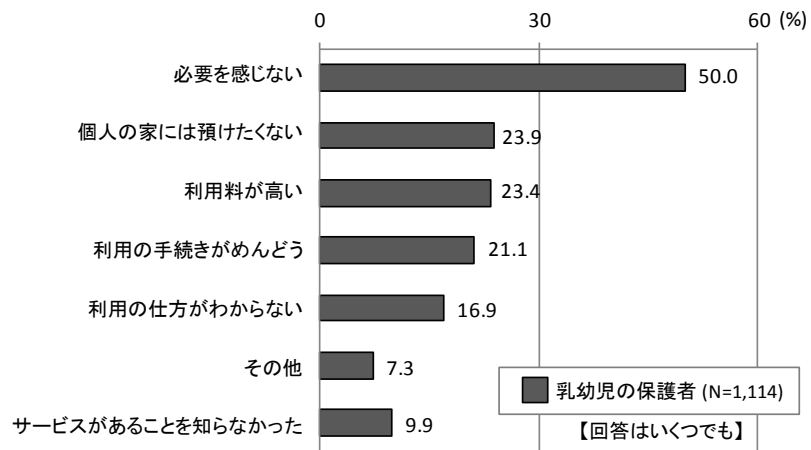
◆放課後過ごさせたい場所《乳幼児の保護者》



■ 1～3年生になった時、放課後に過ごさせたい場所
 □ 4～6年生になった時、放課後に過ごさせたい場所
 乳幼児の保護者 (N=212) 【回答はいくつでも】

※現在、宇美町内には児童館はありません。

◆ファミリー・サポート・センターを利用していない理由《乳幼児の保護者》



基本施策3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

現状と課題

妊娠期の子どもと保護者への健康支援は、子どもの生涯を通じた健康な生活の第一歩であり、子どもが健やかに生まれ、育つために安心して妊娠、出産し子育てができる切れ目のない支援の環境整備が重要です。子ども・子育て支援新制度では、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、市町村において「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」を重点的に推進していくことが求められています。乳児家庭全戸訪問事業は、乳児の家庭を訪問し、子育ての助言や情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や環境を把握し、さらに支援が必要な家庭には適切な健康支援事業を提供するなど、乳児家庭の孤立化を防いで健全な育成環境の確保を図るものです。乳幼児健診は、乳幼児の病気の予防と早期発見、健康の保持・健康の増進のための健康支援事業であり、保護者からの相談の場でもあります。妊娠期からの継続した健康支援体制は、児童虐待防止に有効であり、計画的に整備を図ることが必要です。

本町では、「赤ちゃん教室」「離乳食教室」などで、正しい食事や睡眠などの生活習慣の大切さをはじめ、母子の健康についての助言や指導、情報提供などを行っています。生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しており、医療機関と連携しながら養育支援が必要な家庭を把握しています。また、不妊についての悩みを抱えた人に対して、福岡県が実施している相談事業や経済的支援の情報を提供しています。妊娠期や出産後を母親が安心して快適に過ごし、主体的に健康管理ができるよう相談や訪問を行っています。

ニーズ調査では、「乳幼児歯科健診、フッ素塗布」「こんにちは赤ちゃん訪問」「離乳食教室」を知っている乳幼児の保護者は約8割と多く、乳幼児健診に対して満足している割合は約7割あり、健康支援事業が評価されていました。しかし、乳幼児の保護者の子育ての悩みや気になることの内容として「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」は依然として上位にあり、0歳児の保護者ではどちらも3割を超えています。今後も、周産期から子どもの健康に関する不安を軽減する対策が必要といえます。

方向性

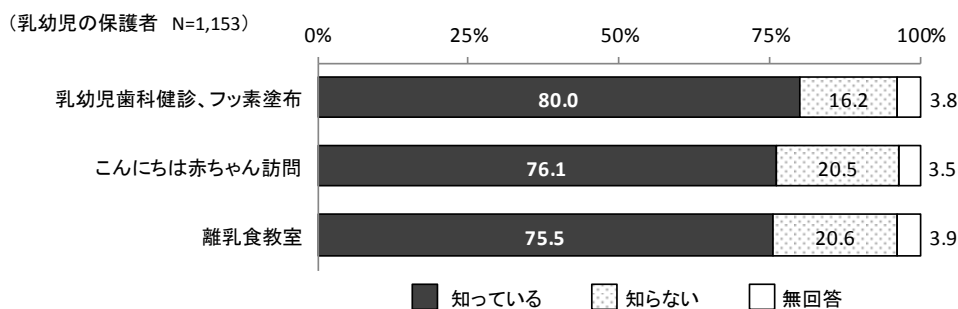
- 乳児家庭全戸訪問事業の訪問実施率を高めるとともに、養育支援が必要な家庭をサポートします。
- 親子の健康に関する相談事業や学習機会を充実するとともに、認知度を高めます。

具体的施策

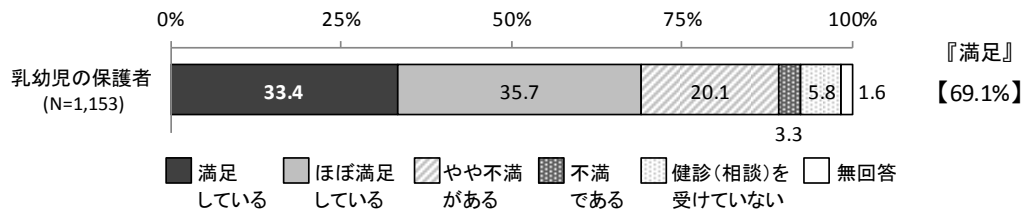
番号	施策名	施策の内容	担当課
11	乳幼児健康診査の充実	各健診を通して保護者に子どもの成長発達について適切な保健指導を行い、未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し受診率の向上を図ります。健診により疾病や障がいを早期に発見し、早期治療・早期療育に必要な機関へ適切につなぐことで、安心して子育てができるような体制を充実させます。	健康福祉課
12	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児(やむを得ない理由があれば生後5か月まで)がいる家庭を対象に、母子の状況に応じて保健師または看護師の全戸訪問による育児支援を行います。	健康福祉課
13	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業や医療機関との連携等により把握した養育支援が必要な保護者と児童等に対し、適切な養育が行われるよう保健師の訪問による保健指導、その他必要な支援を行います。	健康福祉課
14	未熟児養育医療対象児の母子訪問	未熟児養育医療対象児(出生体重2000g以下の乳児で成熟児の諸機能を得るに至っていない者であり医師が入院養育が必要と認める者)の保護者に対し、保健師が訪問し乳幼児の成長と一緒に確認しながら、必要な助言・指導を行います。	健康福祉課
15	妊娠出産期の保健指導及び相談の充実	妊娠届出があったすべての妊婦に対して行ったアンケートを基に適切な保健指導を行い、妊婦生活及び産後の健全な生活が送れるよう保健指導をします。また、電話による相談を随時受け付け、必要な場合には訪問を行うなど相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
16	乳幼児期の健康相談と指導の充実	赤ちゃん教室・離乳食教室・栄養相談・乳幼児健康診査などの機会を活用し、乳幼児期の健康管理と食に関する学習の機会を提供します。	健康福祉課
17	妊婦健診受診の促進	妊婦が安全安心な出産を迎えられるよう妊婦健診費用の助成を行い、適切な時期の妊婦健診が大切であることを周知していきます。また粕屋医師会の協力を得て、妊婦歯科健診の周知と受診勧奨を行います。	健康福祉課
18	不妊治療助成の周知	福岡県の「不妊治療費助成事業」及び粕屋保健福祉事務所の相談窓口の周知に努め、不妊に悩む方の支援を行います。	健康福祉課

参考データ

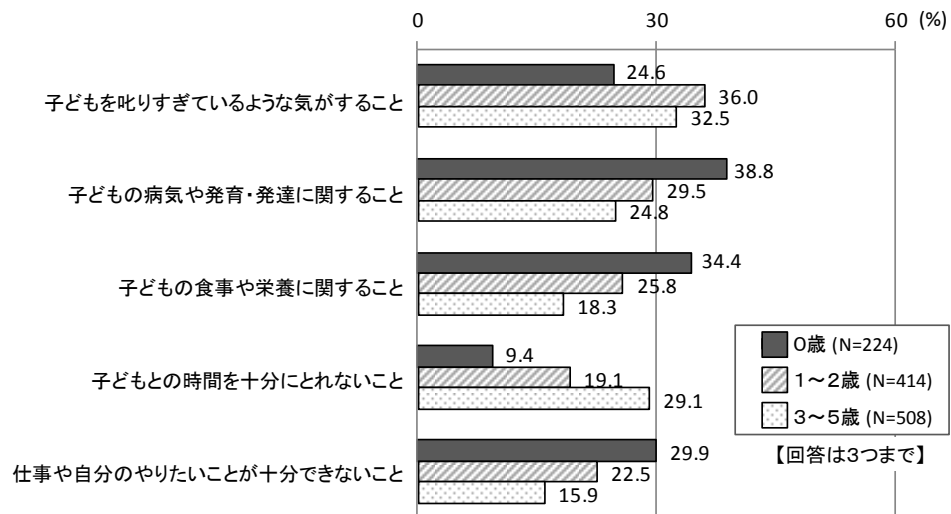
◆子育て支援サービスの認知<<乳幼児の保護者>>



◆乳幼児健診の満足度《乳幼児の保護者》



◆子育てに関する悩みや気になること《乳幼児の保護者》(上位5項目)



基本施策4 仕事と家庭生活の両立支援

現状と課題

社会・経済状況が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに、非正規雇用も増加しています。仕事との両立が難しいという理由で出産を機に退職する女性も少なからず存在しており、仕事との両立は重要な課題となっています。

国は、仕事と生活の調和の実現に向けて、平成19年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」を制定し、平成22年には新たな決意が表明され、仕事と生活の両立支援、男性の子育てや介護への関わりの促進、女性の能力発揮の促進などに官民一体となって、より一層取り組んでいくこととしています。子ども・子育て支援制度の基本指針にも、「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」があげられています。

ニーズ調査では、父親が子育てに参加している家庭では、母親の子育ての不安感や負担感が少なく、子育てが楽しいと感じる人が多くなっています。しかしながら、父親の子育ては平日の就労時間が長いために休日での関わりが中心であり、男性の長時間労働は依然として高い水準となっています。また、男性の育児休業の取得率はわずか0.9%で、一方、母親で育児休業を取得していない理由は5割以上が子育てのために退職したからとなっており、ワーク・ライフ・バランスが実現しているとはいえない状況です。

男女がともに子育てに責任をもって仕事と家庭生活を両立していくためにも、ワーク・ライフ・バランスが可能となるよう、社会全体の関心と理解を深めていくさらなる啓発が必要です。

方向性

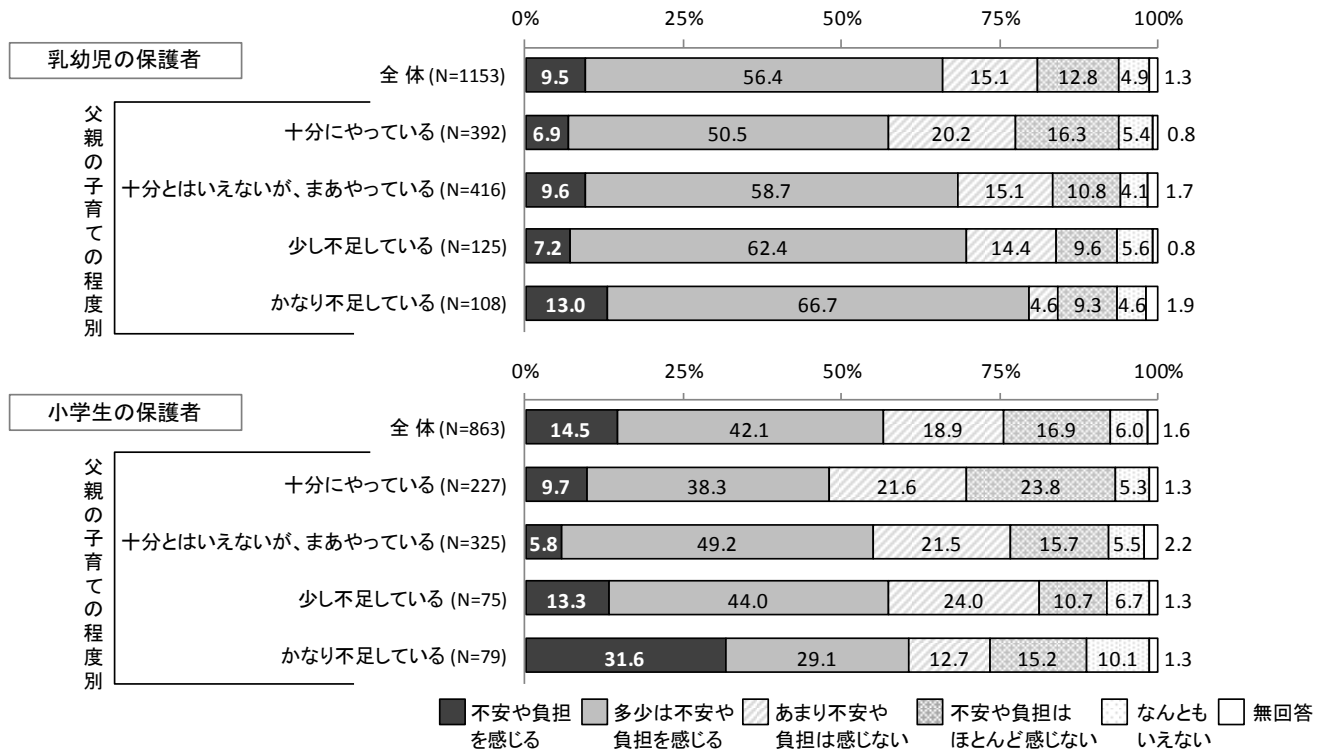
- 育児・介護休業法や短時間勤務制度等の周知を図り、女性が就労しやすい環境づくりと合わせて、男性の「働き方の見直し」に向けた啓発を進めていきます。

具体的施策

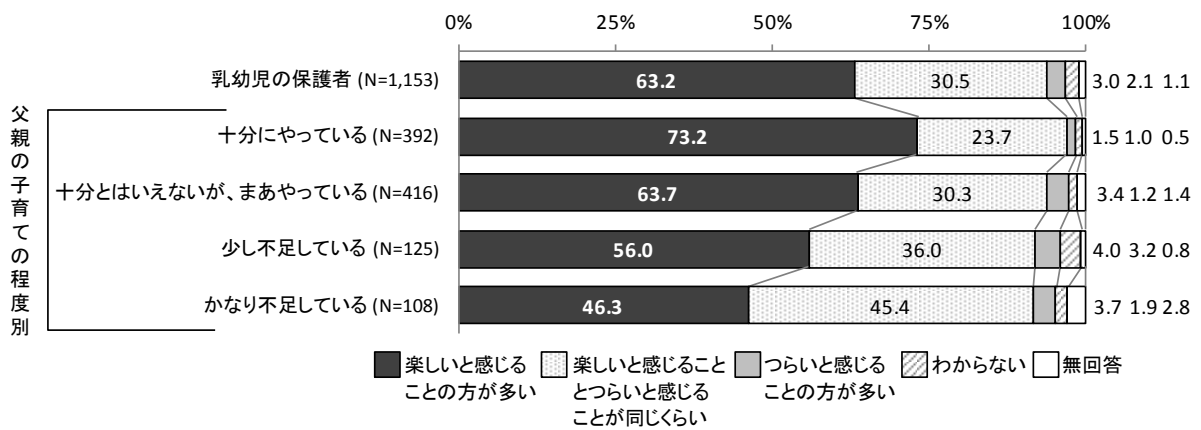
番号	施策名	施策の内容	担当課
19	仕事と子育ての両立支援の広報・啓発	仕事と子育ての両立の環境整備に向けて、ホームページや情報誌を通じて広く住民への情報提供や啓発活動に努めます。関係課の事業とタイアップするなど、より広い範囲で啓発していきます。	子育て支援課
20	就業に関する情報と学習の機会の提供	就業に関する情報の提供や、資格取得について、関係課の連携による学習機会の提供に努めます。	産業振興課 子育て支援課
21	育児・介護休業制度の周知	住民に向けて広報やホームページを活用し、制度等に関する情報提供に努めます。	子育て支援課

参考データ

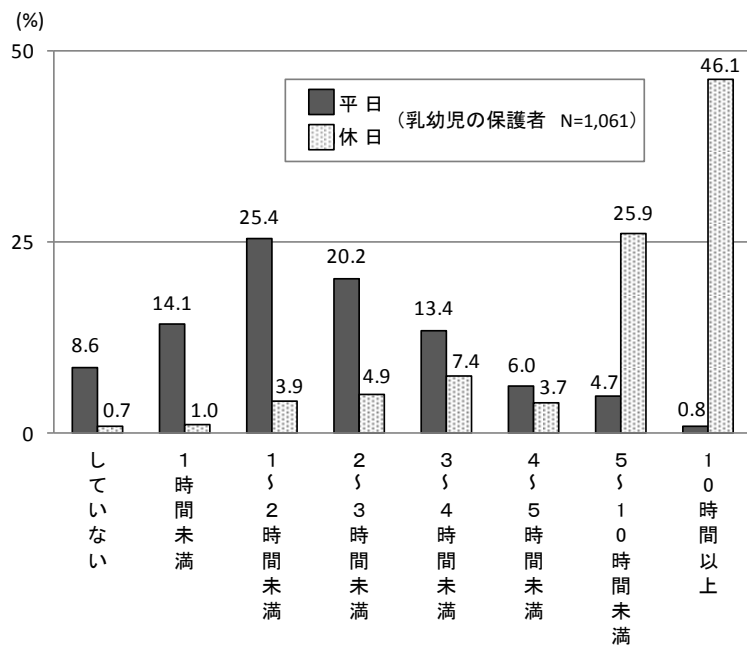
◆子育てに関する不安や負担の有無《乳幼児の保護者、小学生の保護者》



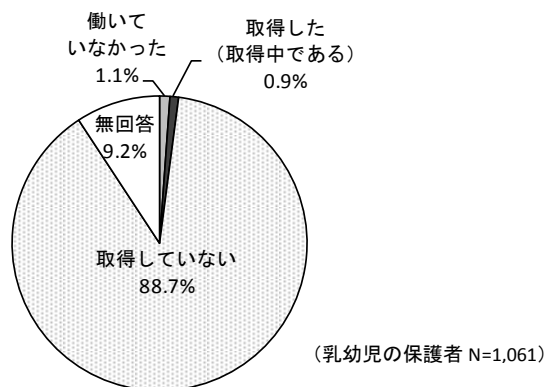
◆子育ての楽しさ《乳幼児の保護者》



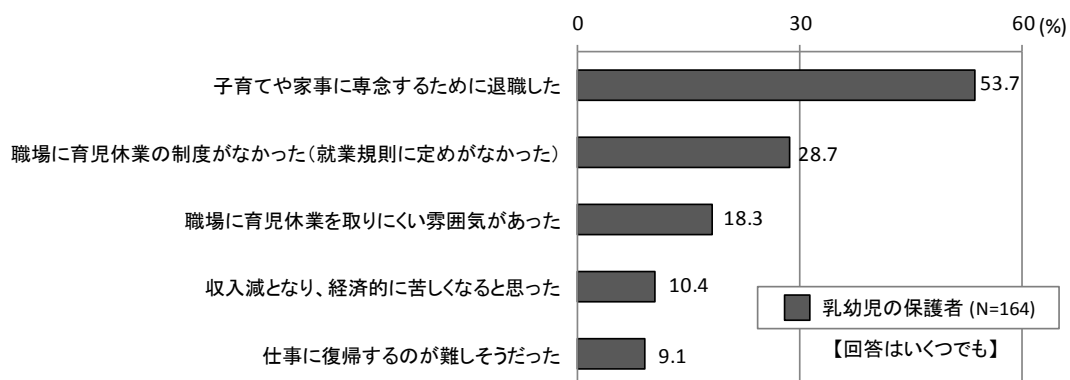
◆父親の子育てにかかわる時間《乳幼児の保護者》



◆父親の育児休業の取得《乳幼児の保護者》



◆母親が育児休業を取得していない理由《乳幼児の保護者》(上位5項目)



基本施策5 家庭の教育力の向上

現状と課題

乳幼児を抱えた保護者の子育ての負担感が増加する背景には、地域社会の関わりが希薄化し地域の子育て力が失われてきただけでなく、多くの保護者が乳幼児に触れる経験が乏しいまま親になったために、子どもへの適切な関わり方の知識が不足している状況があります。保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもにしっかりと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう親育ちの過程を支援していくことが必要とされています。

本町では、子育て家庭の保護者を対象として、子どもの心身の発達や健康などについての実践的な講座を開催したり、家庭における教育力の向上を図っています。また、子ども同士や母親同士の交流の場となるよう学習機会を提供しています。

ニーズ調査では、子どもの年齢が低いほど子育てに関する情報の入手先は「インターネット」が多く、母親が就労していない場合には「テレビ、ラジオ、新聞」などのメディアが多くなる傾向がありました。家庭の子育て力を高め子育ての喜びを実感するためには、自分の子どもの実態から子育てについての知識や情報を得ることが重要です。今後も家庭の子育て力向上のための事業の充実が求められます。

方向性

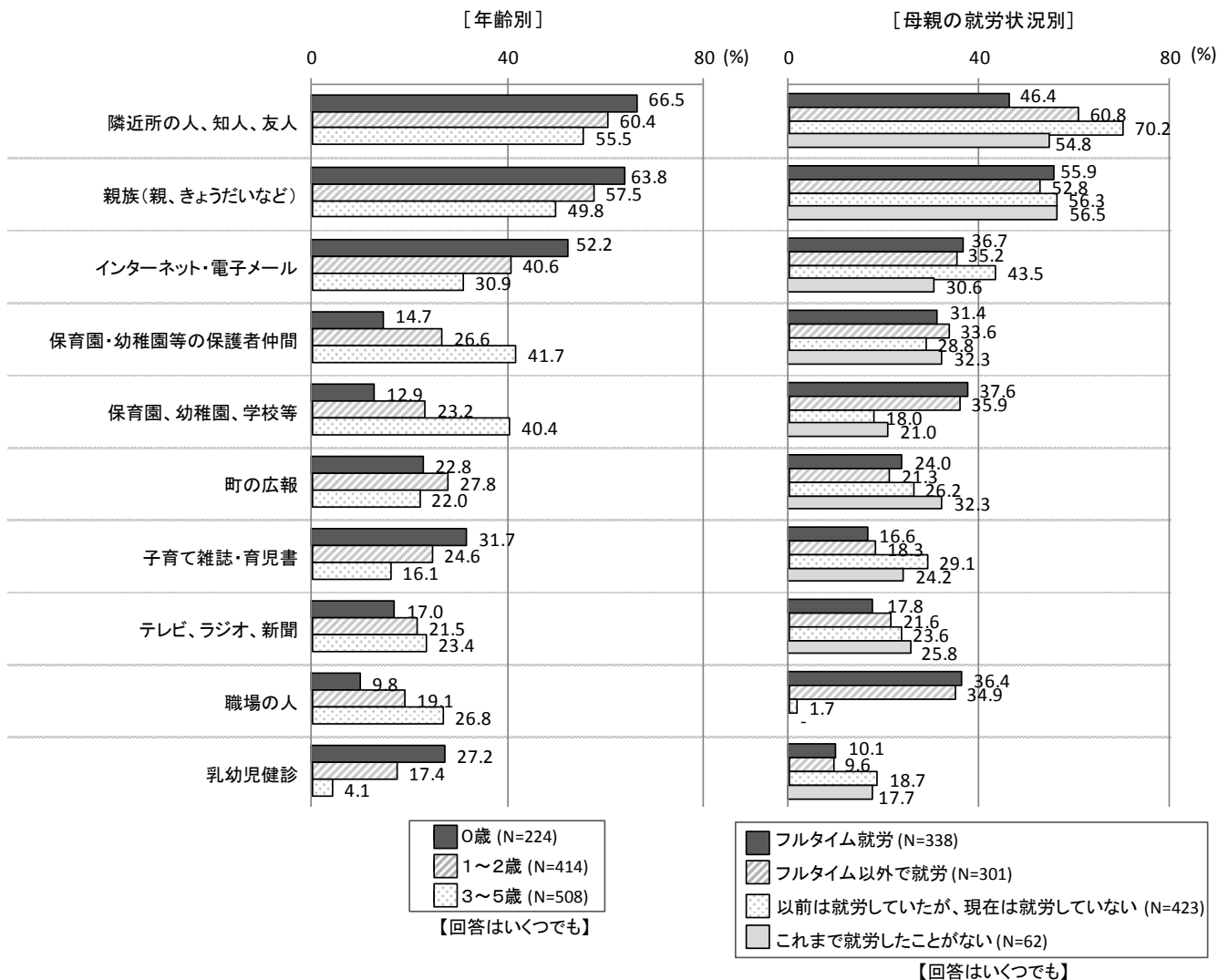
- 家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実に努めます。

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
22	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	子どもの成長段階別の保護者向け講座の実施など、家庭教育に関する学習機会及び情報提供を行います。子育て中の保護者が気軽に参加できる体制の整備に努めます。	社会教育課
23	子育てに関する学習機会の提供	子どもの成長段階に応じた事故などの予防ができるよう出前講座やブックスタート事業などの学習機会を提供するとともに、子どもの成長に応じた健康管理や食に関する理解促進に努め、保護者の子育ての力を高めます。また、親子のコミュニケーションや母親同士の交流を図ります。 ①出前講座 ②赤ちゃん教室 ③健康栄養相談 ④離乳食教室 ⑤ブックスタート事業	健康福祉課 社会教育課

参考データ

◆子育てに関する情報の入手先《乳幼児の保護者》(上位10項目)



基本施策6 小児医療の充実

現状と課題

保護者が、安心して子どもを産み健やかに育てるためには、子どもが病気やけがの時に適切に対応できる緊急医療体制は欠かせません。

本町では、乳幼児・子ども医療費について、小学校児童までを対象に自己負担分の一部を助成しています。小児救急医療については、福岡県や糟屋広域市町村圏における関係機関の連携のもと、体制を整備しています。

ニーズ調査では、乳幼児の保護者の行政への要望として「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が3位にあげられています。また、子育てに関しての不安感や負担感の高い人ほど、「子どもの病気や発育・発達に関すること」を悩む割合が多くなっていました。

小児医療については、関係機関の連携による体制の確保等継続的な取り組みが必要です。

方向性

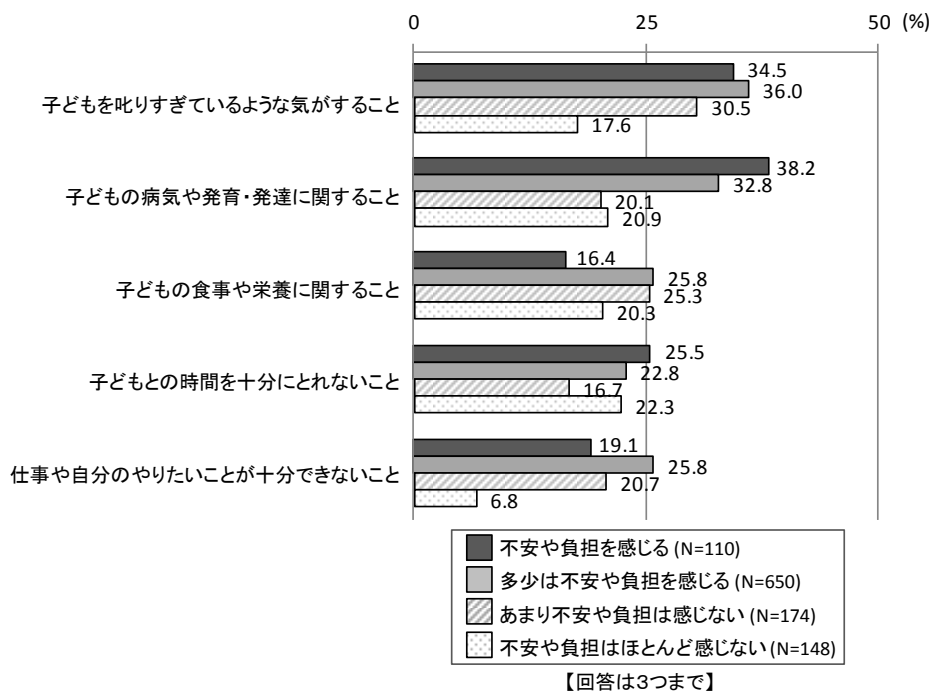
- ・町の財政状況を勘案しながら、乳幼児・子ども医療費助成の充実に努めます。
- ・広域による小児救急医療体制の充実を図ります。

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
24	乳幼児・子ども医療費の助成	乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るため、町独自の助成としてすべての小学校就学前児童を対象に医療費の一部、また小学生については入院費用の助成を行っていきます。	住民課
25	小児救急医療体制の充実	救急医療は医師会や消防署など関係機関の連携により糟屋地区をはじめ広域で対応しており、この体制の中で小児医療の充実を図ります。また、休日診療所の案内など情報提供の充実に努めます。	健康福祉課

参考データ

◆子育てに関する悩みや気になること《乳幼児の保護者》(上位5項目)



基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

近年、母子や父子家庭、養育者家庭といったひとり親家庭等が急増しています。子育てをしながらの就労等により経済的にも厳しい状況にあるひとり親家庭等に対して、子どもの最善の利益を守るという観点から、子どもの健やかな育ちを図るために、子育てや生活への支援、就業支援や経済的支援等が重要となっています。

平成26年に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「児童扶養手当法」が改正され、ひとり親家庭等を対象に、就業支援施策、子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大などが推進されようとしています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」も施行され、国は、ひとり親家庭等への経済支援への研究を進めることになりました。

ニーズ調査では、母子または父子のひとり親家庭は乳幼児の保護者では8.8%、小学生の保護者では19.3%と大変多くなっています。

今後も、ひとり親家庭等に対しては、国の支援策に基づき、各種手当や支援制度の周知を図り、自立に向けた支援が必要です。

方向性

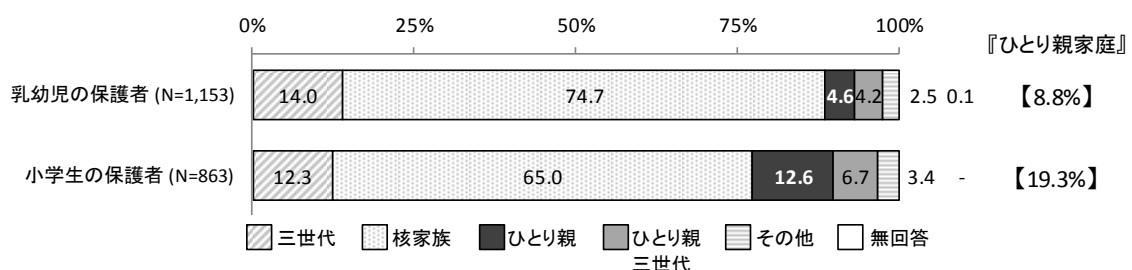
- ・ひとり親家庭等の経済的支援の周知を図るとともに、自立に向けた支援に努めます。

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
26	児童扶養手当の支給	国の基準等に基づき、手当の支給についての手続きを行います。今後も国制度の状況を鑑みながら、取り組みを継続します。	子育て支援課
27	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成します。(児童扶養手当に準拠した所得制限あり)	住民課
28	就業支援	ハローワークの就業訓練や県の自立支援訓練等の情報の提供を行います。	子育て支援課

参考データ

◆家族構成<<乳幼児の保護者、小学生の保護者>>



基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

基本施策1 子どもの生きる力の育成

現状と課題

子どもは、社会の希望であり、未来を創る力です。子どもは、自然な心身の成長にともない周囲の人々とかかわり合う中で、豊かな人間性を育み、自立した大人に成長していきます。子どもの「生きる力」を育てていくことは、社会全体で取り組む重要な課題となっています。

平成22年に、子どもと若者が健やかに育成され、社会生活を円滑に営むことができるよう、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。法の基本理念には、子どもや若者の発達段階、生活環境、特性などに応じて成長が図られるよう社会環境を整備して必要な配慮を行うこと、子ども・若者の成長の過程には、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、相互に協力しながら一体的に取り組むことなどがあげられています。

本町においては、子どもを地域ぐるみで育てるシステムとして、コミュニティ・スクールを平成24年度からすべての町立小中学校で実施しています。個々の子どもの学習課題に対応できるよう、教育機関との連携によるスクールサポーターや地域の人材を活用した学習支援者を学校へ派遣しています。また、子どもの生きる力の育成として、食の大切さを理解する食育、メディアからの情報を正しく読み解くための情報教育を発達段階に応じて推進しています。

ニーズ調査によると、小学生高学年でテレビやスマートフォンなどのメディアに接する時間が平日で3時間を超える子どもが約半数いました。また、中学生では携帯電話・スマートフォン・パソコンについては、5年前より所持している人がかなり増加しており、高校生世代でも前回同様9割を超え高い割合となっています。しかし、親子間のルールを決めていない家庭が多いという課題が明らかになりました。

子どもたちが、健やかに成長していくことができるよう地域一体となった教育環境を整備していくことが求められています。

方向性

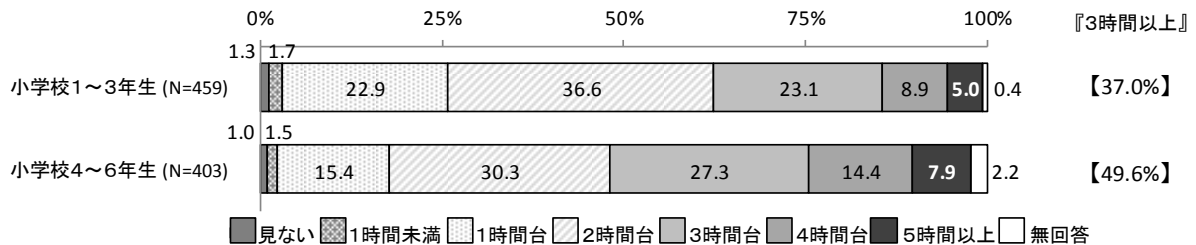
- ・子どもに関わる教育機関の連携を図り、教育体制の充実に努めます。
- ・地域と一体となった学校運営により、豊かな教育環境づくりを進めます。

具体的施策

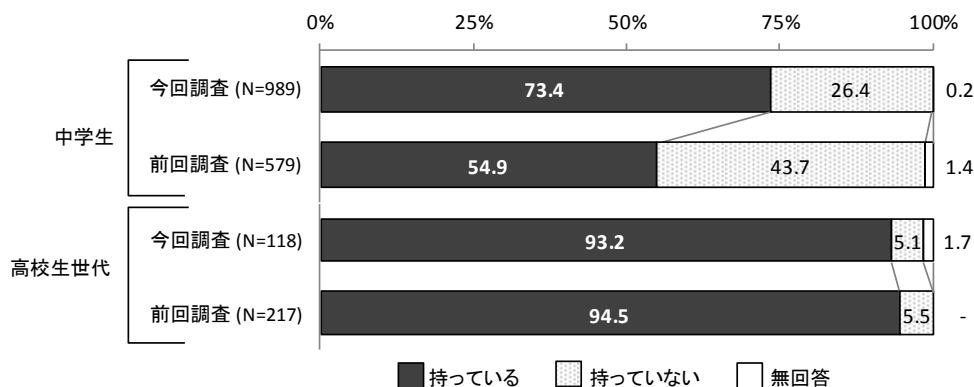
番号	施策名	施策の内容	担当課
29	コミュニティ・スクールの推進	コミュニティ・スクールを通じて、学校、保護者、地域が、子育ての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていきます。	学校教育課
30	保育所・幼稚園・学校における食育の推進	食に関する興味や関心を深め、食べる楽しさや望ましい食習慣の定着、豊かな人間関係の育成等、食に関する総合的な指導を実施します。また保護者に対しても食の大切さを啓発していきます。	子育て支援課 学校教育課
31	子どもの学習支援活動の推進	学校のニーズに沿って特別支援教育支援員やスクールサポーターを小中学校へ派遣し、児童生徒の学校生活の支援に努めます。また、様々な知識や技能を有する学習支援者を保育所や幼稚園、学校、地域などの学習要請に応じ派遣することにより、学習活動をさらに充実させるとともに、新たな体験活動の推進に努めます。	学校教育課 社会教育課
32	情報の活用に関する教育の推進	発信されている情報の特性や利用方法を理解し、子ども自身がメディアによる情報を取捨選択して活用できるよう情報教育を推進していきます。	学校教育課

参考データ

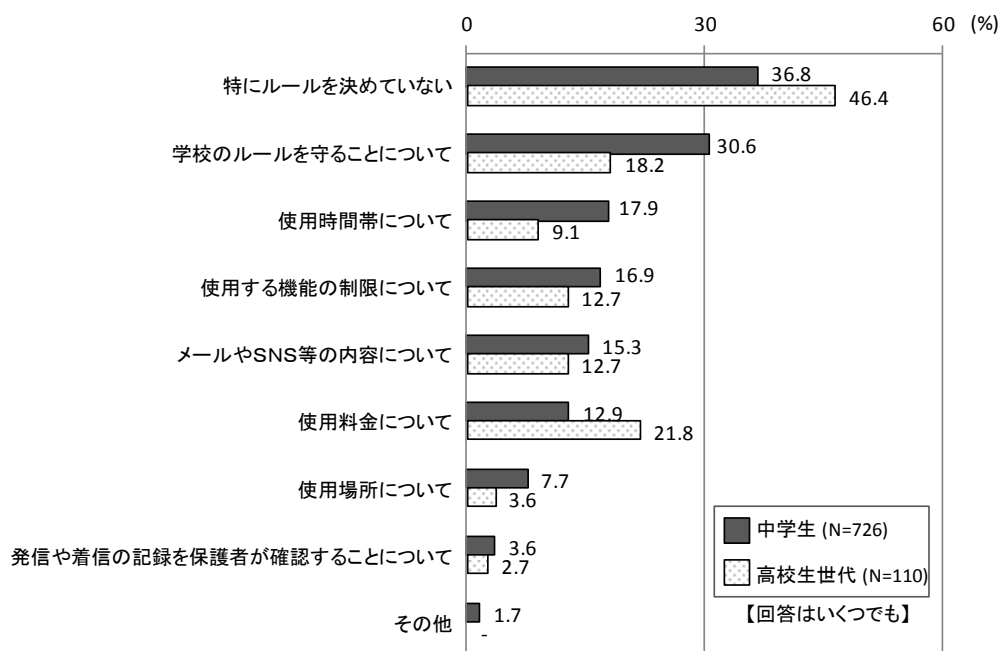
◆テレビ、DVD、携帯電話等を見る時間《小学生の保護者》



◆携帯電話、スマートフォン、パソコンの所持《中学生、高校生世代》



◆携帯電話、スマートフォン、パソコンの使い方での保護者とのルール《中学生、高校生世代》



基本施策2 次代の親の育成

現状と課題

子どもの健やかな育ちを支援するにあたっては、子どもが次代の親となるという長期的な視野に立って、取り組みを進めることも必要です。自分自身の将来の目標を定め、就職や結婚、出産、子育てに主体的に向き合う力を身につけるために、働くことや子育て等の体験活動は意義深く、重要なことです。また、自分の心と体を大切なものと認識し、自分の健康を管理する力を身につけるよう、薬物等の危険や性に関する健康教育も大切です。

本町では、中学校での職場体験や保育実習などの体験学習を実施しています。また、保育所・幼稚園への訪問や中学校での乳幼児とその保護者が集う子育てサロンの実施等を通して、命の大切さを学び、次代の親となる意識の高揚を図っています。

ニーズ調査では、子育てサロンに対しては、中学生、高校生世代ともに「かわいい」や「楽しかった」など肯定的な感想も多くなっていました。仕事に対しては、中学生も高校生世代も「仕事は大変そうである」と否定的なイメージが3位にあがっていました。

体験が自分の生活や将来の明るいイメージにつながり、個性豊かに自分の人生を選びとる力を身につけられるよう、多様な体験学習の機会の提供が求められます。

方向性

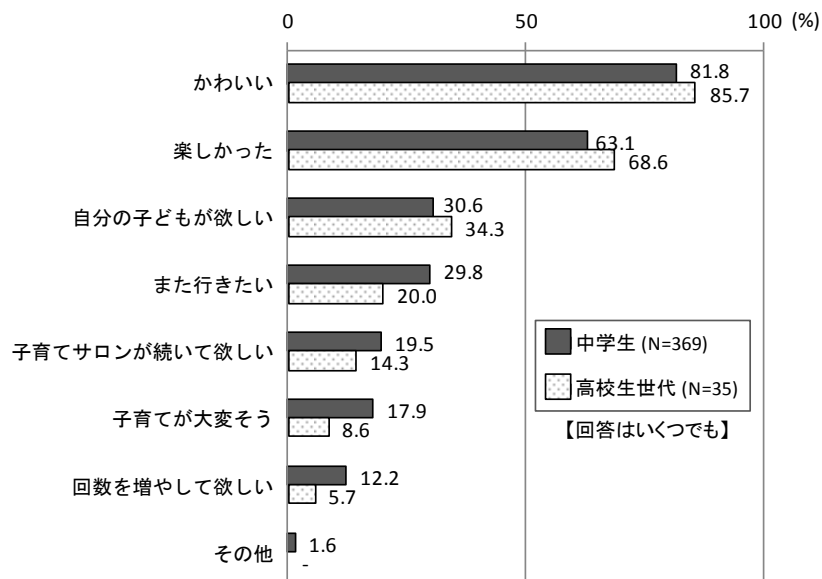
- 発達段階に応じて、性の知識や命の大切さ、子育てについての教育を推進します。
- 職業意識を育成するよう職場体験学習を充実していきます。

具体的施策

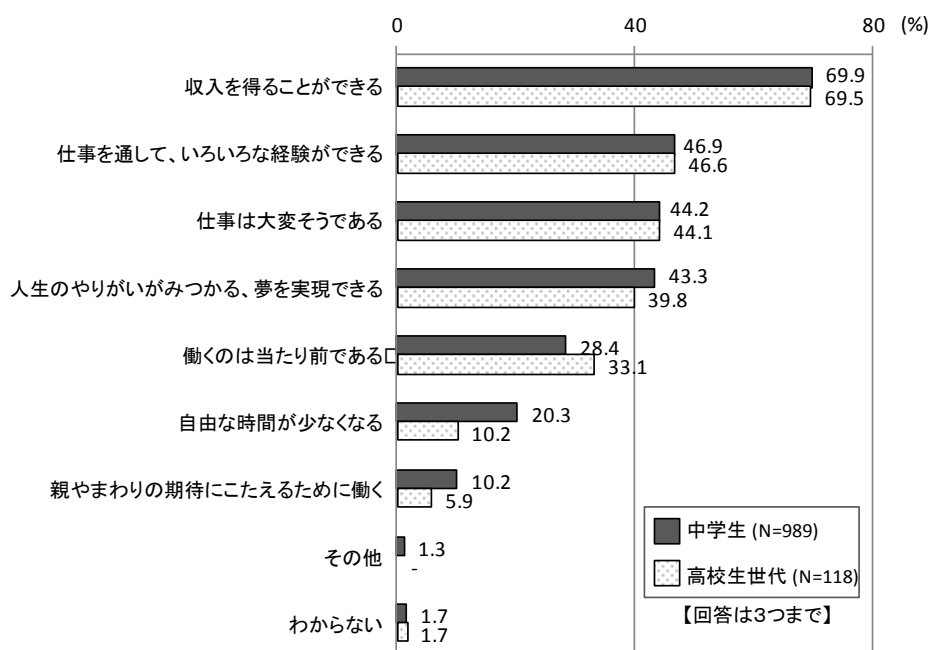
番号	施策名	施策の内容	担当課
33	保育体験や世代間交流の推進	保育所・幼稚園訪問等を通じて、中学生と園児との交流を行います。また、次代の親を育成するという観点から、中学校子育てサロンや世代間交流子育てサロンを開設し、中学生や地域の方と乳幼児・その保護者との交流を図ります。	子育て支援課 学校教育課
34	職場体験学習	中学校において、職場体験学習を実施します。各種事業所等の協力のもと、職場体験を通して職業意識を育成します。	学校教育課
35	性や生命に関する正しい知識の普及	学級での指導や総合的な学習の時間等を活用し、養護教諭を中心として、性や生命に関する学習を進めます。また、外部講師を招き、児童生徒の性や生命に関する正しい理解促進を図ります。	学校教育課
36	喫煙や薬物乱用防止等に関する教育	小中学校において、教職員および児童生徒を対象とした研修を行い、喫煙や薬物乱用における危険性の理解促進を図り、健康教育の充実に努めます。また、相談体制を充実するとともに、専門機関を活用した対応を行います。	学校教育課

参考データ

◆子育てサロンの感想《中学生、高校生世代》



◆仕事のイメージ《中学生、高校生世代》



基本施策3 青少年の健全育成の推進

現状と課題

子どもは多様な体験の中で、困難を克服していく問題解決能力を身につけたり、他者を思いやり物事に感動して人間性を高めるなど、人として成長していきます。「平成 26 年版子ども・若者白書」（内閣府）では、子どもの健全育成のために、「家庭・学校・地域が一体となって、子ども・若者の成長を温かく時には厳しく見守り、支えることのできる環境づくり」が重要であるとしています。

本町では、長年にわたり、「地域子ども教室」「アンビシャス広場」など家庭、学校、地域が共働して子どもの活動の場を支えてきました。子ども会育成会連絡協議会では、各行政区子ども会と連携し、子どもの健全育成を進めるとともに、中高生を対象としたジュニアリーダーやシニアリーダー等の将来の指導者となる人材の育成も実施しています。また、子どもたちの多様な体験活動の場として、「ふみの里まなびの森フェスタ」や「チャレンジクラブ」などを実施し、地域が自治公民館等で主体的に行う「通学合宿」を支援するなど、地域の子どものための育ちを支援しています。町立図書館と学校が連携して子どもたちの読書活動を支援したり、「スポーツ少年団」や「ふみの里スポーツクラブ」などと連携・支援を図りながら子どものスポーツの振興や子どもの健全育成を推進しています。

ニーズ調査では、中学生、高校生世代ともに「子ども会や公民館などでの活動」「体育・スポーツ大会や盆踊り大会などのお祭り」「地域の環境美化やリサイクルに関する活動」への参加経験が5割から7割、地域の大人との関係について、「会えばあいさつをする」が約8割で、子どもと地域との関わりは大きいといえます。今後も行政、地域の連携による多様な体験活動の場を提供していくとともに、地域全体で子どもの育ちを支援していくという地域の教育力を高めていく必要があります。

方向性

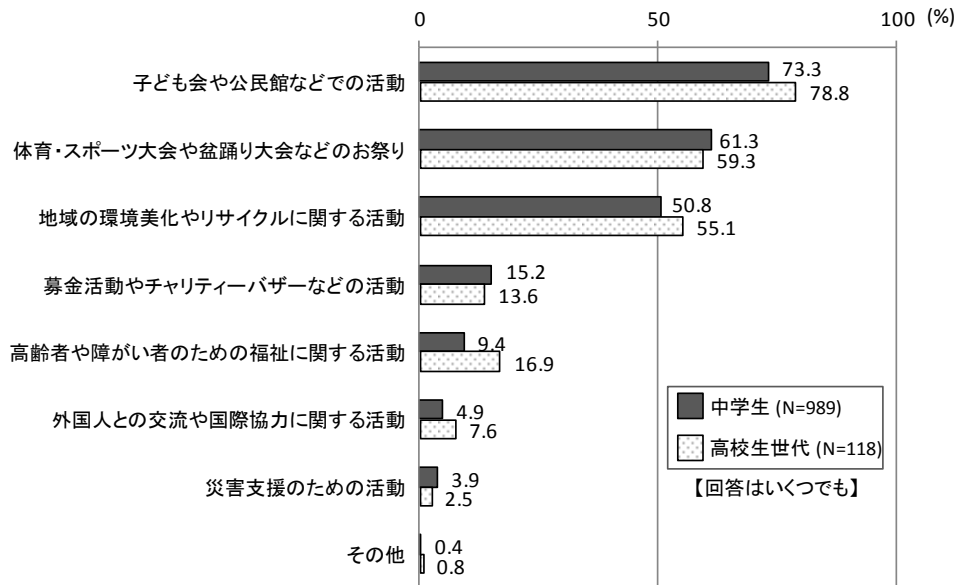
- ・家庭、学校、地域が一体となって、子どもの健全育成を進める環境を整備します。

具体的施策

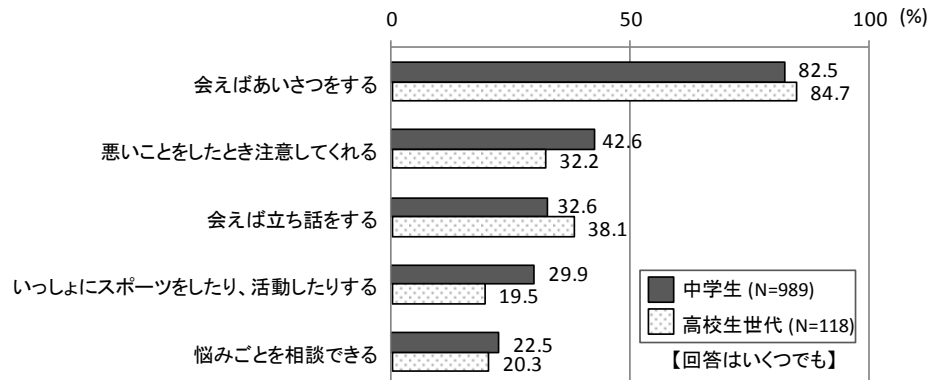
番号	施策名	施策の内容	担当課
37	青少年団体の支援及び連携の強化	青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体と連携して家庭や地域の教育力向上に努め、自主的な活動が実践できる次代のリーダーを育成します。また、青少年育成町民会議や子ども会育成会連絡協議会をはじめ、青少年関係団体の活動及び各種事業へ助成し、地域社会全体で青少年健全育成を推進します。	社会教育課
38	地域の交流の場の整備	放課後や休日に、学校施設等を活用して、スポーツや文化活動などの体験活動を行う「土曜子ども教室」などを実施し、さらに子どもたちが安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう関係部署と連携して「放課後子ども総合プラン」の取り組みを目指します。また、地域コミュニティによる地域交流や子どもの居場所づくりを推進します。	社会教育課
39	子どもの体験活動の推進	子どもたちに多様な体験活動や学習の場を提供するために「ふみの里まなびの森フェスタ」において体験ワークショップや少年・少女の主張大会を実施します。また、土曜日や夏休みなど学校休業日を利用して行う体験活動「チャレンジクラブ」や集団宿泊生活の中で基本的な生活習慣や自然体験をする「通学合宿」などを推進していきます。	社会教育課
40	郷土の歴史・文化を学ぶ機会の提供	子どもたちが、郷土の歴史・文化を学ぶために、地域の文化財を活用した講座などの事業を推進します。	社会教育課
41	子どもの読書活動の推進	「宇美町子ども読書活動推進計画」に基づき町立図書館をはじめ、家庭・地域・学校及び関係諸機関が連携して、子どもの読書環境の整備や読書活動を推進します。また、子ども読書活動の重要性のPR、情報提供などを行い読書活動の普及・啓発に努めます。	社会教育課 学校教育課 子育て支援課
42	町立図書館の機能の充実	子どもの発達段階に応じた多様な資料を収集整備し、資料の新陳代謝を図ります。また、「調べる学習」などを通して子どもたちの資料・情報の活用能力の育成を支援するとともに、ボランティアの支援体制づくりに努め、おはなし会や読み聞かせなどを通して子どもが読書に親しむ活動を推進します。	社会教育課
43	スポーツ活動の促進及び関係団体との連携	子どものスポーツ活動の活性化を図るため、様々なスポーツ教室などを実施し、子どものスポーツ離れを抑え、体力向上を目指します。また、宇美町スポーツ推進委員連絡協議会をはじめ宇美町体育協会、宇美町スポーツ少年団及び宇美町総合型地域スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」などと連携・支援を図りながら、子どものスポーツの振興、青少年の健全育成を図ります。	社会教育課

参考データ

◆地域活動への参加経験《中学生、高校生世代》



◆「大人」との関係《中学生、高校生世代》



基本施策4 子どもの最善の利益を守る環境づくり

現状と課題

国連の「児童の権利に関する条約」を批准して今年で20年、条約では、行政や立法機関などが児童に関する措置をとる場合には、常に「児童の最善の利益」を考慮し、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することとなっています。この20年間で、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法など、子どもの権利に関わる法律が制定されてきました。子どもの人権への理解は、子ども以外のすべての人権への認識につながります。

本町においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」にのっとり、学校における人権教育を進めてきました。いじめや不登校に対しては、学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家が子どもや保護者の相談を受けています。虐待に対応するために関係機関等で組織する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、各機関と連携を図りながら、援助を要する子どもの家庭の養育状況などを調査したり、家庭訪問をしています。児童虐待の防止に向けても、妊娠期から相談事業や家庭訪問を実施し、保護者の育児への不安を軽減したり、子育て家庭を孤立させないように図り、早期発見、早期介入に取り組んでいます。

ニーズ調査では、学校に行きたくないと感じている中学生は半数以上あり、理由に「いじめや校内暴力」が4%程度あがっており、見過ごせない数値といえます。乳幼児や小学生の子どもがいる家庭で、子育てに不安や負担を感じる人の悩みでは「子どもを叱りすぎているような気がする」とが多く、身近に相談相手がないことが負担感を重くしていることもわかりました。

子どもの最善の利益を保障するために、いじめ対策や児童虐待防止対策について、関係機関のさらなる連携のもと迅速で適切な対応が重要となっています。また、いじめや児童虐待への住民の関心と理解を深めるさらなる周知が必要です。

方向性

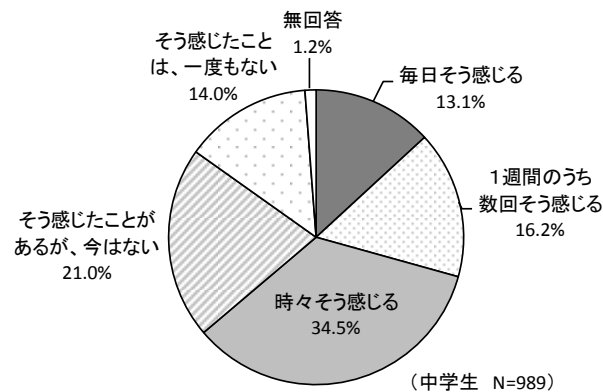
- 児童虐待防止対策の充実を図るため、関係機関の連携を強化します。
- 子育て相談事業を充実させ、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。

具体的施策

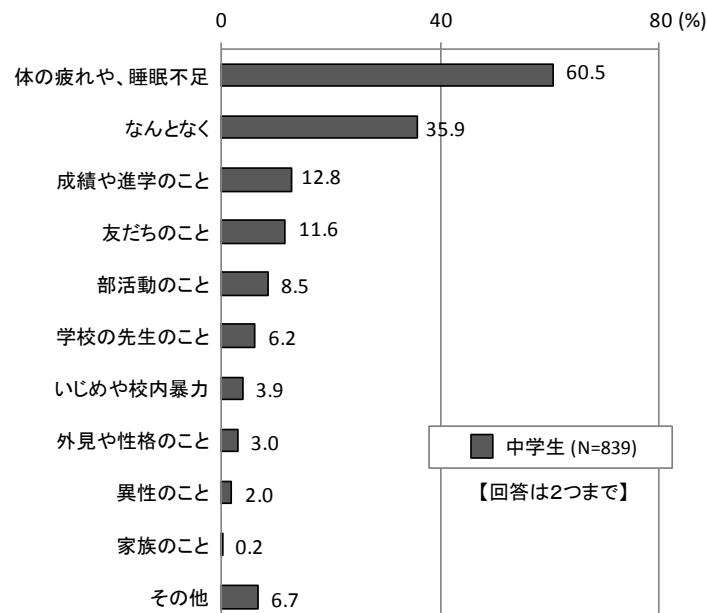
番号	施策名	施策の内容	担当課
44	人権教育・啓発の推進	道徳や総合学習をはじめ、あらゆる場面において人権教育を推進していきます。また、子どもの人権が尊重される社会づくりを推進します。	学校教育課 社会教育課
45	不登校・いじめ等への支援体制の充実	適応指導教室やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと連携し、支援体制の充実を図ります。またいじめに関するアンケート調査を実施し、生徒指導の充実を図ります。	学校教育課
46	教育相談体制の充実	児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、一人ひとりに応じた教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
47	児童虐待の未然防止と関係機関の連携による取り組みの推進	妊婦相談・妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて育児相談の機会をつくり、継続的に支援することで、虐待の早期発見と未然防止に努めます。児童虐待に対しては要保護児童対策地域協議会を設置しており、関係機関との連携を強化して、迅速で適切な問題の解決を図ります。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課

参考データ

◆「学校へ行きたくない」と感じる事《中学生》

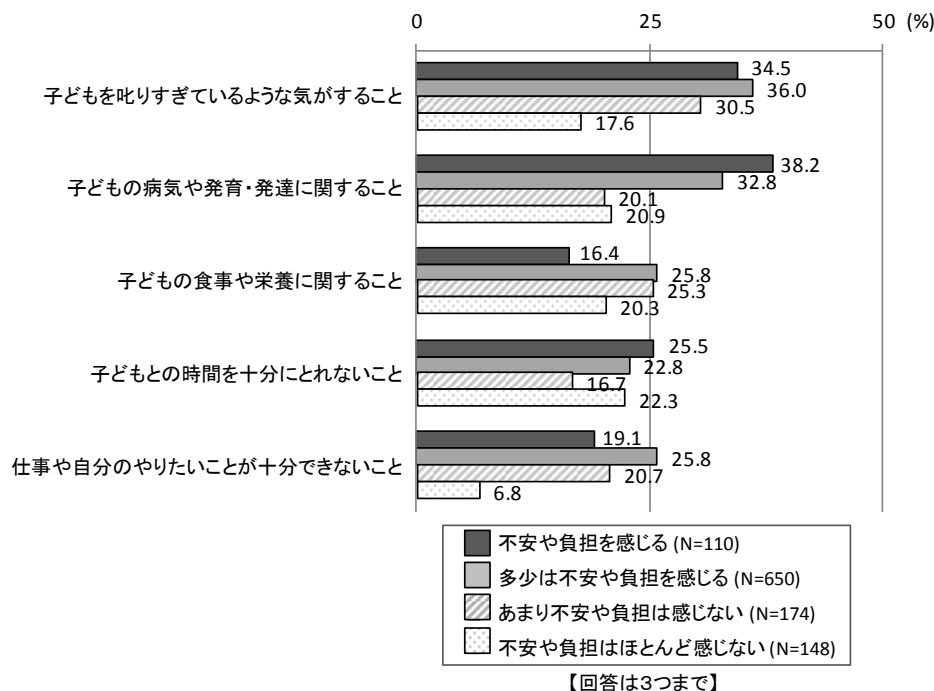


◆「学校へ行きたくない」と感じる理由《中学生》

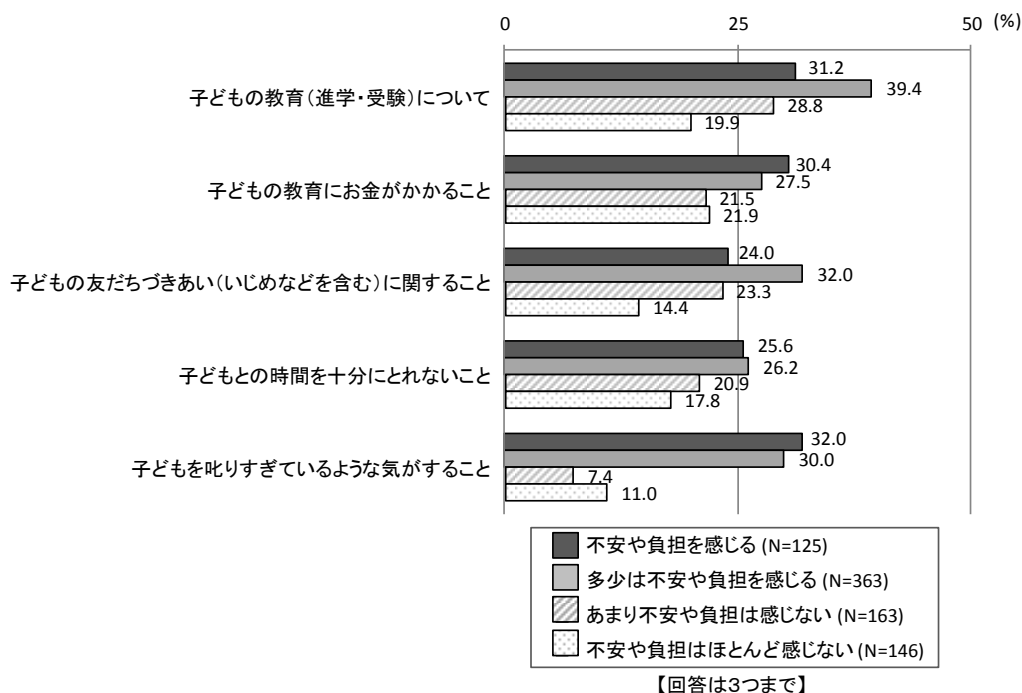


◆子育てに関する悩みや気になること《乳幼児の保護者、小学生の保護者》(上位5項目)

《乳幼児の保護者》



《小学生の保護者》



基本施策5 障がい児施策の充実

現状と課題

子どもの心身に障がいがある場合には、適切な対応が求められており、その子どもに応じた発達を支援していくことが必要です。子どもと保護者が地域で安心して生活できるよう、早期療育に取り組み、子どもの健全な発達を支援していかなければなりません。そのためには、関係機関の有機的な連携による多方面にわたった施策を継続的に実施する療育体制の整備が必要です。平成19年4月の学校教育法改正から特別支援教育制度が開始され、5年が過ぎ、それまで障がいと認められにくかった学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がいに対する理解が広がってきたところです。

本町においては、発達支援が必要な子どもにはこども療育センター「すくすく」で療育を実施するとともに、保護者に対しては、心身の負担軽減のための児童デイサービスやレスパイトケアを実施しています。保育所では、障がい児保育を実施しており、「すくすく」と連携して支援しています。小・中学校においても特別支援教育を実施し、幼児から中学生までの子どもに対して一貫性を持った療育体制を目指しています。

ニーズ調査によると、乳幼児の保護者の約6割がこども療育センター「すくすく」を知っており、その比率は平成21年度の同調査より8ポイント増加して、認知が高まっていることがわかります。今後も、さまざまな取り組みの周知が必要です。

方向性

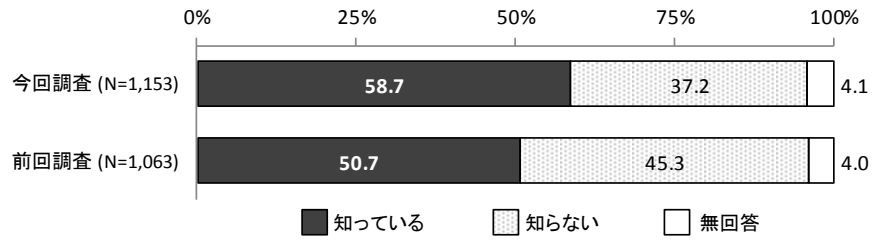
- ・障がい児保育や小・中学校の特別支援教育をより適切なものとなるよう充実していきます。
- ・保護者の支援に努めるとともに、事業の周知に努めます。

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
48	こども療育センター事業の推進	発達訓練・療育訓練、児童デイサービス、レスパイトケア（一時預かり事業）の実施により適切な時期に適切な療育を実施します。今後はスタッフの確保や人材育成を図るとともに相談体制機能の充実を目指します。	健康福祉課
49	障がい児保育の充実	こども療育センター「すくすく」と連携して障がいの程度や一人ひとりに応じた支援体制の充実に努めます。また保育士等への職員研修の充実に努め、障がいに対する理解を深めます。	子育て支援課
50	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒について適切な就学を図るため、教育支援委員会で相談と就学の指導を行います。また、発達障がいなどがある児童生徒については、ケース会議を開催し対応を図ります。教育相談室に言語聴覚士と臨床心理士を配置し、相談体制を充実します。	学校教育課

参考データ

◆宇美町こども療育センター「すくすく」の認知《乳幼児の保護者》



基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり

基本施策1 子育て支援の人材育成

現状と課題

地域で子どもと子育て家庭を支援する団体では、子育て支援事業の情報発信や新たな支援策について共働による取り組みが行われてきました。このような当事者のネットワークが発信する子育て支援に関する情報は、乳幼児を抱えた保護者にとって有用な情報となります。

本町では、平成14年に育児サークルや託児グループなどの自主的な子育て支援のグループが連携して「子育てネットワーク・う～みん」が発足し、この12年間に町と共働して活動を展開してきました。現在、子育て支援センター「ゆうゆう」の事業運営や地域での様々なイベントなどを実施しています。また、宇美町では子育てサポーター養成講座を実施し、子育て支援に関わる人材を養成しており、子育てサークルの情報も提供しています。さらに、各種の子育て支援事業の情報をまとめた子育てハンドブック「U m i n g」を母子健康手帳交付時などに提供しています。

ニーズ調査によると、子育てサークルなどの自主的な活動に対しては参加したことがある人の割合は低かったのですが、0歳児の保護者では4割以上が「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」と回答し、参加が増える可能性も示されました。また、子育てに関する情報は、乳幼児の保護者の約6割が「隣近所の人、知人、友人」「親族（親、きょうだいなど）」から入手していましたが、「インターネット・電子メール」が約4割と3位に上がり、5年前と比べると大幅に増加していました。U m i n gをはじめとする公的な情報窓口は、母親が就労していない場合に多くなっていました。

今後とも、自主的な子育て支援のネットワーク活動は子育て家庭にとって重要であり、地域の特性を活かした子育て支援のために、地域の人材を育成していく必要があります。

方向性

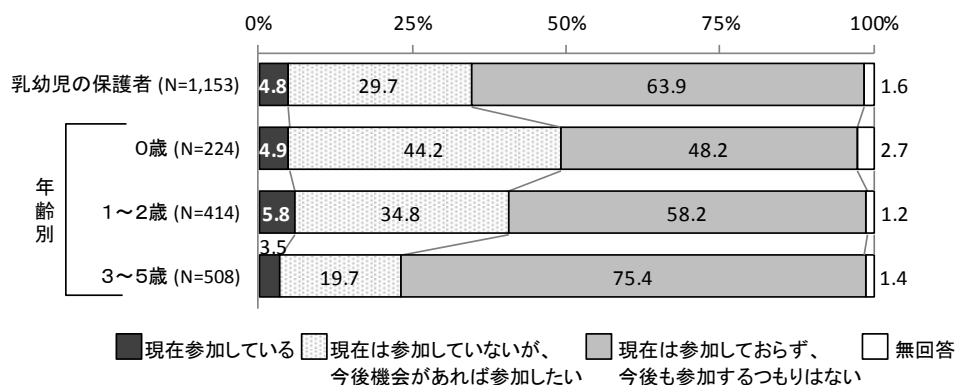
- 子育て支援の連携をより充実させ、継続的な活動を目指して人材の確保と育成を進めます。
- 子育て情報が必要な人に確実に届くよう、インターネットの活用など積極的に情報を発信します。
- 地域で子育て支援に関わる人材を養成していきます。
- 当事者として子育て支援に関われるよう育児サークルの育成を支援します。

具体的施策

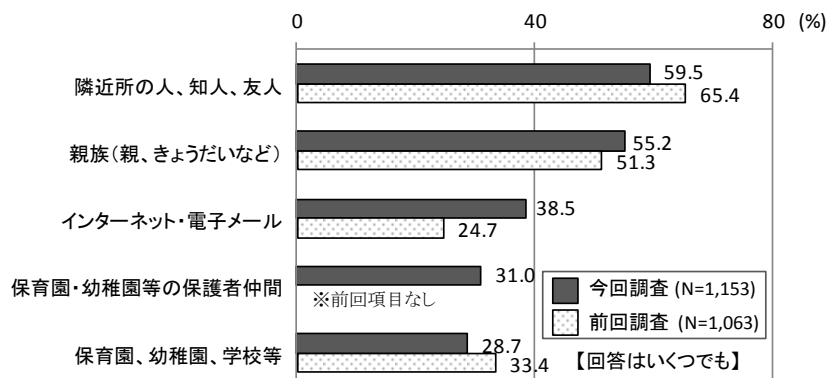
番号	施策名	施策の内容	担当課
51	子育て支援ボランティアの育成	町の子育て支援団体と共働してサポーター養成講座を開催し、サークル活動の育成や地域の子育てを支援する人材の育成を進めます。	子育て支援課
52	子育て支援ネットワークの充実	町の子育て支援団体の活動を支援し、より柔軟で積極的な支援の展開を図ります。	子育て支援課
53	子育て支援情報の発信	子育てに関する情報を掲載した子育てハンドブックを改訂して、母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問時、未就学児童がいる転入世帯に配布します。また、広報やホームページ等を利用して、子育てに関する情報を積極的に提供します。	子育て支援課

参考データ

◆自主的な活動への参加《乳幼児の保護者》



◆子育てに関する情報の入手先《乳幼児の保護者》(上位5項目)



基本施策2 子どもの居場所づくり

現状と課題

地域における子どもの数の減少は、遊びを通しての仲間づくり、社会性の発達、規範意識の形成などに影響を及ぼしていると考えられます。子どもたちが放課後や週末などに気軽に外向き、遊んだり、学習したり、ほっとできる場所が身近にあることは、子どもの安心感や自己肯定感を高め、放課後の生活を豊かにし、子どもの健全な育成が図られます。

ニーズ調査によると、中学生や高校生世代が自由な時間を過ごすのにあればいいと思う場所では、「体を思いきり動かすことができる場所」や「ひとりでぼんやりと過ごせる場所」が多くなっていました。しかし、休日に過ごす場所は、「大きな商業施設など人の集まる場所」「ゲームセンター」「カラオケボックス」が平日に比べ多くなっていました。小学生の保護者では、子育て環境で困ることとして「公園や緑が少なく、安心して遊べる所が少ない」が3位にあがっています。

今後は、各地域の子どもの活動がより活性化されることを目指し、子どもの活動を支える環境を整備していく必要があります。

方向性

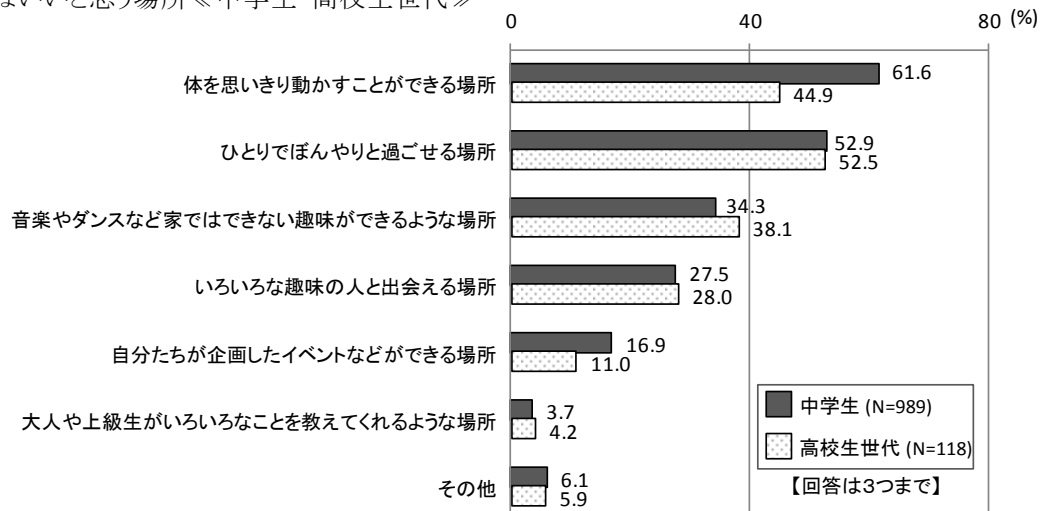
- ・身近にある公園の定期的な点検を行い、維持管理に努めます。
- ・子どもの活動の拠点として町内にある様々な公的施設の施設の開放を検討していきます。

具体的施策

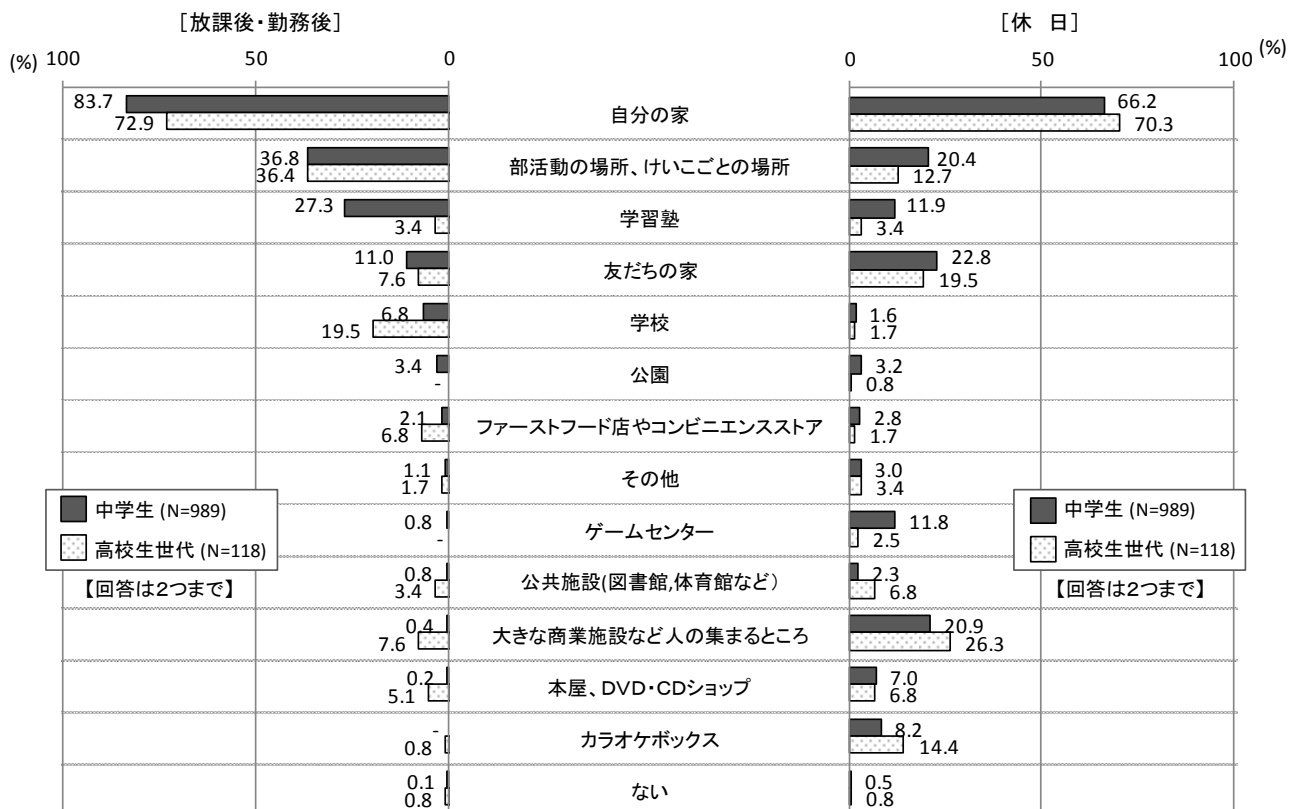
番号	施策名	施策の内容	担当課
54	身近な遊び場の整備	身近にある公園の照明灯、遊具の定期的な点検を行い、安全で利用しやすい公園を維持していきます。	都市整備課 環境課

参考データ

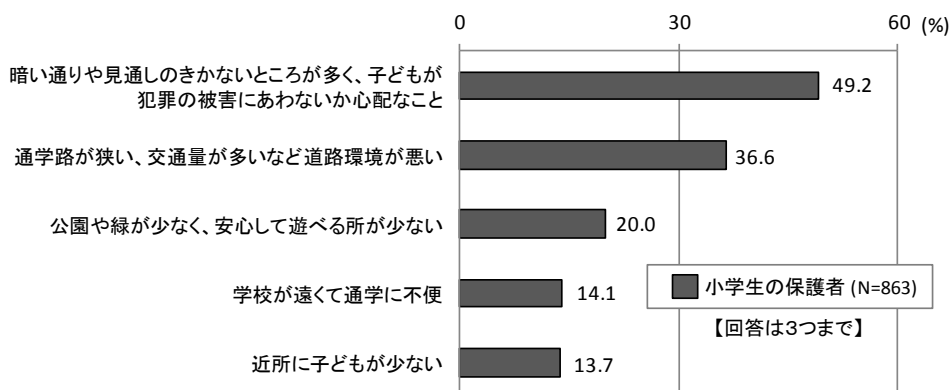
◆あればいいと思う場所《中学生・高校生世代》



◆過ごす場所《中学生、高校生世代》



◆子育て環境で困ったこと《小学生の保護者》(上位5項目)



基本施策3 安心して生活できる環境整備

現状と課題

子どもが被害者となる交通事故や犯罪などの事件数は、警察の統計によると減少してきていますが、子育て中の保護者の不安は依然として続いています。子どもは成長とともに、通学路や公園など一人で行動する範囲が広がります。保護者や子どもが安心できる環境整備には、子どもを危険や犯罪から守る地域の体制が重要となります。また、子どもの安全対策として、保護者、地域住民、そして子ども自身が危機管理の意識を持つことも必要です。

本町では、通学路や公園の防犯灯の設置や、緊急通報システムの実施、メール配信サービスの導入など、安全な環境の整備を進めており、今後はこれらの事業の一層の充実に努めます。また、みるみるウォーク協力員をはじめ多くの防犯ボランティアが活動しており、地域住民の協力のもとに安全・安心なまちづくりを進めています。また、スクールカウンセラーや相談員などと連携して、被害にあった児童の保護と心のケアの体制を整備しています。

ニーズ調査においても、地域の子育て環境への不満として「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が乳幼児の保護者で約3割、小学生の保護者では約5割とともに第1位でした。乳幼児の保護者では「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」が3位、小学生の保護者では「通学路が狭い、交通量が多いなど道路環境が悪い」が2位にあがっていました。

安全・安心なまちづくりのためには、子どもの安全確保と保護者の不安感の払拭が不可欠です。

方向性

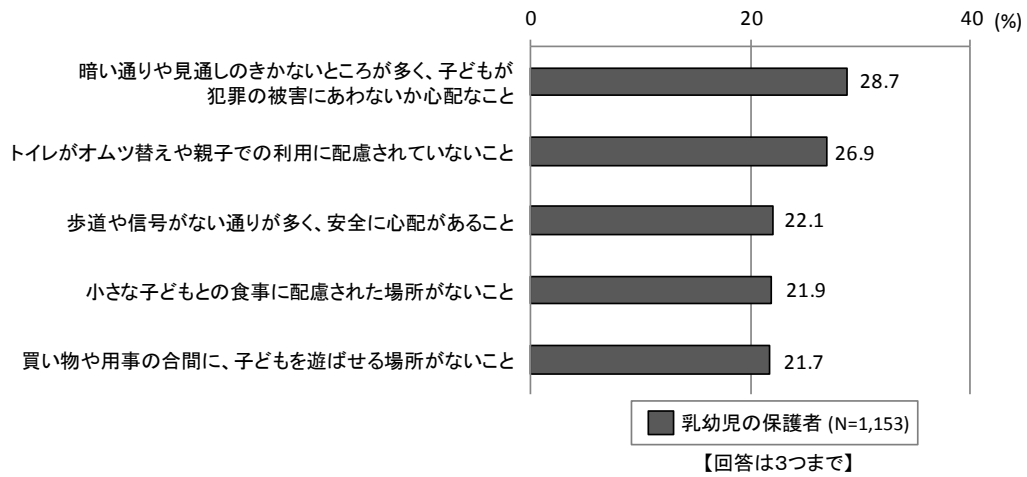
- 関係各機関の安全対策の体制を一層拡充し、子どもの安全を守ります。
- 地域住民の協力を呼びかけ、地域一丸となつての安全・安心なまちづくりに取り組みます。

具体的施策

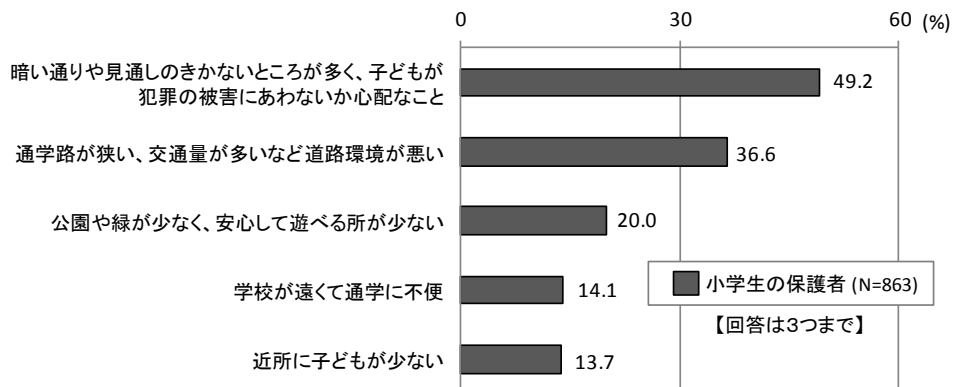
番号	施策名	施策の内容	担当課
55	安全な交通環境の整備	生活道路における通過車両の進入や速度の抑制等の路上表示を行い、安全な道路環境の整備に努めます。また、歩道においては道路改良工事や新設工事を計画案に従い順次推進し、歩行者の安全性を確保します。通学路に関しては、危険箇所等の情報を収集し、関係各課や関係機関に働きかけ、安全確保に努めます。	総務課 都市整備課
56	児童に対する交通安全教育の実施	保育所、小中学校において、交通安全協会宇美支部等の関係団体の協力のもと、体験学習などの様々な形式での交通安全教室を行います。児童が交通安全について必要なルールや心得を理解し、日常生活において実行する習慣を養います。	学校教育課 子育て支援課
57	防犯灯等の整備	地域からの要望内容を検討し、防犯灯等の設置について必要に応じて順次対応します。また、通学路を中心にLED防犯灯を整備することで、中学校の部活動や塾・スポーツクラブ等から帰る児童生徒の安全性を確保します。	総務課 環境課 都市整備課
58	防犯・防災・交通安全に関する広報・啓発の実施	「防犯ふくおか」「粕屋警察署だより」の自治会回覧や広報うみでの防犯・防災に関する情報の掲載、「防災メールまもるくん」への登録の促進などを通じて、防犯・防災意識の向上を図ります。宇美町内の事案発生があれば「防災メールまもるくん」にて配信します。	総務課
59	学校等における防犯等の取り組みの推進	小中学校では防犯カメラの活用や防犯ブザーの配布を行い、緊急通報システムを継続して実施します。また、登下校時におけるスクールガードリーダーによる巡回を実施します。	学校教育課
60	地域における防犯活動の促進	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため関係機関、団体との連携を強化し、安全・安心なまちづくりを推進します。朝夕の散歩時等に子どもたちを見守る防犯ボランティアである「みるみるウォーク協力員」への参加の呼びかけをはじめ、地域防犯ボランティア活動の促進を図ります。また、「子ども高齢者見守りタクシー」による見守り活動をタクシー事業者と協力して実施します。各小中PTA活動として実施されている「こども110番の家」の設置について、今後も支援を継続して行います。	総務課 社会教育課
61	事故等に遭遇した子どもの支援	事故や犯罪等の被害にあった子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言を行います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや児童相談所など関係機関との連携を図りながら、一人ひとりに応じた支援体制の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課

参考データ

◆子どもとの外出で困ること《乳幼児の保護者》(上位5項目)



◆子育て環境で不満なこと、困ること《小学生の保護者》(上位5項目)



IV 教育・保育事業及び地域子育て支援事業の提供体制

IV 教育・保育事業及び地域子育て支援事業の提供体制

本計画では、子ども・子育て支援法第 61 条の規定及び国の「基本指針」に基づいて、宇美町の教育・保育事業及び地域子育て支援事業の提供体制の確保について、その提供区域を設定したうえで教育・保育事業及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域について、国の「基本指針」では、地理的条件や人口、地域の交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育に係る施設・事業等の状況及び子どもと保護者のニーズ等を総合的に勘案して定めることとしています。

宇美町では、教育・保育の提供区域を宇美町全域を一つとして設定し、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2 定期的な教育・保育事業の提供体制

乳幼児の保護者を対象として実施したニーズ調査により保育所、幼稚園等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて推計した「量の見込み」に対する各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て新制度では、就学前の子どもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

なお、保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法第 19 条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。

■保育の必要性の事由■

小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ① 1月あたり48時間から64時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。(10年間の経過措置あり)(※)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- ④ 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学(職業訓練校等での職業訓練を含む)していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。)

(2) 保育の必要量の認定に係る基準

保育の必要量(保育の利用時間)については、国の基準では「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分となっており、就労時間の下限については各自治体で48時間～64時間の間で定めることとしています。

この就労時間については、10年間の経過措置が設けられており、宇美町では当分の間、保育標準時間(1日11時間まで)のみで運用します。

宇美町の認可保育所では、現在、①保育標準時間で運用していますが、平成26年12月1日時点で認可保育所定員600名に対して686名が入所し、さらに待機児童が11名発生しており、27年度以降もこの状況が続くものと推測されます。そのため、待機児童解消とさらなる保育環境の充実(定員超過状況の改善など)に向けて、平成28年4月に新設保育所(定員120名)の開設を計画しています。したがって、平成27年度の保育必要量の認定に係る基準は現行どおりの120時間以上とし、①保育標準時間で運用します。②保育短時間に該当する場合は、認定こども園、一時保育(旧特定保育を含む)事業で対応します。

認可保育所における下限時間の設定は、今後の新設保育所の開設に合わせて検討します。

■新制度における「保育の必要量」認定区分■

①「保育標準時間」利用	フルタイム就労を想定した利用時間 120時間以上(最長11時間) = 現行の保育時間
②「保育短時間」利用	パートタイム就労を想定した利用時間 64時間～120時間未満(最長8時間)

(3) 教育・保育事業の提供体制

(単位:人)

		26年度実績					27年度						
		1号	2号		3号		1号	2号		3号			
		学校教育のみ	3歳~5歳児		0歳児	1、2歳児		学校教育のみ	3歳~5歳児		0歳児	1、2歳児	
教育利用意向	保育の必要性あり			教育利用意向	保育の必要性あり								
量の見込み (a)		557	---	407	45	219	439	158	427	54	230		
計		557			671		597		711				
確保方策	幼稚園	845					845						
	認定こども園	35	---	29	1	5	35		29	1	5		
	保育所				364	51	185				360	60	180
					600						600		
	地域型保育事業					---	---					3	2
(b) 計	880			393	52	190	880		389	64	187		
					635				640				
(b) - (a)		323			▲36		283		▲71				

		28年度					29年度						
		1号	2号		3号		1号	2号		3号			
		学校教育のみ	3歳~5歳児		0歳児	1、2歳児		学校教育のみ	3歳~5歳児		0歳児	1、2歳児	
教育利用意向	保育の必要性あり			教育利用意向	保育の必要性あり								
量の見込み (a)		438	158	448	59	236	437	158	468	63	243		
計		596			743		595		774				
確保方策	幼稚園	845					845						
	認定こども園	20		30	5	20	20		30	5	20		
	保育所				430	72	218				430	72	218
					720						720		
	地域型保育事業					3	2					3	2
(b) 計	865			460	80	240	865		460	80	240		
					780				780				
(b) - (a)		269			37		270		6				

		30年度					31年度						
		1号	2号		3号		1号	2号		3号			
		学校教育のみ	3歳~5歳児		0歳児	1、2歳児		学校教育のみ	3歳~5歳児		0歳児	1、2歳児	
教育利用意向	保育の必要性あり			教育利用意向	保育の必要性あり								
量の見込み (a)		441	159	489	67	249	443	160	509	72	255		
計		600			805		603		836				
確保方策	幼稚園	845					845						
	認定こども園	20		30	5	20	20		30	5	20		
	保育所				452	72	226				485	75	240
					750						800		
	地域型保育事業					3	2					3	2
(b) 計	865			482	80	248	865		515	83	262		
					810				860				
(b) - (a)		265			5		262		24				

3 地域子育て支援事業の提供体制

国の基本指針に定められている地域子育て支援事業は 13 事業で、そのうち以下の事業について、それぞれ「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

(1) 地域子育て支援事業の提供体制

事業名（国事業名）	指数		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①時間外保育事業 （延長保育）	見込み	利用者数（人）	446	491	491	495	492	487	
	確保策	利用者数（人）	446	491	491	495	492	487	
		実施か所数	5	5	6	6	6	6	
②-1 一時預かり事業 （幼稚園の預かり保育）	見込み	利用者数（人）	2,586	2,296	2,292	2,288	2,308	2,318	
	確保策	利用者数（人）	2,586	2,296	2,292	2,288	2,308	2,318	
		実施か所数	3	3	3	3	3	3	
②-2 一時預かり事業	見込み	利用者数（人）	4,082	8,334	8,336	8,413	8,328	8,221	
	保育所の一時保育	確保策	利用者数（人）	3,784	7,622	7,630	7,724	7,637	7,532
		実施か所数	1	1	2	2	2	2	
	ファミリー・サポート ・センター事業 （就学前児童）	確保策	利用者数（人日）	298	712	706	689	691	689
		実施か所数	1	1	1	1	1	1	
③病児保育事業	見込み	利用者数（人）	98	313	314	316	314	311	
	確保策	利用者数（人）	98	313	314	316	314	311	
		実施か所数	1	1	1	1	1	1	
④ファミリー・サポート ・センター事業 （小学生）	見込み	利用者数（人）	277	277	283	289	295	293	
	確保策	利用者数（人日）	277	277	283	289	295	293	
⑤子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	見込み	利用者数（人日）	0	68 （実質3人）	68 （実質3人）	68 （実質3人）	68 （実質3人）	67 （実質3人）	
	確保策		0	※児童相談所等と協議し、県所管施設等で対応します。					
⑥地域子育て支援拠点 事業（地域子育て支援 センター）	見込み	利用者数（人回）	2,812	2,207	2,213	2,260	2,207	2,153	
	確保策	利用者数（人回）	2,812	2,207	2,213	2,260	2,207	2,153	
		実施か所数	1	1	1	1	1	1	
⑦利用者支援事業 〔新規〕	見込み	実施か所数	0	1	1	1	1	1	
	確保策		0	0	1	1	1	1	
⑧乳児家庭全戸訪問事業	見込み	実施件数（件）	319	315	306	297	287	276	
	確保策	訪問率（％）	90%	92%	94%	96%	98%	100%	
⑨養育支援訪問事業	見込み	実施件数（件）	5	5	5	5	5	5	
	確保策	実施か所数	1	1	1	1	1	1	
⑩妊婦健康診査事業	見込み	利用者数（人回）	4,578	4,410	4,284	4,158	4,018	3,864	
	確保策		4,578	4,410	4,284	4,158	4,018	3,864	
⑪放課後児童健全育成 事業（学童保育）	見込み	低 学 年	利用者数 （人）	313	442	438	428	429	428
	確保策			415	430	450	450	450	450
	見込み	高 学 年	利用者数 （人）	25	46	46	46	46	46
	確保策			25	40	50	50	50	50

◆国の基本指針に定められている 13 の地域子育て支援事業の内容は以下のとおりです。

①時間外保育事業(延長保育)

保護者の就業状況等により、認定こども園、保育所等において通常の保育時間を延長して保育を行います。

②一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。

③病児保育事業

家庭で保育が困難な、病気の子どもを、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

④ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者(おねがい会員)と援助を行うことを希望する者(まかせて会員)が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う活動の連絡や調整を行います。

⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑥地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

⑦利用者支援事業(新規)

子どもまたはその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行います。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

⑨養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

⑩妊婦健康診査事業

医療機関及び助産所において、妊婦健康診査補助券を使用し、健診を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋がっていきます。

⑪放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等（町の確認を受け、施設型給付費を受ける教育・保育施設）に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

⑬多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

※ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、現在宇美町では実施の予定はありません。今後、本町の状況を勘案したうえで支援のあり方や事業の必要性も含めて検討します。

(2) 認定こども園の普及等に係る取組(教育・保育の一体的提供および推進体制の確保)

国の基本指針では、質の高い教育・保育事業の提供と子育て支援の総合的な提供を通じて、すべての子どもの健やかな成長を支援する環境の整備が求められています。乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育事業を提供する幼稚園及び保育所とともに幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ「認定こども園」の役割は重要となっています。本町では、それぞれの施設において教育・保育及び子育て支援の提供が一体的、総合的に図られるよう促進していきます。「認定こども園」は、就学前の子どもに対して幼児教育とともに、保育を必要とする乳児または幼児の保育を行うものです。また、地域の子育て家庭への支援も行うことから、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、認定こども園の推進を検討していきます。

V 計画の推進

V 計画の推進

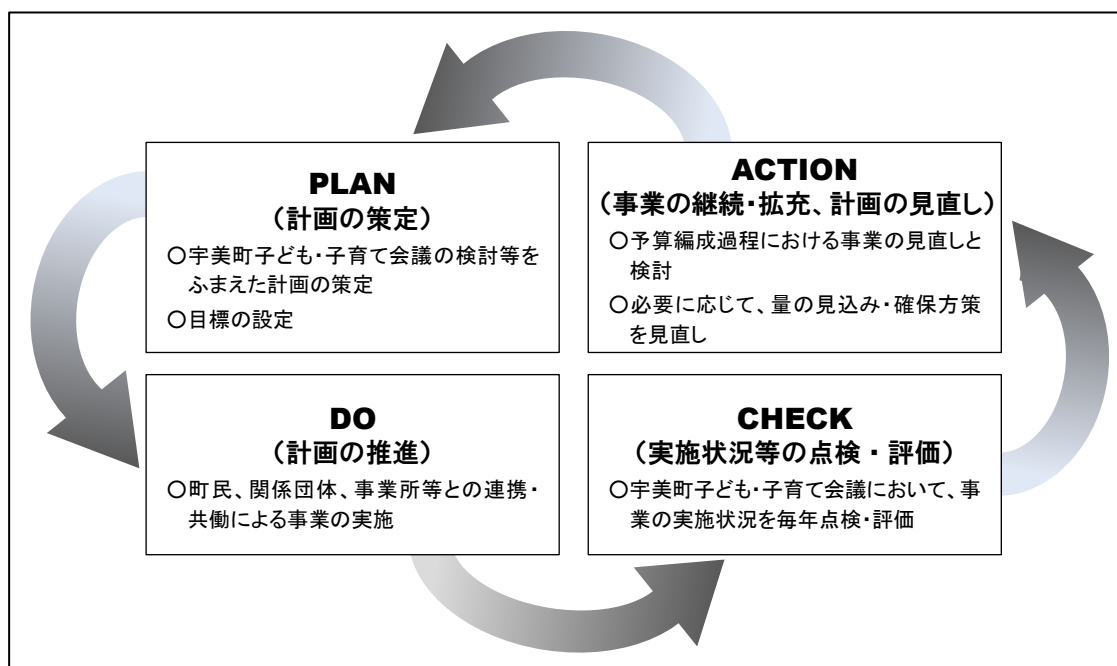
1 計画の推進に向けて

本計画の施策・事業をより効果的に推進していくためには、世代を越えたすべての人々が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で支援していくことが必要です。そのために、以下3つの取り組みによる総合的な推進体制を確立します。

(1) 計画の推進状況の点検及び評価

本計画の着実な推進にあたっては、庁内関係各課の連携を図るとともに、計画策定後も計画に基づく各施策・事業の達成状況について関係各課とともに把握し、その結果を広く公表します。また、計画の評価と改善にあたっては、関係団体や学識経験者、町民代表等からなる「宇美町子ども・子育て会議」に対して計画の達成状況を報告し、子ども・子育て会議において点検と評価を行い、必要に応じて改善に取り組みます。

《PDCAサイクルの実施》



(2) 町民や関係団体等との連携による推進

本計画の推進には、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、社会の様々な分野におけるすべての人の関わりが必要であることから、家庭をはじめ、学校、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・共働により取り組んでいきます。

(3) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

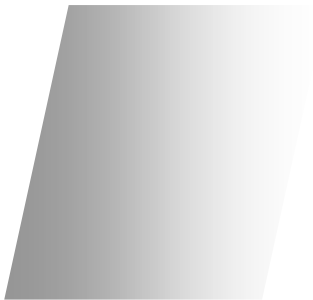
計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行い、可能な限り着実に推進していきます。

2 計画の成果指標

本計画の進捗状況を把握するために、宇美町独自の成果指標を以下のように定めます。

No.	事業名	成果指標	現状値 (平成 25 年)	目標値 (平成 31 年)
8	子育て支援センターの機能の充実	つどいの広場 実施か所数、利用者数	1 か所 8,429 人	1 か所 7,000 人
11	乳幼児健康診査の充実	各乳幼児健診受診率 ・ 4 か月児健診 ・ 7 か月児健診 ・ 1 歳 6 か月児健診 ・ 3 歳児健診 ・ 幼児健診での歯科健診 及びブラッシング指導、 フッ素塗布の実施	4 か月児健診 96.8% 7 か月児健診 96.8% 1 歳 6 か月児健診 97.0% 3 歳児健診 93.2%	各健診の受診率 98%
14	未熟児養育医療対象児の母子訪問	必要な家庭への訪問実施率	100% (13 件)	実施率 100%
15	妊娠出産期の保健指導及び相談の充実	必要な妊婦相談及び保健指導実施率	100% (2 件)	実施率 100%
		必要な妊婦への訪問実施率	100% (2 件)	実施率 100%
16	乳幼児期の健康相談と指導の充実	赤ちゃん教室参加率 (受診者数/対象者数)	100% (221 人)	参加率 70%
		栄養相談実施回数	月 1 回の実施	月 1 回の実施
		離乳食教室の参加率	34.3% (117 人)	参加率 50%
22	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	家庭教育講座開催回数及び参加者数	実施回数 8 回 (2 コース実施) 参加延べ人数 271 人	実施回数 8 回 (2 コース実施) 参加延べ人数 280 人以上
32	世代間交流の推進	中学校での子育てサロン実施回数	宇美東中：年 14 回 宇美南中：年 10 回 宇美中：年 6 回	宇美東中：年 12 回 宇美南中：年 9 回 宇美中：年 7 回
		世代間交流子育てサロン実施回数	未実施	年 10 回
35	青少年団体の支援及び連携の強化	立ち入り調査 各種団体への支援	年 2 回	年 2 回
36	地域の交流の場の整備	地域子ども教室の実施箇所数	1 校区	2 校区以上
		アンビシャス広場の実施箇所数	2 地区 (桜原区・井野小学校校区)	実施か所数 2 地区
37	子どもの体験活動の推進	ふみの里まなびの森フェスタ開催回数、参加者数	1 回/年実施 参加延べ人数 4,000 人	参加人数 950 人以上
		チャレンジクラブの参加者数	延べ人数 659 人	延べ人数 690 人以上
40	町立図書館の機能の充実	おはなし会の実施回数	実施回数 定例 20 回/年 スペシャル 4 回/年	実施回数 定例 20 回/年 スペシャル 6 回/年
		18 歳以下の利用者数	月平均 1,105 人	月平均 1,300 人

No.	事業名	成果指標	現状値 (平成 25 年)	目標値 (平成 31 年)
47	障がい児保育の充実	研修の実施回数	研修 1 回/年以上	研修 3 回/年
		「すくすく」巡回回数	巡回 2 回/年	巡回 3 回/年
49	子育て支援ボランティアの育成	サポーター養成講座の開催回数	全 8 回	1 回/3 年
55	防犯灯等の整備	平成 25 年度から新たに 5 か年継続事業として LED 防犯灯整備か所数 (平成 29 年度完成)	LED 防犯灯新設 220 か所 LED 防犯灯具取換 463 か所 計 683 か所に LED 防犯 灯を整備	LED 防犯灯新設 334 か所 LED 防犯灯具取換 654 か所 計 988 か所に LED 防犯灯 を整備



付属資料

1 関連資料

(1) 保育所・幼稚園の園児数の推移

① 保育所

◇園別、年度別推移

(人)

区分	施設名	H2	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	定員
公立	早見保育園	59	59	61	80	82	94	104	110	90
	原田保育園	87	82	99	124	135	132	131	133	120
	貴船保育園	85	77	119	113	133	131	127	135	120
	柳原保育園	141	108	159	147	165	158	174	188	180
私立	宇美八幡宮保育園	83	88	100	99	104	104	101	105	90
合計		455	414	538	563	619	619	637	671	600

※各年4月1日現在

◇園別、年齢別園児数

(人)

区分	施設名	0～2歳児				3～5歳児				合計	定員	入所率
		0歳児	1歳児	2歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計			
公立	早見保育園	8	16	19	43	25	28	14	67	110	90	122.2%
	原田保育園	8	16	24	48	25	30	30	85	133	120	110.8%
	貴船保育園	11	18	22	51	29	30	25	84	135	120	112.5%
	柳原保育園	9	35	36	80	29	42	37	108	188	180	104.4%
私立	宇美八幡宮保育園	9	17	16	42	18	20	25	63	105	90	116.7%
合計		45	102	117	264	126	150	131	407	671	600	111.8%

※平成26年4月1日現在

② 幼稚園

◇園別、年度別推移

(人)

区分	施設名	H2	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	定員
私立	宇美幼稚園	251	223	183	197	209	210	209	194	260
	三葉幼稚園	327	180	234	235	240	241	240	226	315
	博多第二幼稚園	-	119	184	182	226	283	277	289	270
公立	神武原幼稚園	32	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		610	522	601	614	675	734	726	709	845

* 神武原幼稚園は、平成8年度末に廃園

※各年5月1日現在

◇園別、年齢別園児数

(人)

区分	施設名	3歳児	4歳児	5歳児	合計	定員	入園率
私立	宇美幼稚園	52	74	68	194	260	74.6%
	三葉幼稚園	55	83	88	226	315	71.7%
	博多第二幼稚園	87	99	103	289	270	107.0%
合計		194	256	259	709	845	83.9%

※平成26年5月1日現在

(2) 小学校の児童数の推移

◇学校別、年度別推移

(人)

年度 学校名	H2	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26
宇美小学校	1,144	442	471	680	701	717	709	711
宇美東小学校	859	394	356	352	345	362	356	367
原田小学校	790	879	738	579	557	549	531	521
桜原小学校	630	506	476	427	420	424	440	449
井野小学校	-	433	238	247	250	252	262	257
合計	3,423	2,654	2,279	2,285	2,273	2,304	2,298	2,305

* 井野小学校は、平成4年度に開校

※各年5月1日現在

◇学校別、学年別児童数

(人)

学年 学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
宇美小学校	121	117	123	119	132	99	711
宇美東小学校	67	62	60	55	67	56	367
原田小学校	81	82	82	92	89	95	521
桜原小学校	84	94	66	65	70	70	449
井野小学校	43	54	47	35	42	36	257
合計	396	409	378	366	400	356	2,305

※平成26年5月1日現在

(3) 中学校の生徒数の推移

◇学校別、年度別推移

(人)

年度 学校名	H2	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26
宇美中学校	814	637	461	381	423	433	454	476
宇美東中学校	900	555	408	383	374	362	343	358
宇美南中学校	-	525	378	329	344	310	293	268
合計	1,714	1,717	1,247	1,093	1,141	1,105	1,090	1,102

* 宇美南中学校は、平成10年度に開校

※各年5月1日現在

◇学校別、学年別生徒数

(人)

学年 学校名	1年生	2年生	3年生	合計
宇美中学校	170	155	151	476
宇美東中学校	111	122	125	358
宇美南中学校	89	92	87	268
合計	370	369	363	1,102

※平成26年5月1日現在

(4) 学童保育所の入所児童数の推移

◇クラブ別、年度別推移

(人)

施設名	小学校区	H4	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	定員
うみっこ第1クラブ	宇美小学校	-	33	66	47	46	59	43	60	60
うみっこ第2クラブ	宇美小学校				23	25	27	28	30	30
だんだんだんくらぶ	宇美東小学校	-	40	36	43	40	41	44	58	60
はるだっこ第1クラブ	原田小学校	18	60	48	24	28	36	41	41	60
はるだっこ第2クラブ	原田小学校			64	45	34	42	32	44	60
さくらんぼくらぶ第1くらぶ	桜原小学校	-	39	45	45	37	46	40	43	60
さくらんぼくらぶ第2くらぶ	桜原小学校							30	34	40
いのっこクラブ	井野小学校	-	60	52	35	23	32	32	28	60
合計		18	232	311	262	233	283	290	338	430

※各年4月1日現在

◇クラブ別、学年別入所児童数

(人)

施設名	1年生	2年生	3年生	4年生	合計	定員	入所率
うみっこ第1クラブ	27	19	9	5	60	60	100.0%
うみっこ第2クラブ	8	14	5	3	30	30	100.0%
だんだんだんくらぶ	27	13	13	5	58	60	96.7%
はるだっこ第1クラブ	14	9	14	4	41	60	68.3%
はるだっこ第2クラブ	16	18	8	2	44	60	73.3%
さくらんぼくらぶ第1くらぶ	18	14	10	1	43	60	71.7%
さくらんぼくらぶ第2くらぶ	10	11	8	5	34	40	85.0%
いのっこクラブ	13	10	5	-	28	60	46.7%
合計	133	108	72	25	338	430	78.6%

※平成26年4月1日現在

2 宇美町子ども・子育て会議条例

○宇美町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年宇美町条例第 15 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、宇美町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。

(2) 保護者 法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、町長の諮問に応じ、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 4 条 子育て会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員 20 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関する団体の推薦を受けた者

(4) 子どもの保護者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 6 条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 7 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 9 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長がその職務を代理する。

- 5 第7条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議についてそれぞれ準用する。この場合において、第7条第2項並びに前条中「会長」とあるのは「部会長」と、「子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第10条 会長又は部会長は、子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、それぞれの会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者からの必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(子育て会議の招集の特例)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に開催される子育て会議の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 宇美町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成25年12月26日～平成27年12月25日（2年間）

◇補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

No.	氏名	所属団体及び役職等		備考
1	高木 里美	NPO法人 福岡ジェンダー研究所	理事	
2	中村 奈穂	宇美町幼稚園	宇美幼稚園 副園長	
3	中村 紀子	宇美町保育園	宇美町立早見保育園 園長	
4	福田 憲彌	宇美町届出保育施設	認定こども園 空とぶくじら幼児園 副園長	
5	三徳屋 典子	宇美町教育委員会	教育委員	
6	一瀬 トシ子	宇美町社会教育委員	会長	
7	常岡 雅弘	宇美町小中学校校長会	井野小学校 校長	
8	土生 政勝	宇美町民生委員・児童委員協議会	会長	会長
9	川上 利香	特定非営利活動法人 宇美こども子育てネット・う～みん	代表理事	副会長
10	深見 久美子	宇美町学童保育連合会	会長	平成26年5月23日から
11	川上 良明	宇美町子ども会育成会連絡協議会	会長	
12	家入 修一	宇美町青少年指導員会	会長	
13	猪瀬 正典	宇美町青少年育成町民会議	会長	
14	中村 理恵子	就学前児童の保護者	う～みんより推薦	
15	直江 香奈子	宇美町幼稚園の保護者	博多第二幼稚園	
16	安川 聖美	宇美町保育園の保護者	貴船保育園	
17	松永 豊	宇美町小中学校PTA連合協議会	会長 (宇美東小学校PTA)	平成26年6月23日から
18	吉岡 信子	宇美町学童保育連合会	会長	平成26年3月31日まで
19	中園 孝志	宇美町小中学校PTA連合協議会	会長 (宇美南中学校PTA会長)	平成26年3月31日まで

(順不同)

4 宇美町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	内 容	
平成 25 年 12 月 26 日	平成 25 年度 第1回 子ども・子育て会議	(1)宇美町子ども・子育て会議について ・会議の運営、今後のスケジュール ・(仮称)保育所整備検討部会の設置について (2)ニーズ調査の実施について
平成 26 年 1 月 15 日 ～1 月 30 日 *中学生のみ ～2 月 20 日	子ども・子育て支援に関する ニーズ調査	(1)調査対象者 宇美町に居住する乳幼児・小学校児童の保護者及び 中学生、高校生世代の児童・生徒 ①乳幼児 1,785 人 ②小学校児童 1,059 人 ③中学生 1,112 人 ④高校生世代 369 人 (2)調査対象者数 4,325 サンプル 回収数 3,123 サンプル、回収率 72.2%
平成 26 年 3 月 28 日	第2回 子ども・子育て会議	(1)ニーズ調査結果の概要報告 ・乳幼児・小学校児童の保護者 (2)「宇美町次世代育成支援対策行動計画(うみっ子未来プラン)の平成 25 年度進捗状況報告
5 月 23 日	平成 26 年度 第1回 子ども・子育て会議	(1)行動計画の5年間の進捗状況報告 (2)ニーズ調査結果の概要報告 ・中高生・青少年の意識と行動調査 (3)宇美町の人口等の現状 (4)計画策定の方針、今後のスケジュール (5)部会設置について
6 月 23 日	第2回 子ども・子育て会議	(1)経過報告(6/18 子ども・子育て支援新制度説明会 〔市町村向け(県主催)〕) (2)子ども・子育て会議委員ワークショップ 「宇美町の子どもと子育て環境としての特徴と課題について」
8 月 7 日	第3回 子ども・子育て会議	(1)宇美町の特徴と課題のまとめ ・宇美町の子ども・子育て支援の取り組みについて (2)計画の体系(基本目標等)の検討 (3)子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)について
9 月 29 日	第4回 子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画(原案)について〔前半〕 (2)定期的な教育・保育事業について ・量の見込みと確保策 (3)保育の必要性に関する基準について

年 月 日	内 容	
12月16日	第5回 子ども・子育て会議	(1) 保育の必要性に関する基準について (2) 子ども・子育て支援新制度における利用調整について ・入所選考指数表の採用 ・利用調整の方法 (3) 保育所等の利用定員について (4) 保育所整備検討部会の協議経過について (5) 子ども・子育て支援事業計画〔後半〕の検討 ・基本施策及び事業の検討 ○子ども・子育て会議委員ワークショップ ・重点施策(目標)の検討
2月5日	第6回 子ども・子育て会議	(1) 保育所整備検討部会からの報告 「宇美町公立保育所整備の方策に関する報告書」 (2) 子ども・子育て支援事業計画 ・重点施策(目標)の検討
2月20日～ 3月6日	パブリックコメントの実施	宇美町子ども・子育て支援事業計画(案)に対する意見募集について
3月23日	第7回 子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て支援事業計画(案)について ・パブリック・コメントの結果 ・素案の修正 ・表紙(案) (2) 「宇美町公立保育所整備の方策に関する報告書」について (3) 「宇美町次世代育成支援対策行動計画(うみっ子未来プラン)の平成26年度進捗状況報告」について

5 宇美町子ども・子育て会議委員ワークショップまとめ

(1) 平成26年度 第2回子ども・子育て会議

テーマ「宇美町の子ども・子育て支援の取り組みを考える」

平成26年6月23日

於：宇美町役場

第2回の会議では委員のみなさんから、宇美町の子どもと子育て支援施策の推進に向けて、宇美町の現状と問題点を出していただきました。各班の意見を主な課題として6項目にまとめ、項目ごとに代表的な意見を整理しました。

◇課題1 子どもが安全に過ごせる場所の問題

- ア. 身近な公園が少なく、あっても老朽化している
- イ. 小学生以上の子どもが体を使って思いっきり遊べる場所がない
- ウ. 中学生や高校生が集う場所がない
- エ. 図書館、複合型施設の充実などスペースの確保が必要
- オ. 遊び場所が少ない
- カ. 雨の日に遊べる場所がないがアンケートで1位になっている
- キ. ゆうゆうやシーメイトが遠くて子どもたちだけではいけない

◇課題2 地域で子どもや子育て家庭を支える環境の問題

- ア. 子育て家庭が地域とのかかわりが薄く、地域になじんでいない子どもが増加
- イ. 育成会は、親の仕事が多様化するにつれ、親の負担が大きくなっている
- ウ. 子どもと大人が交流できるような地域拠点がない
- エ. 地域で子育てを応援し、子どもを皆で育てる気持ちが必要
- オ. 子どもの登下校時に安全確保を望む親は多い

◇課題3 家庭内での生活習慣の乱れ、IT機器の使い方の問題

- ア. 朝食の欠食、遅寝遅起きなど健康の素地をつくる生活習慣が乱れている
- イ. ゲームの普及で外遊びや多様な体験が不足している
- ウ. 携帯電話やスマートフォンで人間関係が悪化する恐れもあるが、家庭でのルールがない

◇課題4 多様化する家庭のニーズに対応する子育て支援の問題

- ア. 小学生の母親の就労は増えることが予測され、長期休暇時など対応が必要
- イ. 祖父母の育児参加率が高いが、負担が心配される
- ウ. 親族・知人以外にも預けられる一時保育が必要
- エ. 病児保育は広域で1つしかなく、利用しにくい
- オ. 子どもを施設に預けずに育てている母親にも支援は必要

◇課題5 子育てに対する不安感や負担感の問題

- ア. 子育てに対する施策があっても情報が入手できていない
- イ. 相談する場所、子育てを学ぶ場がなく迷う人が多い
- ウ. 父母や家族が気軽に子育て相談できる場所が多くあるとよい

◇課題6 支援を必要とする子育て家庭や子どもへの支援の問題

- ア. ひとり親家庭の割合が前回調査時に比べて増加している
- イ. 父子家庭の父親が子育てを学ぶ機会が必要
- ウ. 障がい児への支援が不十分
- エ. 不登校の問題が長期にわたり続いている
- オ. 里親が必要な子どもを支援する取り組みがもっと求められる
- カ. 親の所得格差によって、子どもの学習環境に格差がでる社会が問題



(2) 平成 26 年度 第 5 回子ども・子育て会議

 テーマ「宇美町の子ども・子育て支援事業計画における重点課題」

平成 26 年 12 月 16 日

於：宇美町役場

①子ども・子育て会議委員提案（1 班）

基本目標	基本施策	理由	施策名
Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	1 多様な教育・保育事業の充実	・ 道徳教育や生活習慣の見直しをしないとは思いません。	
	3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援	・ 乳幼児期に悩む事が多く、よりきめ細やかな対応が必要と思われる。(親が安心できるように対応)	
	4 仕事と家庭生活の両立支援	・ 育児休業があるものの取得していないと言うか取得に不安(復職後の立場)を感じる。	19 仕事と子育ての両立支援の広報・啓発
	5 家庭の教育力の向上	・ 子育てに関して妊娠中、乳幼児期より親が学ぶことは大切。	23 子育てに関する学習機会の提供
	6 小児医療の充実	・ 小学生や中学生は土日や夜間にけがや病気が多いが、診療時間外で行く所を探すのが難しい。	25 小児救急医療体制の充実
Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	2 次代の親の育成	・ 中学校での職場体験や保育実習が大切である。まずは体験です。	33 保育体験や世代間交流の推進 34 職場体験学習
	4 子どもの最善の利益を守る環境づくり	・ 啓発・相談体制が必要だと考える。 ・ 学校において、友人間などで問題があった時、子どもの対場からみて一番近い教育者へ相談しても対応してもらえていない。	44 人権教育・啓発の推進 45 不登校・いじめ等への支援体制の充実 46 教育相談体制の充実 ★(新規)専用のコンシェルジュがいるといい
	5 障がい児施策の充実	・ 学習障害などの認知がなく、対応に不安を感じる。	

基本目標	基本施策	理由	施策名
目 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり	2 子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊びの大切さを考慮することが必要。地域の交流の場にもつなげる。 ・ボール遊び等子どもがのびのびと遊べる場が少ない。また、両親が働いている子も多いため、子どもだけでも体育館を借りられるような方法があれば良いと思う。 ・休みの工事現場や川など危険な場所で遊んでいる子どもがいる。 	54 身近な遊び場の整備 ★（新規）子どもの視点、子どもの意見を聞く居場所づくり ★（新規）子ども達の意見のみで遊び場のマップを作る ★（新規）ハピネス号の活用（子どもだけで移動）ボランティアが乗る ★（新規）ハピネス号を利用して遊びに行こう
	3 安心して生活できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの交通安全に対する意識づけがもっとできるようになると良いと思う。 	56 児童に対する交通安全教育の実施



②子ども・子育て会議委員提案（2班）

基本目標	基本施策	理由	施策名
Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	1 多様な教育・保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・共働きが増えるから。 ・小学生低学年の子ども達、未就園の子どもへの支援。集団で学ぶことが大切だから。 ・働くお母さんの悩みの1つに病気の子の預け先確保が大変だとよく聞いているから。 ・病気の時に預かってもらえないと困る。 ・病気の時に休める環境づくり。職場の理解が大事。 	1 保育の質の向上
	2 地域子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人間力を身につける集団生活の重要性。 ・子ども、保護者両方の交流が大切だ。 	9 学童保育の推進
	3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センターは、住民どうしの相互扶助の取り組みで、近所付き合いが昔に比べ希薄化している現在、もっと多くの方にこの制度を広めて役立ててほしいから。 	10 ファミリー・サポート・センター事業の拡充
	3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの胎児、子どもの成長と発達について、もっと保護者や家族が正しく知っておくことが大切だと思う。子どもの発達に応じたかわり方が子どもを健全に育てる基盤になると思うから。 ・子どもも保護者も健康であることが何より大切。心身ともに健康であるよう過ごし、病気を予防して生きていくことは、健全な社会生活を送るためにも必要だと思う。 	12 乳児家庭全戸訪問事業 15 妊娠出産期の保健指導及び相談の充実
Ⅱ 子どもの健全な成長を支える環境づくり	2 次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で一生を終えるその基礎は、周産期から始まっている。健全で適正な妊娠を伝えていくこと。ライフサイクルで考えていくことが大切なので。 	
Ⅲ 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり	2 子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の公園では、中学生や高校生が遊ぶ姿はほとんど見られず、広いグラウンドで体を動かす場所があったらと思ったから。 	54 身近な遊び場の整備

③子ども・子育て会議委員提案（3班）

基本目標	基本施策	理由	施策名
ー 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	1 多様な教育・保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯が増え核家族も増えている現代社会には、必要不可欠なものだと考える。 ・就労していない母親の認可保育所の利用意向が3割を超えているという調査結果より、多様な働き方に柔軟に対応できる保育施設の充実を図る必要性があるため。 	
	2 地域子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・〈学童保育の推進〉親の共働きが増え、低学年の放課後や長期休暇中に安心して働ける環境を作ることが重要ではないか。 ・関係機関の機能強化にとどまらず、地域コミュニティづくりの中心に「子育て支援」を据えて、子育てを通じたコミュニティづくりなども進められるのではないか。 ・子育て支援センター、学童保育、ファミリー・サポート・センターは、子育てにはなくてはならないものになっており、今後も必要とする家庭が多く見込まれるため。 	9 学童保育の推進
	3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれる前からの対策等が充実していると、より一層子育て世代の安心感が高まると思ったため。 ・妊娠期や乳幼児期のフォローにより、保護者に子育ての知識等の指導や相談の体制を充実し、子育てに自信を持ってもらうこと。虐待等の予防にもつながる。 ・妊娠期や乳幼児期のフォローにより、子育てについて知識の少ない親たちに自信ややる気を与え、ひいては虐待を予防することにもつながると思う。 	15 妊娠出産期の保健指導及び相談の充実 12 乳児家庭全戸訪問事業 13 養育支援訪問事業 47 児童虐待の未然防止と関係機関の連携による取り組みの推進
	4 仕事と家庭生活の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の役割分担に関する因習の緩和。子育ては両親（片親でも）男女の区別をしない社会づくりが必要。 	
	5 家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士、親同士の交流の場が不足している。そのため、家庭の子育て力を高め、喜びを感じるための知識や情報が得られる機会を。 	

基本目標	基本施策	理由	施策名
Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	3 青少年の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流の場を広げるにより「健全な社会とは」を学び、育成において健康な精神を育てる倫理道德、善悪の教育。 	
	4 子どもの最善の利益を守る環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度を充実させ、いち早い早期発見、早期介入が何よりも大切だと感じた。 ・ 子どもの利益を守る、虐待により身体や心に傷を負う子どもを減らすことが重要ではないか。 ・ 子どもの人数を増やすことも大切だが、虐待により死亡したり、心に傷を負う子どもを減らす取り組みも大切だと思う。 	★（新規）人権に関してはもっと相談しやすい環境を作る
	5 障がい児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある幼児、児童、生徒に対する早期からの一貫した支援の充実が求められているため。（※平成18年以降の様々な法改正による） 	
Ⅲ 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり	1 子育て支援の人財育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域で子ども・子育て家庭を支援することが必要であるが、そのための人材が少なく連携ができていない。地域を生かした子育て支援のための人材育成がもっと必要である。 	
	2 子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもは遊びを通じた仲間づくり、規範意識の形成が大切である。しかし、小学校の運動場等は、スポーツ団体等の使用で遊び場が奪われている。子ども同士、保護者との活動のための身近な環境（整備）が必要である。 ・ 調査結果からも「安心して子どもが遊べる場所」を求める保護者は多く、今ある既存の施設で整備し、宇美町のシンボルとなるよう、子どもがここに行けば楽しいと思える環境が必要だから。 ・ 〈遊び場〉自然の中で考える力、遊ぶ力を養える場所づくり。あえて作らなくても遊べる知恵を作れるような場の提供。 	54 身近な遊び場の整備 ★（新規）お金をかけず既存の施設の開放 ◎遊具のない広場
	3 安心して生活できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ お金をかけずに地域ぐるみで整備ができる取り組み（防犯教育等）を推進していくことが大切だと感じる。 	

宇美町
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行 宇美町

編集 子育て支援課

〒811-2192

福岡県糟屋郡宇美町宇美 5 丁目 1 番 1 号

TEL 092-932-1111

